# 目 次

# 第 1 号 9月14日(月曜日)

平成27年第3回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
請願・陳情	1 0
休会の件	1 1
散会	1 1
第 2 号 9月17日(木曜日)	
平成27年第3回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 3
議事日程第2号	1 4
開議	1 5
一般質問	1 5
猪股謙喜君	1 5
室井亜男君	2 1
星 輝夫君	2 9
佐藤盛雄君	3 1
請願・陳情	3 8
散会	3 9
第 3 号 9月18日(金曜日)	
平成27年第3回下郷町議会定例会会議録(第3号)	4 1
議事日程第3号	4 2
開議	4 3
報告第 4号 平成26年度下郷町健全化判断比率等について	4 3
議案第59号 平成26年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に	
ついて	4 4
議案第60号 教育委員会委員の任命について	6 0
議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 1
議案第62号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について	6 1
議案第63号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について	7 4
議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定について	7 6
議案第65号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第2号)	8 4

議第	第(	6	号	平成	2	7年度	下郷町	国民	健康	保険	特別	川会	計補	正子	算	(第	2号	.)		•	8 4
議第	€第(	6 7	号	平成	2	7年度	下郷町	後期	高齢	者医	療物	寺別:	会計	補正	E予算	第(	第 1	号)			8 4
議第	€第(	6 8	号	平成	2	7年度	下郷町	介護	保険	特別	J会i	計補.	正予	算	(第:	2 号	)	• • • • •			8 4
議第	€第(	6 9	号	平成	2	7年度	下郷町	簡易	水道	事業	<b>美特</b> 兒	川会	計補	正子	9算	(第	2号	·) ··			8 4
議員	提出	出議	案第	3 号		下郷町	議会会	議規	則の	→ -	『をは	女正`	する	規貝	リの言	没定	につ	いいて	<b></b>	• 1	0 1
議員	提出	出議	案第	4 号	Ā	集林吸	収源対	策に	.係る	安定	的則	け源す	確保	42Д	J村技	辰興:	対策	の推	隹		
					ì	進を求	める意	見書	の提	出に	こつい	いて	• • • • •			• • • • •	• • • • •	• • • • •		• 1	0 1
閉会	<u> </u>																• • • • •			· 1	0 2

平成27年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成27年9	月14日												
本会議の会期	平成27年9月14日から9月18日までの5日間													
招集の場所	下郷町役場議場													
	開会 平成27	7年9月14	日 午前	10時00分	議長	佐藤	一美							
本日の会議	散会 平成27	7年9月14	日 午前	10時41分	議長	佐藤	一美							
応 招 議 員	1番 星	正刻	<u> </u>	2番 佐藤	孔 一									
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明									
	5番 佐	藤盛な	准	6番 星	政 征									
	7番 猪	股 謙 喜	<b>喜</b>	8番 室 井	亜 男									
	9番 山	田 蓮	<b>找</b> 1	0番 星	輝 夫									
	11番 小	玉 智 禾	<b>a</b> 1	2番 佐藤	一美									
不応招議員	なし													
出席議員	1番 星	正刻	<u>E</u>	2番 佐藤	孔 一									
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明									
	5番 佐	藤盛な	准	6番 星	政 征									
	7番 猪	股 謙 喜	喜	8番 室 井	亜 男									
	9番 山	田 遠	式 1	0番 星	輝 夫									
	11番 小	玉 智 禾	<b>知</b> 1	2番 佐藤	一美									
欠 席 議 員	なし													
会議録署名議員	8番 室	井 亜 身	男	9番 山田	武									
地方自治法第	町 長	星	學	副町長	玉	JII —	郎							
121条の規定	参事兼総務課長	五十嵐	正 俊	参事兼税務課長	室	井 孝	宏							
により説明の	町民課長	星	昌 彦	健康福祉課長	渡	部善	_							
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽一	建設課長	室	井一	弘							
者の職氏名	主幹兼会計管理者	星	永津子	教育委員会教育長	渡	部岩	男							
	教育次長	星	修二	代表監査委員	渡	部 正	晴							
	農業委員会事務局長	湯田	真 澄											
本会議に職務	事務局長	大 竹	義則	書記	荒	井 康	貴							
のため出席し	書 記	大 竹	浩二											
た者の職氏名														
議事日程	別紙のとおり													
会議に付した事件名	別紙のとおり													
会議の経過	別紙のとおり													

### 平成27年第3回下郷町議会定例会議事日程(第1号)

期日:平成27年9月14日(月)午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 室井亜男

9番 山田 武

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 請願・陳情

委員会付託

(総務文教常任委員会)

陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関 する陳情

(産業厚生常任委員会)

請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策 の推進を求める意見書提出の請願

陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情

日程第 5 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会後、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今定例会の説明のため出席を求めた農業委員会会長、渡部和夫君が公務出張のため本日の会議を欠席しますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長(大竹義則君) おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年6月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を 記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきまして もお手元に配付してあります。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長(佐藤一美君) これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤一美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において8番、室井亜男君及び9番、山田武君を指名します。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

### 日程第2 会期の決定

○議長(佐藤一美君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの5日間と決定いたしました。

### 日程第3 町長提案理由の説明

○議長(佐藤一美君) 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長(星學君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会につきましては、報告1件、決算の認定1件、人事案件2件、条例3件、補 正予算5件の計12件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜ります ようお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。

まず初めに、この9日、台風18号から変わった温帯低気圧と太平洋にあった台風17号の影響により、帯状に発達した雨雲は長時間同じ場所に停滞を続け、東日本に甚大な被害をもたらしました。特に大きな河川の下流側では、増水により至るところで氾濫や決壊を起こしました。人家は流され、死者や行方不明者も出ています。もちろん田畑も冠水の被害を受け、大きな被害が出ているようです。お隣、南会津町でも橋梁が流失し、道路が寸断されるなど、大きな被害を受けたようです。被害に遭われました皆様には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

本町においては、大きな被害はありませんでしたが、町道小松川寺山線、県道高陦田島線において、法面の一部が崩落、また塔のへつり橋、白岩側の河川落下防止柵の破損、小池地区においては一部の田んぼに冠水が見られた程度でありました。

なお、農業施設や農作物への被害状況につきましては、現在取りまとめ中であります。 町民生活への安全対策につきましては、9日、15時31分、気象庁から大雨警報が発令されましたので、防災体制として警戒配備体制に入るよう指示しました。その後、土砂災害警戒対象、洪水警報の発令とともに、特別警戒体制とし、防災計画で定められた職員を招集し、町内パトロールや行政区長さんへの情報の収集と情報提供の協力依頼を行ったところです。パトロール及び地区住民からの情報により、枝松地区や戸赤地区においては、河川の増水により越流の危険性が出たことから、21時05分には町消防団幹部に出動を要請、それぞれの地区河川について増水状況の監視をお願いしました。22時30分ころからは雨も小康状態となり、枝松地区では水位も下がりつつあるとの報告から、本団幹部を帰庁させ、戸赤地区について引き続き監視をお願いし、午前0時過ぎに私は帰宅したところです。

うちに帰って間もなく、役場に残っていた副町長より、ダムの水位が上がりつつあり、このままだと川岸に建つ刈合地区の3世帯に危険が及ぶおそれがあると昭和電工から連絡があった。ついては、3世帯の住民を自主避難させたいとの報告を受け、真夜中でありましたので、ふれあいセンターへ避難させるよう指示したところです。

また、午前0時55分には板萩、倉水、中山、三ツ井、新開、戸赤の各班が戸赤地区に おいて、県道戸赤栄富線への河川からの越流を防ぐため、土のうを設置中であること、 さらに、午前2時50分には、三ツ井地区の県道において、山側からの出水を2分団が総員して調整中であるとの報告を受けました。

翌日、早めに出勤し、早速、臨時課長会議を開催し、わかっている被害状況について 報告を受けるとともに、各業務に基づき調査に出るよう指示したところです。

消防団の皆様には、深夜の招集にもかかわらず出動していただき、災害を未然に防いでいただいたこと、また避難者の誘導に当たってくれましたことに対し深く感謝するものです。

また、避難していただきました2世帯、6名の皆さんにつきましても事故なく、翌日 夜の9時半には無事に帰宅できましたこと、安堵した次第です。

次に、町関係について申し述べたいと思います。

初めに、下郷町町制施行60周年記念事業についてでありますが、ご案内のとおり来る10月12日午前10時から下郷ふれあいセンターにおいて開催する運びとなりました。記念事業は、3部構成とし、第1部が功労者表彰の記念式典、第2部として、このたび町の観光プロモーションビデオを制作しましたので、町民の皆様方へビデオのご披露、そして第3部が教育委員会の家庭教育支援事業と連携した東国原英夫氏によります記念講演会を企画しているところです。記念式典におきましては、前回の合併50周年記念事業後に公職を離れられました方々86名の表彰及び落成しました公共事業での施工業者等への感謝状贈呈を行うこととしたところであります。

町民への周知につきましては、ただいま行政区長さんを通じ、ポスターやチラシを配布すべく準備しているところであります。

また、教育委員会においても講演会の開催をPTA連絡協議会等を通じ周知することとなっているところです。先人が築き上げてくれました60年の歴史にふさわしい記念式典となりますよう、議会の皆様方のご協力につきましてよろしくお願いするところであります。

次に、地方創生事業関係でありますが、このたび16歳から64歳までの町民を対象に無作為に抽出いたしました2,000名に対しまして、地域創生に関するアンケート調査を実施したところであります。

また、役場職員にはまちづくりに対し1人1提案の提出を求めたところであり、私自身も町政のトップとして委託業者とヒアリングを行いました。間もなくこれらの意見はまとめられ、近く役場庁内で組織した対策本部会議及び役場、学識経験者、産業経済関係者、金融機関の関係者から成る有識者会議を組織し、有識者会議の皆さんのご意見などを組み入れながら、総合戦略を作成する運びとなっています。

町議会からは、議長さんに加わっていただく予定になっておりますが、町議会の皆様にも施策等がありましたなら、私にお考えをちょうだいし、町民の幸せが実現できる生きた計画づくりができますようお力添えをいただきたいと存じます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の関係ですが、来月10月5日から本法は施行され、個人番号が記載されました通知カードの交付が始まります。本町町民に関しては、10月13日に地方公共団体シ

ステム機構から、基幹郵便局である田島郵便局に送られ、翌日に町内郵便局へ、その後、 行政区を区切って配達され、11月上旬までには各個人の手に通知カードが届くこととなっています。この通知カードにより、個人番号カードの交付申請を行っていただくことになります。この9月定例会におきましても、番号法の施行に当たり、下郷町個人情報保護条例及び下郷町手数料徴収条例の一部改正についてご提案を申し上げた次第であります。

次に、臨時議会以降における主な出来事について報告させていただきます。

初めに、7月26日、第10回下郷ふるさと祭りと第2回會津YOSAKOI~夏の陣~が大川ふるさと公園において、多くのご来賓の皆様をお迎えし、盛大に開催されました。第2回會津YOSAKOI~夏の陣~では、県内外から24チームが集まり、コンテストではジュニア部門で本年も本町の郷人こめらが見事大賞に輝いたところです。それぞれが色鮮やかな衣装でもって趣向を凝らした演舞や、暑さを物としないエネルギッシュな姿には、会場も一体感に包まれ、見物される皆様に頑張る力を与えたものと感じました。また、本大会の運営におきましては誘導や案内、大会運営など、サポートいただいた皆様や、祭りを盛り上げるため出店いただきました皆様に、心から御礼を申し上げる次第であります。

8月13日には、下郷ふれあいセンターにおいて第60回下郷町成人式が行われました。 本年度の成人の皆様には、東日本大震災のあった3月11日に下郷中学校の卒業式を終え られた皆さんであり、本年度の町制施行60年とも相まって力強く、たくましく生きてい ってほしいと痛感した次第です。

前後しますが、7月21日午後2時42分ごろ発生いたしました大内宿住宅火災では、肝を冷やしたところです。火災発生の第1報のもと、私も早速現場に駆けつけ、消火状況を見回ったところです。出火原因は、落雷によるものであり、幸い煙出しと呼ばれる部分のみの被害で済ますことができました。被害を受けた部分の修理については、当該住宅の火災保険において修理を終えているところです。大内宿では、万が一の火災に備え、防災施設を整備しているところであり、配備しました屋内2号消火栓が大いに役立ったところです。また、地区では今回の火災を教訓とし、屋根に上がるためのはしごを各戸で配備しようとする動きもあると聞いております。町といたしましても大内宿は本町の重要な文化財であり、本町を代表する観光拠点であります。茅葺き屋根を守る地区住民の保存活動を今後も応援してまいりたいと思います。

防災という面で、今月6日には震度6強の地震を想定し、全ての住民を対象に、町内全域での防災訓練を実施しました。町消防団に加え、陸上自衛隊郡山駐屯地、NTT東日本、東北電力、町日赤奉仕団、町社会福祉協議会等の参加、協力を得ながら、非常時の対応などを確認し、無事滞りなく行われたところです。特に本年は、町社会福祉協議会によるボランティアセンターの立ち上げ訓練や、集合避難場所における個人のプライバシーを守るための屋内簡易テントの展示など、新たに加えて実施したものです。もちろん各集落におきましても避難訓練を初め、炊き出し訓練など、本番さながらに実施されたと報告を受けているところです。年々町民の防災意識は強くなっていると感じた次

第であり、参加されました町民の皆様、関係機関の皆様に心より感謝を申し上げたいと 思います。

自然災害等は、誰しもが発生しないことを願っておりますが、町政をあずかる者として町民を災害から守り、安心して暮らしていただくためには、万全な防災体制と日ごろの訓練が大事であると考えます。今後とも関係機関の協力を得ながら、こうした訓練を毎年実施し、訓練を通して、さらなる町民意識の高揚を図ってまいりたいと思います。

次に、国政に目を向けますと、自民党総裁選挙は、現在の安倍首相のほか立候補者はなく、無投票当選で安倍首相が再選されることとなりました。再選が決まった後、首相は記者団を前に、アベノミクスはまだ道半ば。全国津々浦々に景気の回復の好循環を届け、地方創生を進め、復興を加速すると会見で述べていました。

8月に発表した内閣府の月例経済報告には、景気は改善テンポにばらつきが見られるが、穏やかに回復基調は続いているとしています。また、厚生労働省は9月4日、7月の毎月勤労統計調査において、実質賃金は前年同月比より0.6ポイント増加し、物価上昇率を加味しても0.3ポイントプラスになったと発表しました。一方で、景気に敏感な小売業を対象とした内閣府の調査では、景気実感を示す現状判断指数は49.3ポイントと、判断指標となる50を7カ月ぶりに下回り、また中国経済が不安定なことから、先行き判断指標は大きく落ち込む結果となっています。企業収益や賃金の伸びはあるものの、個人消費ではこれまでの勢いはなく、停滞感が漂う結果となり、安倍首相が会見で答えた全国津々浦々に景気の好循環を届ける施策に大いに期待を寄せるところであります。

それでは、ご提案申し上げました議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

報告第4号 平成26年度下郷町健全化判断比率等についての件でありますが、本報告につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づき、町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表するものであります。

議案第59号 平成26年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件でありますが、本議案につきましては地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。渡部、猪股両監査委員におかれましては、去る7月14日から長期間にわたり、会計の決算及び財政健全化判断比率等に係る監査をお願い申し上げ、全会計にわたりまして詳細なるご審査のもと意見書の提出をいただいております。審査内容につきましては、後日ご報告されることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、8月11日、両監査委員からは審査結果につきまして細部にわたり講評をいただきました。講評の中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分調査し、改善すべき事項につきましては職員に指摘事項等に対する改善計画書の提出を指示しており、計画書に基づいて速やかに対処してまいりたいと考えております。今後さらに職員一人一人が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、効率的な行財政の執行と事業の重点選別主義の徹底によって健全財政

を一層堅持する考えでありますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議案第60号 教育委員会委員の任命についての件でございますが、現教育委員の盛義 夫氏が9月30日をもって任期満了となることから、再度任命したく、議会の同意を求め るものであります。盛氏は、下郷町大字豊成字宮/前206番地、昭和25年6月25日生まれ で、前教育委員でありました佐藤氏の任期を引き継がれ、平成26年1月1日に就任され ております。就任後は、地方教育行政の改革による教育委員会組織のスムーズな移行、 その後の教育総合会議等において貴重なご意見等をいただいているところです。引き続 き森義夫氏を教育委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についてでありますが、現在法務大臣から人権擁護委員に委嘱されています神田隆宏氏の任期が本年12月31日をもって満了となることから、再度候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。神田氏は、下郷町大字栄富字上平己111番地、昭和26年10月22日生まれで、平成25年1月1日に就任され、1期満了を迎えようとしています。人権擁護についての理解も深く、委員として適格と判断し、再度推薦するものであります。

議案第62号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についての件でありますが、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、これに伴い、国の個人情報の保護に関する法律等は読みかえ規定が適用され、特定個人情報の厳格な措置が定められたところです。このことから、町条例についても番号法の趣旨に沿う条例の一部を改正し、特定個人情報の保護を図るものであります。

議案第63号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第62号と同様、番号法の施行に伴います条例の一部改正となっております。

第1条の規定は、番号法の平成27年10月15日、施行分となります。10月5日以降からは、個人ごとに付番されました通知カードが各個人に届くことになります。この通知カードを紛失した場合における再交付に要する徴収費用を定めたものであります。

第2条では、平成28年1月1日施行分に係る改正となっています。通知カードにより取得した個人番号カードを紛失した場合における再交付に要する費用の徴収規定を定めたものとなっており、それぞれ現行の下郷町手数料徴収条例の第2条に追加するものであります。

議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定についての件でございますが、在宅高齢者宅への除雪支援について、本年度から臨時職員4名を雇用し、除雪機2台、移動車両2台を整備し、1班2名体制により迅速に対応することとしたため、此度、新たに実施要綱を定め、またあわせて手数料条例を設定したく提案するものであります。

議案第65号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既決予算の総額に1億2,233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億4,304万3,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、普通地方交付税の交付額の決定による増額。国庫補

助金においては議案第63号においても説明させていただきました番号法に係るカードの交付事業により238万7,000円が増額。県補助金では地域創生総合支援事業で570万円が増額となったところです。この地方創生総合支援事業といいますのは、これまで通称福島県サポート事業と呼ばれていました事業で、本年度から事業名が変更され、加えて市町村事業にも交付されることとなったものです。本町においては、町へのさらなる誘客を図るため、都内において1週間程度アンテナショップを張る経費や、作成されました下郷町のPRビデオを都内のテレビ各局で放映するための事業を計画したところ、補助採択となったところから、予算を計上したところです。財政基金繰入金においては、地方交付税及び臨時財政対策債が伸びたことから、基金会計に1億3,000万円を戻し入れする補正計上であります。繰越金につきましては、平成26年度の繰越金の確定による増額補正計上。町債につきましては広域圏組合の高規格救急自動車整備事業が国の補助対象となったことから、負担金が減額となり、これに伴い過疎債を300万円減額し、臨時財政対策債においては国から発行可能額確定通知により増額補正計上したところです。

歳出の主なるものにつきましては、総務費では本会議場の音響設備改修に係る経費を 今回計上させていただきました。6月定例会におきまして専決しての執行をお願いした ところですが、各業者からの聞き取りや検討を進める中で、9月定例会までには間に合 わない見通しとなったため、今定例会において補正計上したものです。なお、12月定例 会からは使用開始のできるよう手だてをしてまいりたいと思います。総務費の企画費に つきましては、歳入でご説明させていただきました地域創生総合支援事業に係る経費及 び湯野上地域振興協議会に対する補助金を計上、戸籍住民基本台帳費では歳入でご説明 いたしました個人番号カード発行にかかわります経費の計上、衛生費では簡易水道事業 特別会計への繰出金を増額計上し、土木費の道路橋梁総務費において職員の人件費を減 額計上したところです。これは、簡易水道事業特別会計に充てていた職員を、この10月 から一般財団法人ふくしま市町村支援機構、昔の福島県建設技術センターへ長期実務研 修させることによる、充て職員の変更から、それぞれ増額、減額したものであります。 次に、農林水産業費の農業振興費では、道の駅しもごうの駐車場増設計画において、県 との協議を進めるに当たり、調査委託料の計上、土木費では町道補修に要する経費及び 音金地区の水管橋移設に係る測量設計委託料並びに湯野上地内の江川橋の補強をするた めの設計委託料をそれぞれ増額計上、また同じ土木費の公園管理費では大川ふるさと公 園パークゴルフ場の残り9ホールを増設するための設計委託料を増額計上させていただ きました。パークゴルフ場につきましては、種々調査検討を重ねた結果、現在荒れ地と なっているところと、以前ソフトボール場計画地を活用することで大規模な森林伐採を 行うことなく、まだ公園としての自然景観も保たれることや、木の抜根費用も抑えられ る見通しがついたことから、今回早期の竣工を目指し、設計委託費を計上したものであ ります。教育費では、今年から参加することになりました市町村対抗福島県ソフトボー ル大会の宿泊補助金を計上したところです。

次に、議案第66号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でありますが、既決予算の総額から97万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

10億4,988万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成26年度繰越金の減額補正と減額分を補填するため、基金会計からの繰入金を計上、歳出につきましては平成26年度の償還金及び還付加算金及び療養費等がそれぞれ増額補正となったことから、予備費おいて財源調整を行ったものです。

次に、議案第67号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既決予算の総額に14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,050万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成26年度の保険料未納分を繰越金として計上し、歳出では広 域連合保険料納付費分として予算計上しましたものであります。

議案第68号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、 既決予算の総額に748万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,834万2,000円 とするものであります。歳入につきましては、平成26年度の各交付金の確定に伴う補正 計上、歳出につきましては介護保険事業等の国庫負担金等の確定に伴う超過交付金の返 還金を計上し、予備費において財源調整を行ったものであります。

次に、議案第69号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でありますが、既決予算の総額に105万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,649万8,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計においてご説明しました充て職員の配置がえによる一般会計からの繰り入れ及び平成26年度の繰越金が確定したことによる補正計上、歳出につきましては変更となった当該職員の人件費について増額計上し、予備費にて財源調整を行ったものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案等につきましてご説明申し上げました。 よろしくお願い申し上げます。

(何事か声あり)

- ○議長(佐藤一美君) 町長より訂正があります。
- ○町長(星學君) 先ほど提案理由説明申し上げました中身で、番号法の平成27年10月5日と読むところを10月15日ということを申し上げましたので、訂正いたします。

# 日程第4 請願·陳情

よろしくお願いします。

○議長(佐藤一美君) それでは、日程第4、請願・陳情を議題とします。

請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情及び陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情の件、3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号、陳情第2号、陳情第3号の3件を会議規 則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の 写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号 森林吸収源対策に係る安

定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願の件を産業厚生常任委員会に、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情の件を産業厚生常任委員会に、陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づきそれぞれ付託し、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。したがって、さよう決定いたしました。

#### 日程第5 休会の件

○議長(佐藤一美君) 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。9月15日及び16日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、9月15日、16日の2日間を休会とすることに決定しました。なお、再開本会議は9月17日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。 (午前10時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成27年9	月 1 4 日												
本会議の会期	平成27年9月14日から9月18日までの5日間													
招集の場所	下郷町役場議場													
	開議 平成27	7年9月17	7 日	午前	10時0	0分	議長	佐	藤	_	美			
本日の会議	散会 平成27	7年9月17	7 日	午後	0時1	9分	議長	佐	藤	_	美			
応 招 議 員	1番 星	正	延		2番	佐藤	孔 一							
	3番 佐	藤	勤		4番	星	嘉 明							
	5番 佐	藤盛	雄		6番	星	政 征							
	7番 猪	股 謙	喜		8番	室井	亜 男							
	9番 山	H j	武	1	0番	星	輝夫							
	11番 小	玉 智 🏃	和	1	2番	佐 藤	一美							
不応招議員	なし													
出席議員	1番 星	正	延		2番	佐 藤	孔 一							
	3番 佐	藤	勤		4番	星	嘉 明							
	5番 佐	藤盛	雄		6番	星	政 征							
	7番 猪	股 謙	喜		8番	室井	亜 男							
	9番 山	田	武	1	0番	星	輝夫							
	11番 小	玉 智 🧦	和	1	2番	佐 藤	一美							
欠 席 議 員	なし													
会議録署名議員	8番 室	井 亜	男		9番	山 田	武							
地方自治法第	町 長	星		學	副	町 長	玉	Ш	_	郎				
121条の規定	参事兼総務課長	五十嵐	正	俊	参事兼	税務課長	室	井	孝	宏				
により説明の	町民課長	星	昌	彦	健康福	<b>届祉課長</b>	渡	部	善	_				
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽	_	建設	課長	室	井	_	弘				
者の職氏名	主幹兼会計管理者	星	永津	生子	教育委員	員会教育長	渡	部	岩	男				
	教育次長	星	修	$\stackrel{-}{-}$	代表題	监查委員	渡	部	正	晴				
	農業委員会会長	渡 部	和	夫	農業委員	会事務局長	湯	田	真	澄				
本会議に職務	事務局長	大 竹	義	則	書	記	荒	井	康	貴				
のため出席し	書 記	大 竹	浩	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$										
た者の職氏名														
議事日程	別紙のとおり													
会議に付した事件名	別紙のとおり													
会議の経過	別紙のとおり													

## 平成27年第3回下郷町議会定例会議事日程(第2号)

期日:平成27年9月17日(木)午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願·陳情

委員会報告

(産業厚生常任委員会)

請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策

の推進を求める意見書提出の請願

陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情

散 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

#### 日程第1 一般質問

○議長(佐藤一美君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、猪股謙喜君。

○7番(猪股謙喜君) それでは、7番、猪股謙喜、通告により一般質問をいたします。大きく3点でございます。

まず、今回の大雨被害についてご質問いたします。台風18号の影響を受け、安張地区で4年前に出水したところが今回もまた出水し、県道まで水が達しました。過去も幾度も出水したところでございまして、今後こういった場合においての対策をどのように考えているのかお尋ねします。

次に、中山地区において、通称茂賀沢と言われる沢を含む数カ所から出水し、やはり 県道が冠水したということでございます。こういった、今回は通行止め等なかったわけ ですが、今後出水を防ぐための対策を町のほうではどのように考えているのかお尋ねし ます。

3つ目、今回の台風18号の影響を受けて、今回の大雨による雨量は平成23年の新潟・福島豪雨災害時と比べてどうだったのか、またそれ以前の豪雨時と比べてどの程度の降水量であったのかお尋ねします。

次に、大きな2つ目の質問でございます。倉楢堰について質問いたします。今回の台風18号の影響で阿賀川が増水し、土砂等が倉楢堰にたまったということで、私も11日ではございますが、現場を見てまいりました。そして、町のほうでも現場の確認等したと聞いておりますが、被害の状況はどの程度であり、その対処はどのように行ったのかお尋ねいたします。

それから、昨年ですか、倉楢堰対策協議会が設置されまして、その後の協議会の活動 状況がどのようになっているのかお尋ねします。また、今後の活動はどのようなことを 考えているのかお尋ねいたします。

それから、倉楢堰対策協議会の目的が改修という目的で協議会が設立したという経緯がございますので、倉楢堰の改修の見通しはどのようになっているのかお尋ねいたします。

最後に、野岩鉄道、東武鉄道についてお尋ねいたします。今回やはり台風18号の影響によりまして、野岩鉄道、東武鉄道が不通となっておりました。けさの民報新聞では、19日のマウントエクスプレスは直通は走らせるというニュースになっておりましたが、

この質問を考えた時点ではまだ不通でございました。見通しがありませんでしたので、 質問いたします。開通の見通しがどうなっているのか。また、今回不通になったことで 下郷町にとってどのような影響が出ているのか質問いたします。

以上でございます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 7番、猪股謙喜議員の質問にお答えします。

まず、安張地区での出水についてのご質問でございますが、9月9日、台風18号の影響により、降り続いた大雨で大量の流水が町道安張唐沢線の路面を通じて県道戸赤栄富線を横断、一時通行止めとなりました。幸い町消防団の迅速な対応のおかげで周辺の人家への被害はなく、大変感謝するとともに、心強く感じているところです。猪股議員のご質問のとおり本路線は従来沢であったことから、大雨時には土砂が流出する危険箇所でもありました。沢を舗装町道としたことから土砂の流出は減少いたしましたが、舗装したことにより山から流れ出る水量が激しくなり、今回のような現象が発生したものと思われます。今後この箇所の出水対策につきまして治山ダムの設置を見据えながら、関係機関などと協議してまいりたいと思います。

次に、中山地区の茂賀沢出水対策等につきましては、治水事業が効果的かと考えますが、現在保安林指定地域となっていないことから治山事業ができない状況となっております。このため治山ダムを整備する条件となる保安林指定について、中山集落と協議するよう指示したところでございます。今後も国、県道を含む町内路線の安全性を確保するため、県を初め関係機関と連携し、対応してまいりたいと考えております。

次に、大雨被害の3点目、今回の雨量と過去における集中豪雨との比較はというご質問ですが、今回の台風18号での大雨について主なところを紹介しますと、塩生が時間当たり最高雨量16ミリ、総雨量が202ミリ。増水が懸念された戸石川では、時間当たり最高雨量15ミリ、総雨量215ミリ。鶴沼川流域は、観測所が天栄湯本になっていますが、時間当たり最高雨量18ミリ、総雨量263ミリ。最高雨量を観測したのは観音山で、時間当たり最高雨量37ミリ、総雨量552ミリとなっております。過去の大災害時との比較でありますが、平成23年新潟・福島豪雨災害時の只見地区では、時間当たり最高雨量69.5ミリ、総雨量711ミリ。他県ではありますが、平成25年10月の伊豆大島土砂災害は、時間当たり最高雨量118.5ミリ、総雨量824ミリ。平成26年8月の広島県土砂災害は、時間当たり最高雨量87ミリ、総雨量247ミリが計測されたと記録されています。

次に、大きな2点目の倉楢堰についてのお尋ねですが、1点目の増水による被害の状況とその対策につきましては、9月9日から10日に至る台風18号災害の倉楢堰頭首工本体の直接的被害は確認されず、頭首工機能も失われませんでしたが、大量土砂流出により取水口の閉塞が発生し、生活用水、防火用水に支障を来したことから、早急に重機借り上げ、土砂撤去を実施し、現在は倉楢堰本来の機能を回復しております。

次に、倉楢堰対策協議会の設立後の活動状況はどのようになっているか、また今後は どのような活動を考えているのかとのご質問ですが、当該協議会は昨年12月4日に設立 され、昨年度の活動状況といたしましては12月2日に南会津建設事務所、南会津農林事務所、南会津町、長野行政区、長野縁故会、南会東部非出資漁業協同組合、協議会設立の報告を兼ねた挨拶を実施しております。今年度の総会は、去る9月11日に開催され、倉楢堰の早期改修を図るため、関係機関等への積極的な要望活動をすることを確認しております。

3点目の改修の見通しですが、当協議会として安定した倉楢堰の改修を目指しております。南会津建設事務所では、長野地区の河川、阿賀川未改修区間の護岸整備を実施した上で、倉楢堰改修を農業用施設として整備することとしていますが、河川区域不明瞭なことや用地取得の困難な問題を抱えている状況にあります。しかしながら、少しでも事業を前倒しされるよう要望活動を展開していきたいと考えております。

大きな3点目の東武、野岩鉄道運休についてでありますが、台風18号による大雨に伴う土砂崩れにより、東京電力からの送電線が断線したことから運転を見合わせていたところであり、また沿線付近国道の交通止めからバスの代替運行もできない状況となっていましたが、けさの新聞報道を見ますと、あした18日から一部列車は運休するものの、全線開通となったようです。あわせてAIZUマウントエクスプレス号も19日に運転再開予定とのこと、週末からの連休に間に合ったことで胸をなでおろしております。本町への影響でありますが、13日に行われました100万年ウォークにおいて、観光協会で募集した首都圏からの参加者70名ほどにキャンセルがあり、影響を受けたところであります。以上でございます。

大変失礼しました。倉楢堰対策協議会の設立、活動状況につきましては、12月2日と申し上げましたけれども、12月12日に行っております。活動状況、12月2日と申しましたけれども、12日の誤りでございました。訂正いたします。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。
  - 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) それでは、再質問をいたします。

まず、大雨の被害についてでございますが、安張の出水についての対策は治山ダム等で対処していきたいということですが、治山ダム等の工事等は町が主体でやるのかどうかをお尋ねいたします。

それから、中山地区においての件でございますが、保安林指定になっていないということですが、これ実際水道施設が取水地点の上流、一番奥がお不動様というところがありまして、その中間よりももっと県道に近いところに水道施設がございまして、なぜ当初から保安林指定になっていなかったのかというのがちょっと疑問でございました。今後保安林指定に向けて行動するということでございますので、ぜひとも早い指定に向けて頑張っていただきたいなと思います。

雨量の過去との比較でございますが、下郷の過去との比較をしていただきたかったなと思いました。今回見ますと、観音山が37ミリということですが、観音山の観測場所というのは、どこら辺にあるのかということです。それから、私の質問では新潟・福島豪雨との下郷町の降水量ということで質問したつもりですが、私の通告書の内容が余りに

も、ちょっともう少し詳しく書けばよかったかなと思いますが、もし下郷との過去の雨量との比較がございましたらよろしくお願いいたします。

次に、倉楢堰でございますが、頭首工の被害はなかったと。それから、重機によって 現在は倉楢のほうまで水が届いているということでございますが、これは倉楢地区まで 水が通水したのはいつごろなのかお尋ねいたします。実際、生活用水、それから消防の ための消火のために使われることもございますので、そういった点から質問したもので ございます。

それから、協議会です、倉楢の協議会、年に1回、設立と今回9月に1回やったということで、年度内に1回の開催のつもりでいるのかどうか。協議会の開催です。26年の12月に設立総会を行ったと。そして、今年、27年の9月に定期総会を行ったということですが、協議会の開催は年に1度なのかどうかお尋ねいたします。

それから、今後の改修の見通しとしまして、長野地区をまず改修してからになるだろうというお答えだったと思いますが、長野地区のほうの用地等の問題がいろいろあって今に至った経緯もございますが、何とか長野地区の改修が速やかになりそうなのかどうか、県との協議等されたと思いますが、感触等を述べていただければと思います。ぜひとも倉楢堰の場合は、基盤整備事業をやったばかりでございます。今回も時期的に水田では水が余り必要のないときでございましたので、水が倉楢に来なかった影響は、水田にはそんなには影響なかったのかなと思いますが、これがやはり水の必要な時期であれば随分大変な心配事の一つになりそうでございますので、ぜひとも全力で倉楢堰の頭首工からさきの改修ということについては全力でやっていただきたいなと思います。

最後に、野岩鉄道、会津鉄道でございますが、100万年ウォークで70名キャンセルということでございますが、宿泊施設等の情報等は、キャンセルの状況等はなかったのかどうか、町のほうで情報の取得に動いたのかどうかもお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) それでは、再質問の猪股謙喜議員についての答弁を行います。

まず、安張地区の治山ダムの工事は町がやるのか、誰がやるのかという内容ですが、 これは治山ダムについては県で施工していただくように毎年設置要望のところを実行で きるかできないか、やっていただけるか否かということをお聞きして、その対応に当た っております。

次に、中山地区の茂賀沢からの関係ですが、当初から保安林指定になっていなかったのはなぜなのかということでございますが、いろいろこれもありまして、過去の開発計画等もございまして、そういう関係から指定がされていなかったのではないかということもございます。今後出水できない方法をするためには、やっぱり治山ダムの設置がよいのかと思っております。それには保安林の指定が必要でございます。

次に、観音山の観測所がどこにあるのかということですが、林道大峠線の日暮滝の手前になるのですけれども、日暮滝の手前。町の総合簡水のところの付近になろうかと思

います。

それから、過去の下郷町の雨量については今現在資料ございませんけれども、では町 民課長から答弁させます。

倉楢堰の通水はいつだったのかということですが、これも産業課長がわかっておりま すから、産業課長から答弁させます。

次に、協議会の開催、1回でよいのかと、年に1度なのかということではなくて、これは規約でもございますので、会議はいつでも開かれます。ただ、総会は年1回ということでございます。協議会には役員を何回か集まっていただいて協議していることも26年度はございました。

それから、今後の改修の見通しの件でございますが、建設事務所での考え方は長野地区の改修の頭首工、取り入れ口をやってからというようなことの私の答弁をしましたけれども、ちょっとその辺ちゃんとした文言でなかったためですけれども。まずは、私のほうは長野地区であろうと倉楢堰であろうと、やはり河川改修をしていただいて取水口をつくっていただくということが目的でございますので、その辺は関係団体あるいは上部の団体と協議しながら進めていきたい、全力でやっていきたいと思います。

それから、野岩鉄道に関しての宿泊状況の関係は、これも産業課長で調べておる…… 産業課長のほうで答弁させます。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。猪股議員のご質問にお答えしたいと思います。

下郷町の近くの過去のデータでございますが、気象庁のアメダスのデータが今手元にございます。3カ所ほどデータがございまして、新潟・福島豪雨の際、白河市の観測所ですが、時間当たり最大が18.5ミリ、総雨量が132ミリ。あと、隣の田島にあるのですが、これが時間雨量の最大が22.0ミリ、総雨量が205ミリ。それから、天栄湯本、24.0ミリ、最大雨量です。総雨量が122ミリとなってございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 倉楢堰の通水した時期というふうなお尋ねでございますけれど も、きっちりとは調べてございません。ただ、通水にかかった時間ということで9月14日 で終わる予定でしたが、なかなかスムーズにいかなかったということで15日までかかっ てございます。それ以降ですので、時間の差はあるかと思いますけれども、15日以降に は通水したのではないかというふうに推測しているところでございます。

それから、100万年ウォークに関します宿泊者のキャンセルということで特に調べては ございません。ただ、先ほど町長申し上げましたとおり、70名ほどのキャンセルがあっ たということで、全てが宿泊というわけではございませんが、例年どおりですと約1割 の方が宿泊なさっている、あるいは残りの方が電車での帰りと、電車等での日帰りの参 加ということの状況がありましたので、そこから推測しますと約10名程度、これは100万 年ウォークに関する部分だけでございますけれども、そういったことが言えるのかなと いうふうに思います。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 雨量の件で、今近くではございますがという手元の数字をいただきましたが、下郷町の話で質問しておりますので、私の書き方が悪いのでしょうね。下郷町の役場のデータ、役場にも雨量計があったかと思いますが、そういったものでの比較が欲しかったなということでございます。いいです。大体今回の天栄等々、鶴沼、天栄の比較すると、23年のほうが鶴沼川沿いは多かったということですから、23年新潟・福島豪雨時よりは、今回は若干総雨量も含めて少なかったのかなというような判断はできますが、後で申しわけありませんが、私資料を請求させていただきますので、大雨被害については再質問なしということでございます。

倉楢堰、通水の日が15日ということで、重機1台借り上げでやっていたように見受けられますので、時間はかかったのかなという感想でございます。幸い今回は、川を横断する部分が流されなかったということで、大きな工事にはならなかったような感想ではございますが、おてんとうさまと言うとおかしいのですが、自然のことでございますので、なかなかそれに対しての備えというのは、仮の水を集めるための施設とでも言いましょうか、倉楢堰の横断しているブロックの場合は、あくまでも正式なものではないということでございます。長野地区もあの部分を長野まで持ってこられると、自分たちの土地が流されてしまうというおそれが、昔からそういったおそれがありますので、なかなかそういったことができなくて現在に至っているわけでございますから、今回、それから平成23年の新潟・福島豪雨でも倉楢堰のほうはいろいろ災害こうむってございますので、農業用水ではありますが、生活のための、それから安全、安心のための消火のための用水であるということを町のほうでもわかっていらっしゃいますが、その辺を強く県のほうに要望していただきまして、今後とも県のほうに公式、非公式あるとは思いますが、折に触れてそういったことを訴えていただけますでしょうか。

最後に、宿泊の件で再質問いたしましたが、お答えは100万年ウォークのみのお答えでございましたが、町としてはこういった鉄道、道路等の通行止めによって町がどういうふうに影響を受けたのかというのを把握すべきではないのかなと、もっとしっかりと。確かに野岩鉄道、東武鉄道を利用して湯野上温泉、大内宿等、下郷の観光施設に訪れる方はそんなには多くはないのかなと思いますが、こういった鉄道の不通ということでございますので、町全体で宿泊者がどのぐらいキャンセルになったのか等、やはりそういった農業、林業、道路等の被害調査というのは体制ができておりますので、速やかに行われておるわけでございますが、観光、サービス業の件に関しては、今回私の質問に対する答弁を見ますと、余り調査されていないように見受けられますので、今後そういった調査等、どういうふうに観光の面でどういうふうな調査をされるのか、下郷町というのは基幹産業の一つとして観光業ということをうたってございますので、そういった速やかな被害の実態の調査等、必要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) それでは、雨量の関係については資料がございますので、後から担当課 長のほうに資料を出させるようにします。

それから、倉楢堰の関係でございますが、議員がおっしゃるように生活用水も十分に 水を使ってやっていますので、県に対しての要望につきましては内容を十分に説明して 要望をしたいと考えております。

それから、野岩鉄道の旅行者及び宿泊業を営んでいる人たちに十分に調査をするよう に担当課長のほうに申し上げておきます。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○7番(猪股謙喜君) なし。
- ○議長(佐藤一美君) これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。 次に、8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) それでは、8番、一般質問を申し上げます。

最初に、猿、イノシシ対策について。町民から猿が出て畑の野菜が荒らされて困る、 どうにかしてくれと。イノシシが出て田んぼの土手が掘られて困ると、どうにかしてく れという言葉が毎日のように聞かれますが、町はどのような対策をしているのでしょう か。

先般、福島民友新聞に掲載されておりましたが、県ではイノシシ管理計画の見直しを 行い、捕獲数を年間2,400頭から3,000頭に増やし、いわき市では捕獲した際の報償金単 価を1頭当たり2万円に増額するなど対策がとられておりますが、下郷町はどのような 対応をしているのでしょうか。次の点についてお伺いを申し上げます。

- 1、今年の出没度合いはどのようになっているのでしょうか。
- 2つ目、追い払い等に使用する花火は、どの程度配布してどの程度保有しているのか。
- 3、おり、わなは、どの程度利用しているのか。
- 4、捕獲報償金について1頭当たり幾らになっていて、今年度は幾ら支出しているのでしょうか。
- 5番、南会津町では、見張り隊または実施隊という組織をつくり、県から多額の補助 金を受けてさまざまな対策を行っているようですが、下郷町はそれと同じくなぜやらな いのでしょうか。
- 6、猿は、わな、おりなどでは捕獲できないと聞きますが、町は猿対策を今後どのようにしていこうと考えているのでしょうか。
  - 7、農産物の被害はどの程度になっているのでしょうか。

2つ目に、人間ドックの助成の対象年齢引き上げについてお伺いを申し上げます。現在人間ドック助成の対象年齢は74歳までとされており、これは75歳になると国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行されるためと担当者から聞いておりますが、ご存じのとおり人間ドックは総合的な検査を行うことにより、ささいな異常も早期に発見し、早

期治療ができる最も効果的な予防策であると考えられます。現在下郷町の人口比率は、 高齢者の割合が非常に高く、介護や医療費の費用も年々増加しており、健康増進対策と してさまざまな施策を行っておりますが、なかなか介護や医療の費用減少には至らない のも現状であります。そこで、今年度に人間ドック助成を受けた方の人数、年齢の構成、 助成の総額を教えていただきますようお願いを申し上げます。

また、75歳以上の町民に対しては、国民健康保険特別会計とは別に一般会計財源を用いて人間ドックの助成を行うことにより、介護費や医療費の削減につながるものと思われます。第5次下郷町振興計画にも健康寿命の延伸とか疾病予防体制の充実の施策が必要としているところであり、この高齢者に対する人間ドック助成は、まさに効果的な町独自の施策になるのではないかと考えられます。75歳から80歳までの方の助成を行った場合、どの程度の予算がかかるのか、また施策に対して町長の考えをお伺いを申し上げます。

3つ目に、最初に町制の制が間違っておりましたので、直してください。町制60周年について。町制60周年記念式典の案内状が我々に届き、多くの来賓が招待されているとは思いますが、そこで聞きたいのですが、1つ、我々も招待者、来賓、どちらでしょうか。2つ目、町議会も町と同じく60周年になりますので、案内状に議長も名を連ねてどうかと思いましたが、町長のお考えをお聞かせをください。

最後に、地方版総合戦略策定及び地方創生等の予算についてお伺いをいたします。定例会の中で町長は、いろいろな質問に対して地方版総合戦略を今年策定し、その中で今後の政策を検討し、決定していくと話されておりました。この地方版総合戦略は、国では議会と執行部が両輪となって推進することが重要であり、議会においても策定段階から効果の検証の段階において、十分な審議が行われることが重要であるとされているところであります。しかしながら、町長は議長を有識者会議に加えることは、さきの提案理由説明の中で話をされましたが、我々議会議員からの意見の取り入れなどは考えてはいないのでしょうか。議長を有識者会議に加え、我々議会議員には完成してからの報告で終わらせるつもりのようにも思われますが、町長の考えをお伺いをいたします。

それと、あわせて地方創生の予算により湯野上温泉会館をつくるための計画策定に着手し、湯野上地域の方々と宮城大学を交えて話し合いを行っているようですが、この計画についても我々議会との策定段階からの審議とか議会からの意見を取り入れるということは考えてはいないのでしょうか、町長の考えをお伺いをいたします。

以上、質問をいたしますので、明快なる答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 8番、室井亜男議員の質問にお答えします。

ご質問の大きな1点目、猿、イノシシ対策についてでありますが、まず1点目の今年の猿、イノシシの出没度合いにつきましては、4月1日から9月15日までで猿が12件、イノシシにつきましては19件の地区の報告がされています。

2点目の追い払い用花火の配布及び保有についてですが、追い払い資材の種類は、爆

竹、ロケット花火、追い払い花火を下郷町鳥獣被害対策協議会が保有し、配布数は9月15日現在、爆竹390箱、ロケット花火21袋、追い払い花火47本となっています。保有数は、爆竹210箱、ロケット花火79袋、追い払い花火193本の在庫数となっております。

次に、3点目のおり、わなの使用状況ですが、平成23年から25年にわたり熊用おり8個、イノシシ用おり3個、イノシシ用くくりわな20台、イノシシ、鹿用わな75基を購入し、町猟友会の使用、管理をしていただいております。おりの使用頻度は、全個数を被害地区にそれぞれ設置している状況であります。

4点目、捕獲報償金についてでありますが、1頭につき1万3,000円で、今年度の支出 状況は9月15日現在、猿5頭、イノシシ3頭の10万4,000円でございます。

5点目の見張り隊や実施隊と呼ばれる組織づくりについてでございますが、南会津町に確認したところ、見張り隊というものではなく、南会津町鳥獣被害対策実施隊を設置して鳥獣被害対策に当たっていることでありました。本町でも制度上の町の狩猟有害鳥獣保護隊と鳥獣被害対策実施隊等の設置を検討してきました経過がありますが、捕獲隊員が少ないことから設置に至っていないのが現状となっています。

6点目の猿の駆除対策については、町では下郷町ニホンザル保護管理事業実施計画に基づき、町許可において年間61頭の捕獲計画を持っておりますので、通年で狩猟可能となっております。また、下郷町の猿対策捕獲方法は、銃器による巻き狩りを実施し、有効との報告を受けておりますので、引き続き実施してまいりたいと思っております。実施効果が確実にできない場合には、猿専用の箱わなも検討いたします。

7点目の農産物の被害については、9月15日現在、猿は水稲、サツマイモ、カボチャ、トマト、トウモロコシ、リンゴ、大豆、大根、スイカ等の報告があり、26万1,000円。イノシシでは、水稲、ソバ、サツマイモ、カボチャ、リンゴ、大豆の報告があり、13万7,000円となっています。

次に、大きな2点目の人間ドック助成の対象年齢引き上げについてのお尋ねですが、最初に平成27年度国民健康保険人間ドック事業については申込者が114人で、10月末までの予定で実施中であります。現在まで86名が受診を終わっているところです。年代別内訳は、40代が8名、50代が20名、60代が68名、70歳から74歳までが18名となっており、助成総額は340万円を見込んでおります。また、今後80歳まで助成を行った場合の費用でございますが、今年度70代の受診者が18名であることから、同数の受診者があった場合は150万円の支出になると思われます。なお、80歳までの延長施策につきましては大変貴重なご意見と受けとめ、町民ニーズを調査し、検討してまいりたいと思います。

次に、大きな3点目、町制60周年記念式典についてのお尋ねですが、本年は昭和の大合併、平成の大合併の区切りの年であり、全国各自治体それぞれ記念式典が行われ、本町においても町制施行60周年という栄誉ある年を迎えることができましたことは、町議会を初めとする関係機関、そして町民の皆様のご指導、ご鞭撻があってのことと感謝申し上げます。60周年の記念式典につきましては、10月12日、町議会議員の皆様を初め、過去に自治功労を受けられました方々、国、県の関係機関の方々、町内関係団体の方々にご案内を申し上げ、また町民の皆様とともにお祝いしたいと考え、記念行事等を組ん

だところであります。議員の皆様には、招待者、来賓なのかとお尋ねにつきましては、 ご招待であり、ご来賓と扱いさせていただきました。しかし、今ほど申し上げましたと おり、数多くの関係各位の皆様にご案内申し上げているところでありますので、記念行 事の進行上、来賓紹介は主賓の皆様に限りご紹介させていただきたいと存じます。また、 案内状の送付につきましては、これまでの合併50周年記念事業及びさきに記念事業を終 えています県内市町村の例に倣い、私が町の代表者としてご案内申し上げた次第でござ います。

次に、大きな4点目の地方版総合戦略策定における議会からの有識者会議への参加と計画案の提示についてのご質問ですが、国では有識者会議は住民の代表及び産業、行政、大学、金融、労働、メディアといった各分野から成る人材で構成される会議が望ましいとしています。しかし、本町においては大学や金融、メディアといった分野での人材は確保が難しいことから、国の総合戦略が定める政策、町づくりや子育て、また農業や商業といった分野からの人選を進め、広く関係者の意見を反映させる有識者会議を設置することとしたところです。また、議員がおっしゃるとおり、国では議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であると述べておりますので、提案理由では議長さんにも入っていただくと省略して申し上げましたところでございますが、総務文教、産業厚生の両委員会の委員長にも入っていただき、下郷町における総合戦略の策定や検証について十分な審議が行われますよう人選を進めているところです。また、間もなく住民アンケート等の結果も集約されることから、適時に議会の皆様方にも進行状況をお示しし、ご意見を賜っていきたいと思っております。

次に、湯野上地域整備基本構想策定についてでございますが、現在湯野上地区では湯野上地域振興推進協議会が設立され、宮城大学との協働した湯野上地域振興施策を練っているところです。本事業は、宮城大学が持つノウハウを活用しながら、湯野上地域の考えをまとめていただくものです。この基本構想が成果品として上がりましたら、次に町の基本計画を策定していきたいと存じます。この基本計画策定時においてご協議申し上げますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 一つ一つちょっと聞いてみたいなと思いますが、猿、イノシシ等に対しての花火とかあるわけでございますが、私のほうに猿が出まして、そのとき役場のほうに電話をして猿が出たよというようなことを言いまして、何かあるのですかと、花火で追い払うしかないと、こういうふうなことで役場職員の方から。では、私が花火もらいに行きますからということだったらば、その花火というのは各行政区の区長でないと渡さないと、こういうふうなことがありました。そうしますと、やる気のある区長、やる気のない区長を2つに分けた場合に、やる気のない区長ということになると、花火ももらえない、猿も追い払えない、こういうふうなことが出るのではないだろうか。隣地区に議員と一緒に区長になっている方がおりまして、そちらのほうがまめったく追い

払いをかけるものですから、私らのほうに来たなと、こういうふうな私も解釈したのですが。そういうようなことを考えた場合に、我々やはり区長と同じく、我々が議員12名おるわけですから、やはり我々がそのようなことを電話でやった場合には、花火とかそういうふうなものが、もう少し在庫があるならば、なかったらしようがないのですが、やはり議員ぐらいにはそういうふうなものを対応すべきではないだろうかと、私の考えをひとつお願いを申し上げます。

もう一つは、先ほど南会津町は見張り隊ということどうのこうのと言っておりました が、実施隊、人数が少なくてやれないと。南会津の議員の方にちょっとお尋ねをしたの ですが、私らのほうは3班に分けて見張り隊というか、実施隊をつくって追い払いをや っていますよというようなことですから、私らのほうの地区にはこのごろおりませんと いうようなことをやり、さらにはこの前テレビで私が見ていたらば、追い払いというも のの会を組織して、私は追い払い隊隊長であるというようなことが、テレビで見たこと がございます。やはりこういうようなことを考えた場合に、追い払いというものをやは り具体的に各地区で少し組織をしながら、それに対して多少なりとは言うけれども、責 任を持たせるためには、1回出たらどのぐらいかというお金を幾らか払うような考えの 追い払いというものを今後やらないと、農作物というものがカボチャをつくっても全然 とれない、芋をつくっても全部掘られてしまう、いろんなことがやはり農産物の被害と いうものが今年は出ているわけでございます。今後ますます私は出てくるのではないだ ろうかと。けものというものが我々花火とかそういうので追い払うわけでございますが、 昔は奥山にドングリとかいろんな食べ物があったわけですから、そこに生まれてそこで 食べていたわけですが、このごろは里山という人家の近いところに生まれておるわけで、 農作物をうまいものを食べてそこに潜んでおるわけということを聞いておりますが、イ ノシシ、猿、もう少し私はやはり力を入れるべきではないだろうか。先ほど私も申し上 げましたけれども、いわき市では1頭当たり、猿、イノシシに対して1頭2万円になっ たということになれば、今町は町長、先ほど言われた1万3,000円で全体的で10万4,000円 しかまだ払っていない。なぜ少ないのだろう。これしかとっていないのかというような ことがちょっとお尋ねをするのですが、なぜ少ないのか。隊員が少ないと言われればそ れまででございますが、もう少し報償金というものをやはり私は上げるべきではないだ ろうか、このように思います。

2つ目に人間ドックの補助金でございますが、私も福島の衛生協会に昨年と今年も補助金で行ってまいりました。そうすると、その中で私バスの中でやはり70を過ぎた方々にちょっといろんなことを言われたのですが、80歳ぐらいまで私たちを人間ドックに行かせて、補助金といっても全部出すわけでございませんので、幾らも出していないわけですから、80歳ぐらいまでやはり補助金を出していただきたい。では、75歳以上になったらば補助金が出ないから死んでくださいということなのかと、こういうふうに私も厳しいことを言われまして、やはりそれもそうかなというようなことで、後期高齢者になったらば出さないということではなく、75歳から80歳まで町単独で今までどおりぐらいの人間ドックの助成を、私は50万円やそのぐらいだったならばお年寄りに褒められるの

ではないだろうか。そして、医療関係が少しでも少なくなれば、50万円以上、100万円以上になるのではないだろうかというようなことですので、ぜひひとつやっていただきますようお願いを申し上げます。

60周年記念事業でございますが、天栄村の議員と話しすることがこのごろできました。その議員というものはどういうことかというと、来賓を歓迎するときに玄関先というか、その会場に右と左に議員と執行部が分かれて、来賓を真ん中に招待者を迎え入れた、こういうような姿があったということを聞いているのです。ですから、やはり我々も町長と連名で議長というものを隣に入れて私はやるべきではなかったのかな、このように思います。そこで、今まで私もいろんな50周年、30周年、25周年、いろんなところに出ておりますが、あるときの30周年か25周年かちょっと忘れましたけれども、町民憲章なんかもつくりました。鳥、木、花または町民の歌などもこの周年記念でつくってご披露申し上げました。ということになりますと、今回の記念すべきの60周年ということは、これらにちなんだものが何かご披露というか、そういうふうなものはもうでき上がっているからやる必要ないということならば、それだけなのですが、今までの周年ということでこのようなことをつくった記憶がございますが、今回は記念すべきことは何かやるのでしょうか、お伺いを申し上げます。

最後に、地方版総合戦略または地方創生。地方創生の中で湯野上温泉会館をつくるというようなことを言われておりますが、湯野上会館というものが区民の方は皆さん賛成をしておられるのかどうか。ということは、湯野上に体育館の隣に公民館、江川分館というのがございます。宿泊もするようになってございます。お風呂もございます。今全然利用もしていない。渓流太鼓の太鼓の倉庫になっている。そういうようなものの利用しない建物が実際あるのです。ということになれば、湯野上温泉会館というものもそういうような建物にはなりはしないかというのが私の本当のところの心配でございます。これをつくるために宮城大学の先生方というか、そういうふうな人を入れて協議会をつくるとかそういうことみたいですが、宮城大学の森山教授というのは確かに十文字につくった、クラインガルテン基本構想をつくったりしていますが、これは造園業を専門としてまたは県の環境アドバイザーということから、クラインガルテン等には性質としてはよかったのかなと思いますけれども、湯野上温泉の会館をつくる地方創生に果たしてすばらしいアドバイザーなのかどうか、私は疑問でなりません。そういうようなことでございますので、もう一度宮城大学の中身というものをひとつよく教えていただきますようお願いを申し上げます。

以上、再質問を終わりますが、明快なる答弁をお願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 産業課長も手を挙げましたが、まず私から室井議員の再質問についてお答えします。

まず、追い払いの花火の配布の件でございますが、これは委託して配布しているようですけれども、いつでも要望があったならば、予算の範囲で購入しているわけですから、

区長でもどなた様でもこれは要望していただくという方法を、これはやっていくことが 追い払いの効果になるのではないかと思いますから、それは産業課長のほうの答弁だと、 私は言っておきます。

次に、組織です。南会津では、組織をして3班に分けてやっていますと。やっぱり組織づくりは力を入れるべきであろうと。ますます被害が多くなってくる傾向にございますので、それは当然関係団体と協議しながら力を入れてやっていきたい。

また、報償金などもそのうち検討させていただくと、組織ができれば。そういうことでやっていきたいと思います。

それから、人間ドックの助成の関係については、やはり先ほど1回目の答弁で申し上 げたように町民ニーズに応えるべき検討させていただきたい、こう思います。

それから、60周年の関係の受付の対応でございますが、やはり議員の皆様にもぜひ手伝っていただいて、そして全員とは申しませんけれども、そのような対応で協力いただければ私のほうもうれしく思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

それから、60周年記念ということで、そこにあった例とかほかの町村の例などがございますけれども、私はプロモーションビデオを観光協会通じてできていますので、それを今度は活用して、そして観光宣伝に当たるための資料というか、ものにしていきたいと。プロモーションビデオができました、そういうこと。それから、既に町民ご存じだと思いますけれども、しもごろーの関係のキャラクター、そういうものができまして、60周年記念となるべき記念の年にこういうものができたということになろうかと思います。

それから、最後になりますけれども、(仮称)湯野上温泉会館の件の質問でございますが、湯野上地域の基本構想の策定ですので、地域の人たちの意見を聞くということで今進めさせていただいております。地域の意見がなければ、協力がなければ、何をどうしようとしてもできませんので、そこを大切にして協議会を設立していただきました。協議会が設立して今2カ月ほど経過しますけれども、3カ月に入りますけれども、まず地区の人たちの全体会議を開いて、また経過をお示しして、それから基本構想ができ上がれば議会のほうにもお示しして、そして次のステップの基本構想から基本計画に入っていくと、ここが一番大事ですので、基本計画を皆さんと協議していただくというものが重要なものです。その前にやはり地域の考え方をまとめるということが大切でございます。

それから、宮城大学の委託契約をした森山教授は、今鳴子温泉の開発というか、事業にも着手している先生でございまして、いろいろな角度から、要するに町内ももちろんですけれども、町外からあるいは学生さんたちの意見を聞くということも一番重要ではないかと思っていまして、宮城大学の森山教授さんと関係を、指導していただく、基本構想について契約したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 2点目にお話がございました報酬の支払いが金額が少ないということで、なぜ少ないのかというふうなお尋ねだったかと思いますけれども、捕獲の部分で申し上げますと、実は昨年度と今年度の比較ということで申し上げますと、猿でございますけれども、昨年は16件の申請があって6頭の捕獲がございました。本年は、同じ9月15日現在でございますけれども、12件の申請で5頭の捕獲。同様にイノシシにつきましては、26年度は21件の駆除申請で1頭の捕獲。今年度は、先ほど町長申し上げましたとおり19件の申請ありまして、3頭の捕獲ということで、昨年度の同時期を比べれば、猿においては申請のほうで4件の減、イノシシにつきましては2件の減ということで被害の駆除申請が減っていると。これにつきましては2件の減ということで被害の駆除申請が減っていると。これにつきましてはいろんな対策、町の補助対策、電気柵等々の補助ありますけれども、そういった部分が効いているのかなというふうな思いでいるところでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 1つだけ聞いてみたいのですが、湯野上会館をつくるということで 皆さんの意見を聞いておられるということで、私聞く範囲内で湯野上の区民の方、二、 三しか聞いていないのですが、温泉会館をつくるということを賛成ですかと言うと、い や、俺らそんなことは、そんなのつくらなくたっていい、俺らもつくらなくたっていい、 私の聞いた範囲内は100%つくらなくたっていいと、こういうふうな話が私はその人、そ の人でしょうけれども、聞いたことがございます。また、宮城大学の人は鳴子温泉をや っておられるということで、私の心配するのは江川分館みたいに、使わないような建物 にはなりはしないか。もう一つは東京というか、道の駅を設計したのは東京のほうの優 秀な人が設計をしたと、こう聞いておりますが、現在の道の駅はやはり中を棚を飾った 場合に非常にこの辺に合わないような狭いスペースであるというようなことを言われて おります。もう少し広くならなかったのかというようなことですから、そういうような よその人に見させたりまたは計画を立てると、そういうふうなことがある場合がありま すので、よくその辺を見ていないと、私は基本計画は間違いにはならないのかなという ようなことになりますので、地域の皆さんのご意見というものを、我々に出す前にきち んとした形を了解をとってやってもらわないとまずいかなと思いますので、町長、もう 一回答弁お願いします。
- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) ただいまの再々質問の内容については十分に認識して、そして心配される問題をクリアできるように皆さんの協力を得ながら基本政策、構想について事業を進めていきたいので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○8番(室井亜男君) 了解。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○8番(室井亜男君) はい。

- ○議長(佐藤一美君) これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。 ただいまより休憩します。再開は11時25分とします。(午前11時15分)
- ○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時25分)次に、10番、星輝夫君。
- ○10番(星輝夫君) 皆様、おはようございます。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。今回は2項目ほどになりまして、1つ目に避雷針の設置について、2つ目に国道121号線における大内宿入り口への信号機の設置について、この2点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず、第1点目の避雷針の設置について。今年の夏は、異常気象の影響で数多くの落雷がありました。7月21日の午後、そして8月5日の午後にも本町の各地域に落雷があり、各戸に被害も出た模様であります。7月21日には、大内地区内で小規模ではありますが、落雷による火災が発生いたしました。町消防団による初期消火により大事に至らず幸いでした。また、消防団の方々には、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。また、塔のへつり付近の杉の木にも落雷し、町道が通行不能となり、夏休みで訪れた観光客に恐怖を与えたと聞き及んでおります。昨年の降ひょうや今年の落雷と近年は異常気象が続き、いつどのような自然災害が起こるかわからない状況であります。観光の町として、そして安全、安心に暮らせる町として、観光地や公共施設などへの避雷針の設置が必要ではないかと考えられますが、町の考えを伺います。

第2点目、国道121号における大内宿入り口への信号機設置について。今年3月の定例会において渋滞緩和及び住民の安全確保のため、国道121号における大内宿入り口への信号機の設置について一般質問を行い、町長は関係機関に要望すると回答されましたが、あれから半年が経過しましたが、いつどのようなところにどのような要望を行い、そして要望先からはどのような回答が得られたのかをお伺いいたします。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。
- ○町長(星學君) 10番、星輝夫議員の質問にお答えします。

大きな1点目、避雷針の設置についてでありますが、星輝夫議員のおっしゃるとおり、7月21日には大内宿で落雷による火災が発生しました。このことは、提案理由の中で述べましたとおりであります。また、8月5日に本町の各地域において落雷があり、各戸に被害が出た模様との話でありますが、町のほうにはそのような情報は入っておりません。ただ、8月3日には町道弥五島白岩線の杉の木に落雷があり、倒木により一時通行不能となった事案がありました。たまたま職員が通りかかったことから、すぐに倒木を撤去したとの報告がありました。なお、避雷針の設置についてでありますが、一応建築基準法では高さ20メートルを超える建築物には設置義務が規定されておりますが、それより低い建物には設置義務はございません。また、観光の町としてのご意見であります

が、大内宿に限って申し上げるならば、本地区は重要的建造物群保存地区でありますので、景観にも配慮する必要があると考えられますし、避雷針の設置は逆に雷を呼び込むという専門家の意見もあります。公共施設につきましては、建築基準法の規定により設置しているところであります。

次に、2点目の国道121号における大内宿入り口への信号機の設置についてでございますが、町としましては正式な要望の前に、町担当者において本年度当初に南会津警察署と事前協議をしていただいたところです。その結果、大内宿入り口の信号機設置に関しては、会津若松方面から来た車に右折レーンを設けなければならないこと、また点滅信号機をつけるとしても信号機自体の用地確保が困難であり、現状では信号機設置については難しいとの回答でありました。そのようなことから、現在どのような方法がよいか検討しているところであります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。 10番、星輝夫君。
- ○10番(星輝夫君) 大内宿、雷による火災のときに、同時に観光客も倒れ意識を失い、そのうちに意識を回復し、同僚に抱えられていったと聞いております。まして大内宿は、国の伝統的建造物群保存地区です。また、観光客も年間約100万人近く来ていると聞いておりますので、私は避雷針の設置を必要ではないのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。また、本町におきまして過去20年間の間に雷による火災は何件くらいあったのか、また地区名わかれば教えていただきたいと思います。

それから、2番目の国道121号における信号機の設置についてでございますけれども、大変に関係方々に要望していただき、誠にありがとうございます。しかし、事故は待っていないのです。6月の23日に県道湯野上会津高田線の改良促進期成同盟会がありました。私はその他で、町長さんもいたと思うのですけれども、何とか信号の設置を要望お願いしますというところを言いまして、そして総会が終わり帰ろうと思ったら、美里町の町長さん、渡部町長さんが星さん、どんどんと要望してくださいと。私もあそこ危ないと思っているのです。県のほうでは、公安委員会のほうでは、あのせいだ、このせいだと理由をつけてやりたくない。ですから、どんどん要望してくださいという大変に元気をもらったことがあります。それで、今の大内宿入り口でございますけれども、今までに現地確認並びに県、公安委員会、警察、そしてあの場所を見たことがあるのでしょうか。それに地域住民の人に話を聞きましたら、今までに一回も来ていないという、そういう話を聞いているのですけれども、その点いかがでしょうか。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。
- ○町長(星學君) 10番、星輝夫議員の再質問にお答えしますけれども、避雷針の設置については大内宿については景観上の件で最初の答弁で申し上げまして、設置については審議会のほうでも検討するに値するのか、その事業が、そういうことだと思いますが。あとは、町全体では先ほど申しました20メートル以上の建物であればつけなければならな

いと義務づけてありますので、公共施設はそのような形で対応しているところです。 それから、過去の落雷の状況については、これは質問事項には入っていませんので、

これは後から担当課長が調べているとすればお答えすることができると思います。

それから、121号線の大内宿の入り口の信号機の設置でございますが、県及び警察、県というのは建設事務所並びに関係団体については、現地視察等のそういう報告については一切私のほうには入ってきていませんので、視察を、現地踏査をしているのかどうかについては、ここでお答えすることはできません。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。 10番、星輝夫君。

○10番(星輝夫君) 10番です。それで、大内宿に関しては避雷針、景観上なかなかはいとは言えないという今回答だったのですけれども、しかし私今まで20年間の間にかなり各地区で雷の火災になっております。それで、今防災無線等が各地区にあると思うのです。 防災無線等に設置をすれば、予算の削減並びに地域住民の安全につながるのではないのかなと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それから、国道121号における大内宿の入り口への信号機でございますけれども、先ほども話で言いましたように、地域住民も、レーンつくる、そのためにうちを撤去していくことになれば、我々も考えてみんなのために協力しますとあの近くの住民も言っておりますので、ひとつ何とかいい方向に向かっていきますようよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

星學君。

○町長(星學君) 再々質問についてお答えしたいと思います。

防災無線に敷設、取りつけてはどうかというものでございますが、これも先ほど申し上げましたように景観上の問題がありますから、これは審議会等にお話はしておきます。それから、大内宿入り口の丁字路の信号機のことについては、大変議員からご協力するというお話がありまして、ありがたく感じておりますので、そのことについては建設事務所等に報告しながら、設置及び改良が進まれるように今後とも要望してまいりたいと、こう思います。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○10番(星輝夫君) はい、ありません。
- ○議長(佐藤一美君) これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。 次に、5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 5番、佐藤盛雄でございます。通告に基づきまして、これから一般 質問させていただきます。お伺いする大きな点が4点でございます。町長の明快なご答 弁を期待するものであります。

初めに、1、LEDライトの設置についてお伺いいたします。役場庁舎に節電を目的にLEDライトの設置をしましたが、その後、町公共施設等に設置されておりません。

LEDライトは、節電効果が大きく、国の総合エネルギー政策でも原子力発電から再生エネルギーと大きくシフトさせ、その比率を高めようとしているのが現状であります。乳幼児や子供が一日の大半を過ごす保育所や小中学校に計画的に設置すべきと平成23年3月の議会で質問いたしましたが、審議したり検討したことがあるのか、平成28年度予算に私は計上すべきであると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目でございます。河川の改修と災害予防についてお伺いいたします。台風18号の影響で各地で堤防の決壊により家屋の流失や床上浸水等、甚大な被害が発生しました。幸い下郷町は大きな災害がありませんでしたが、町内には数多くの中小河川が存在しており、堤防の耐久性に問題のある箇所もあると聞いております。また、河川内にアシや柳などが繁茂し、河川断面積が小さくなっていることも氾濫の一因となっていると考えられます。地球温暖化の影響でしょうか、最近の気象用語で今までに経験したことのないとか50年に1度の大雨などが頻繁に使われております。過去のデータや常識をはるかに超える事態が発生しております。このようなことを踏まえ、私は予防災害という新しい概念を制作し、大きな災害を未然に防ぐ対策として、堤防の耐久性の見直しや河川の計画的改修を検討すべきであると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目でございます。定住促進住宅についてお伺いいたします。3月の定例議会において定住促進住宅についてご質問いたしましたが、町長は3月中に基本計画ができ上がり、その結果によってさまざまなことを検討するとご答弁されました。基本計画の成果はどのようになったのか、お伺いいたします。

まず、そのうちの第1点でございます。当初計画に対してどのように変わったのか。

- 2点目、安定基盤等を確保するための改良、路盤の改良はどのようになったのか。
- 3点目、基本計画の変更により、今後のスケジュールはどのようになったのか。

4点目、進出企業の従業員用の住宅提供に支障が出たと思われますが、空き家情報を 提示していくと答弁されましたが、この間、どの企業にどの程度の情報提供を行い、そ の情報を利用した方はいたのかお伺いいたします。

4点目でございます。観光 P R についてお伺いいたします。本年 4 月から 6 月まで D C キャンペーンが行われましたが、その成果はどうであったのか。道の駅、物産館、大内宿、湯野上温泉、塔のへつり等の入り込み客、売り上げは対前年比でどうなったのか、お伺いします。

一方、下郷町は会津鉄道沿線にあり、東武鉄道との連携は重要であるが、下郷町を訪れる観光客の大多数は観光バスやマイカーで来ている。東武以外の観光会社のPRとなると、本年のデスティネーションキャンペーンはJR東日本であり、特に湯野上温泉にとってはさほど効果があったと思われないと私は思っております。現在湯野上温泉の振興計画を策定中であり、受け入れ態勢の整備が主体だと思われますが、並行して旅行会社、エージェント等とのつながりを持ち、その結果があらわれるようPRしていくことも重要であると思われます。そこで、町では東武以外の、東武トップツアーズですか、今年社名が変わりましたが、東武以外の旅行会社に対してどのような関係を持ち、どの程度のPRをしているのか、また今後の方針はどのようにしているかお伺いいたします。

要するにプレデスティネーションがあって、本年本番のデスティネーションキャンペーンがあって、来年はアフターDCだと思います。やはりこの成果が今後あらわれるような対策も重要でありますが、その点を含めてお尋ねいたしますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 5番、佐藤盛雄議員の質問にお答えします。

1点目のLEDライトの設置についてのご質問でございますが、学校教育では平成25年度に下郷中学校体育館の耐震補強工事にあわせ体育館照明をLED化にしています。また、小学校においても安定器等が不良になった場合は、何カ所かLEDがついていると聞いていますが、役場庁舎のLED設置が終了しておりますので、今後は学校、保育所においても計画的に整備していきたいと思います。

次に、河川改修と災害防災についてのご質問でありますが、先週の大雨は全国的に甚 大な被害を及ぼしたものでした。特に堤防が決壊した河川流域における被害は、テレビ 等の報道にもあるとおり広範囲にわたり想像を超えるものとなりました。そのような中、 本町においては大雨洪水警報及び土砂災害対策情報が発令されたにもかかわらず、幸い にも大きな被害はなく、安堵しているところでございます。ご承知のとおり町が管理す る準用河川は10カ所となっており、総延長17.40キロメートルであります。そのうち危険 が伴う箇所については準用河川のほか、普通河川においても何らかの処置を行ってまい りました。現在も普通河川における改修工事を数年にわたり実施しています。しかし、 事業の実施から年数が経過している箇所も多くあり、整備したところは状況が変化して いる箇所もあろうかと思いますので、現状を把握することも必要と考えます。その上で 災害を引き起こす要因となり得るものについては対応してまいります。また、改修計画 等に関しては、河川工事においては道路工事と違い仮設物の施工を伴うことが多く、費 用が大きくなる傾向にあり、単年度にできる施工延長が限られることから、改修を必要 とすべき箇所を見きわめて整備してまいります。なお、今回の豪雨により洪水等の危険 が心配されました。戸石川及び鶴沼川につきましては、管理者である県に対し、河川整 備事業を要望しており、県においても危険箇所の調査及び河床整備を進めているところ であり、今後とも河川の災害予防については国や県と連携しながら進めてまいりたいと 思っているところであります。

次に、定住促進住宅の整備についてのご質問でございますが、定住促進住宅の整備につきましては業務委託しました基本計画が今年3月にでき上がりました。基本計画は、建設予定地の状況を勘案して検討する条件を整理して、住棟タイプの検討を行いました。住棟タイプは、RCづくりと木造づくりの2タイプに大きく分けられますが、地質や敷地への進入路等の諸条件を踏まえて限られた敷地の中で整備することから、2タイプのメリット、デメリットについて整理し、タイプ別による住棟配置について、可能な住居戸数を割り出しているところです。その中で宅地造成を行った敷地の状況について再検

討した結果、敷地の前面道路である県道高陦田島線との高低差による排水や取りつけ道路整備による敷地面積の影響等も考慮に入れ、現在敷地に盛り土を行う計画といたしました。ただし、約8,000平方メートルの敷地に1.5メートルほどの盛り土を行うための残土がすぐには見つからないため、各関係機関に働きかけを行っている状況です。今後のスケジュールは、敷地の盛り土作業にあわせ、また地盤等の自然転圧状況等を見ながら、基本設計及び実施設計と作業を進めていくこととなろうと考えています。

次に、進出企業の空き家情報の提出につきましては、電話による問い合わせや来庁時におけるお尋ねに対し、立地や間取り等について詳しく情報提供したところですが、今のところ利用までには至っておりません。また、問い合わせいただいた方には、本町へ定住していただく空き家のほかにも、町内賃貸情報を管理する不動産会社にも照会したところです。なお、空き家の所有者により町へ提供いただいている物件は2件となっております。

次に、デスティネーションキャンペーンについての成果でありますが、今年4月から 6月まで行われましたデスティネーションキャンペーンの成果につきましては、町内の 主要観光地の入り込み数を見ますと、大内宿が23万4,180人、前年度比98.5%、塔のへつ りが6万7,670人、前年比73.85%、湯野上温泉が1万1,156人、前年度比98.9%、養鱒公 園が1万9,514人、前年度比132.3%、道の駅15万3,934人、前年比106.6%、物産館7万 5,701人、前年比117.4%、合計で56万2,155人、前年対比で99.6%となりました。一方、 売り上げに関しましては現時点で把握している施設となりますが、道の駅5,491万 6,584円、前年比107.6%、物産館2,515万4,149円、前年比137.9%といずれも増加となっ ております。新聞報道によると、デスティネーションキャンペーンの期間中の福島県全 体での入り込み客数は1,332万人で、前年度同期比で12.2%の増となっており、経済効果 も295円と試算されております。町としましても、町の魅力や観光資源を活用する着地型 観光を推進し、デスティネーションキャンペーンに合わせたさまざまな企画を県や隣接 市町村と連携して実施しましたが、前年比と比較して入り込み客数は微減となりました。 その主な要因としては、バス料金の値上げによるツアー客の減少が考えられます。来年 は、アフターデスティネーションキャンペーンが開催されます。福島デスティネーショ ンキャンペーンを一過性のイベントで終わらせることなく、誘客活動を継続して行うこ とが観光振興及び風評の払拭につながるものと認識しております。

また、町観光協会では東武鉄道及び東武トップツアーズと委託契約を行い、風評被害対策事業を実施しており、団体客のツアーの造成や首都圏での観光キャンペーンなどを展開しております。また、東武鉄道に接続する野岩鉄道や会津鉄道も連携して各種イベントに協力をいただいております。東武グループ以外の旅行会社については、観光商談会において積極的に町の観光資源や交通アクセスの有利さをアピールし、ツアー商品を造成していただくよう関係団体等、働きかけを強めているところです。

今後の方針といたしましては、これまでの事業に加え、教育旅行やインバウンドの対応として町単独ではなく、広域的な取り組みが必要と考えており、南会津着地型観光推進協議会、極上の会津プロジェクト協議会、那須白河会津観光推進協議会等、関係機関

と連携して、着地型観光の強みを生かした誘客活動を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 町長、訂正あります。
- ○町長(星學君) 福島県の経済効果の金額でございますが、約295円と試算されますと、円と申し上げました。訂正しておわびいたします。295億円でございます。
- ○議長(佐藤一美君) 間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

再質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) それでは、再質問をさせていただきます。

1番のLEDライトについてお伺いします。今までは小中の体育館の耐震構造あるいは本年度は楢原小学校の体育館の耐震構造という、ハード面でのそういう予算で学校の施設の整備ということで、これも大事なことでございますが、やはり節電効果を高めるという、まず役場がやったのですから、役場でのやった結果の実証を公共施設等にやっぱり波及させていくべきだと思っておりますので、計画的にやるべきだと思いますが、先ほどの町長の答弁ですと、今後計画的に町内の小中学校、保育所等に設置していくのだということでございますので、来年度の予算編成には必ずこの項目がのってくるものと期待しております。

2番目の河川改修でございますが、先ほど申しましたが、従来の県なり国の、要する に河川の耐久性、耐圧性といいますか、そういうものから比較して、現在異常気象の中 でそういった常識的な数値がもう通用しなくなる時代が来ると思っております。昨年の 8月22日は、下郷町内にもう驚くほど大きなひょうが降って、これも想像を絶するよう な事態でございました。それと同時に下郷の流域に降る雨が想定を超えることが想定さ れるわけです。ですから、先ほど町長の答弁があったように戸石川、あそこの堤防が上 流で決壊しますともう姫川まで、田んぼや畑あるいは住宅を含めて相当な被害が出ると いうことが想定されます。ですから、戸石川の堤防ももう築60年近くなっていると伺っ ております。ですから、これも県に要望しておりますが、町長、やはり下郷町の計画で はこういうものがあるのだということで、その要望もさらに一歩進めてやっていくべき だと思います。ですから、先ほども申し上げましたが、災害出た場合に災害査定を受け まして、災害箇所を原状復帰するというのが今までの災害復旧の原則でありましたが、 やっぱりこれからは災害予防という新しい考え方ですか、こういうものを町長、災害予 防で町でこういう計画をしているのだということでやるべきだと思います。ですから、 戸石川だけではなくて、中小河川、危険な箇所、これを計画的にやるべきだと思います が、来年以降、町長、計画的に予算を立ててこういうものをおやりになるのかどうか。 やはり思ったらすぐやるべきだと思いますが、来年以降のこういった計画に対してどの ように予算化するのかお伺いいたします。

それから、3番目の定住促進住宅、下郷に進出企業の従業員のための雇用促進住宅と

いう観点から塩生に住宅を計画しているわけです。残念ながら路盤に問題があったということで延期になっておりますが、やはり雇用の促進あるいは進出企業の従業員のための住宅提供というのは、これから労働人口を増やしてやっぱり若い人が定住できるような環境整備のためには、ぜひ必要なことと思っております。確かに8,000平米に1.5メートルの盛り土をした場合にかなりの土量が必要になってきます。また、金額も大きくなってくると思います。いち早く残土を見つけ、そして施工していくべきだと思っておりますので、来年以降やれるところからやるということで、来年以降どのような形で実施に入っていくのかお伺いいたします。

それから、4番目のDCキャンペーンのことでありますが、町の各施設あるいは町の 重要な施設に対する昨年と今年の入り込み客あるいはその比率を申し上げましたが、ちょっとこれ聞き取りにくかったものですから、町長、できれば全員に表をつくって議員 の皆さんにもお示ししていただけないかどうか、まずそれです。

それから、来年以降のアフターデスティネーションキャンペーン、これは東武トップツアーズ等、確かに観光協会を通じて湯野上の旅館、民宿等の宿泊補助をやっておりますが、私は東武も大切でございますが、例えばJRとかあるいは大きな近畿日本ツーリストとかいろんなエージェントがありますが、そこからもやっぱりお客を誘客できるような、そういう取り組みもあわせて必要だと思っております。ですから、その辺のちょっと答弁いただけなかったのですが、湯野上温泉の振興計画の受け入れ態勢の整備と相まって、やはり東武トップツアーズ以外の旅行エージェント、やっぱりこれにも町長、東京へ行った場合にはそういうところも、では今年は本社に寄ってきて営業してくるとかお願いしてくると、そういうことがやっぱり必要だと思うのです。そういう考えがあるのかどうか。

それから、南会津は教育力をこれから推進していくのだということで、県あたりも重点地区として取り上げておりますが、自然豊かな南会津をやはり教育力を、これをやっぱりぜひ推進していただきたい。例えば只見町の布沢のブナ林とかあるいは尾瀬とか、やっぱり日本でも有数な自然景観がありますから、この売りを東武トップツアーズはやっぱり教育旅行にかなり得意な分野であると聞いておりますので、そういう推進、これも一生懸命やっていただきたいと思います。

時間ですので、このぐらいで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) それでは、佐藤盛雄議員の再質問についてお答えしたいと思います。

まず、LED電球の公共施設の予算計上の件でございますが、これは先ほど1回目の答弁で申し上げましたように計画的に整備していきたいと、こう思っております。

それから、戸石川等の河川整備の要望でございますが、通常整備よりも災害予防の対策の計画あるいは予算を立ててやっていただきたいということですが、県管理の河川でございますので、その辺は県と協議しながら、災害予防のための整備についてのお話をしていきたいと思います。

次に、進出企業による住宅の確保をして……雇用促進住宅の関係でございますが、当然企業進出の住居の確保はしなくてはならないと考えていますから、来年以降の実施の考え方については先ほども申し上げましたけれども、スケジュールは敷地の盛り土作業、それから地盤等の自然転圧が必ず必要です。それから、基本設計、実施設計と進ませていただくようになると思いますから、もう少しの間、時間をいただきたいと思います。

それから、DC成果の数字の件につきましては、担当課長のほうに資料を各議員の皆 さんにお渡しするように申し上げておきます。

それから、東武以外の旅行のエージェントについては、ごもっともな意見でございまして、各エージェントの誘客を図るべき、私自身の宣伝は行ってまいりたいと思います。 近畿ツーリストあるいはその他の旅行会社には、直接話しした経過もございますので、 それは十分やっていますからご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 時間ですので、長くならない程度で。LEDライトの件は、28年度 予算に少しでも計上していくと、やるという計画的ですから、それは期待しております。 それから、盛り土をする場合に8,000平米に1.5ですと1万立米以上、金額的に多分億 を超えると思うのです、想定では。ですから、ただ路盤を整備した後、要するに路盤が 安定するまで、路盤を客土したからってすぐ建てられないですので、路盤安定するまで はやっぱり2年とかそのぐらい置かないとだめなわけでしょう。ですから、土盛りして 路盤をつくったからってすぐ着工にならないわけですので、その辺最終的に、ではいつ までつくるのだということを想定した場合には、客土というのはやっぱり早くやる必要 性が出てきますので、その辺は予算とあるいは残土が見つかる場合の、そういったこと も含めますが、やっぱり早くやるべきだと思っております。

それから、教育力を、あと町長は観音沼を含めて大峠、今回いろいろ調査をやっているのでしょうけれども、そういった自然観光旅行にもあの辺をやっぱり提供するためにあの辺の整備も町長、やっぱり力を入れてやっていっていただきたいと思いますが、その辺ちょっとよろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。
- ○町長(星學君) LED電球について議員質問したとおり整備する考えで私は考えております。

次に、盛り土、雇用住宅の関係は、盛り土、敷地についてはなるだけ残土が出た場合には、そこに対応するべく職員には指示しております。そういうことでご了解願います。 それから、観音沼周辺の整備というか、そういうものを宣伝していただきたいという

ことで、一応これも今年の事業でも奥州駒返しの遊歩道やら県で行いました日暮滝の遊歩道なんかは整備されています。今後とも文化財資源を活用した、もう少し滞在時間のできる施設などを整備しながら観光誘客に努めていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○5番(佐藤盛雄君) ありません。
- ○議長(佐藤一美君) これで5番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

#### 追加日程第1 請願·陳情

○議長(佐藤一美君) お諮りします。

過般産業厚生常任委員会に付託の請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保 と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に 関する陳情、2件を去る9月14日に開催されました産業厚生常任委員会において審査を 終了し、その結果について請願・陳情審査報告が提出されております。この件につきま しては、去る9月10日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに 日程に追加し、議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委 員会で協議されました議事運営に従って直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定しました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れなしと認めます。

これから追加日程第1、請願・陳情を議題とします。

産業厚生常任委員会に付託の請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情、2件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君。

○産業厚生常任委員長(佐藤盛雄君) お手元にお配りしています請願・陳情審査報告書に 基づきまして、これから報告させていただきます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告します。

記、1、付託年月日、平成27年9月14日。2、件名、請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情。3、審査の結果、採択すべきものと決しました。4、審査日、平成27年9月14日。5、出席委員名、星輝夫、室井亜男、星嘉明、猪股謙喜、

小玉智和、佐藤盛雄。6、欠席委員名、なしでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を 求める意見書提出の請願についての件を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願についての件は採択することに決定しました。

これから、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情についての件を採決します。 この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択すること にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 会津縦貫南道路建設に関する陳情についての件は採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、あす9月18日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。本日はご苦労さまでございました。 (午後 0時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月17日

## 下郷町議会議長

- 同 署名議員
- 同 署名議員

平成27年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成27年9月14日								
本会議の会期	平成27年9月14日から9月18日までの5日間								
招集の場所	場 所 下郷町役場議場								
本日の会議	開議 平成27	7年9月18	3日 午前	10時00分	議長	佐 藤	一美		
	閉会 平成27	7年9月18	3日 午後	4時16分	議長	佐藤	一美		
応 招 議 員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一				
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明				
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征				
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男				
	9番 山	田 j	武 1	0番 星	輝 夫				
	11番 小	玉 智 🧦	和 1	2番 佐藤	一美				
不応招議員	なし								
出席議員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一				
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明				
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征				
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男				
	9番 山	田 前	武 1	0番 星	輝 夫				
	11番 小	玉 智 🧦	和 1	2番 佐藤	一美				
欠 席 議 員	なし								
会議録署名議員	8番 室	井 亜	男	9番 山田	武				
地方自治法第	町 長	星	學	副町長	玉	JII —	郎		
121条の規定	参事兼総務課長	五十嵐	正 俊	参事兼税務課長	室	井 孝	宏		
により説明の	町民課長	星	昌 彦	健康福祉課長	渡	部善	_		
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽一	建設課長	室	井一	弘		
者の職氏名	主幹兼会計管理者	星	永津子	教育委員会教育長	渡	部岩	男		
	教育次長	星	修二	代表監査委員	渡	部 正	晴		
	農業委員会会長	渡 部	和 夫	農業委員会事務局長	湯	田真	澄		
本会議に職務	事務局長	大 竹	義 則	書記	荒	井 康	貴		
のため出席し	書記	大 竹	浩 二						
た者の職氏名									
議事日程	別紙のとおり								
会議に付した事件名	別紙のとおり								
会議の経過	別紙のとおり								

## 平成27年第3回下郷町議会定例会議事日程(第3号)

期日:平成27年9月18日(金)午前10時開議

開	議			
日程第	1	報告第 4号	平成 2	6年度下郷町健全化判断比率等について
日程第	2	議案第59号	平成 2	6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の
			認定に	ついて
日程第	3	議案第60号	教育委	:員会委員の任命について
日程第	4	議案第61号	人権擁	護委員候補者の推薦について
日程第	5	議案第62号	下郷町	個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定につ
			いて	
日程第	6	議案第63号	下郷町	手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定につい
			て	
日程第	7	議案第64号	下郷町	高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定について
日程第	8	議案第65号	平成 2	7年度下郷町一般会計補正予算(第2号)
日程第	9	議案第66号	平成 2	7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2
			号)	
日程第1	0	議案第67号	平成 2	7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
			1号)	
日程第1	1	議案第68号	平成 2	7年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第1	2	議案第69号	平成 2	7年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2
			号)	
日程第1	3	議員提出議案	第3号	下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定に
				ついて
日程第1	4	議員提出議案	第4号	森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対
				策の推進を求める意見書の提出について
散	会			
閉	会			

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

### 日程第1 報告第4号 平成26年度下郷町健全化判断比率等について

○議長(佐藤一美君) 日程第1、報告第4号 平成26年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本件について説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 報告第4号 平成26年度下郷町健全化判断比率等についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規 定に基づき、平成26年度の決算内容につきまして、下郷町の財政健全化判断比率及び4 ページに記載の経営健全化について監査委員の意見を付し報告するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。2ページの表でございますが、一番上、実質赤字比率でございますが、これは普通会計の歳入から歳出を差し引き、標準財政規模で割った数値が入ることとなっております。実質収支が赤字であれば数値が減りますが、平成26年度の歳入と歳出の差は2億164万3,000円の黒字となりましたので、数値の記載はありません。

次に、その下、連結実質赤字比率でございますが、これは特別会計も含めた全会計を 対象に赤字となっている場合について、先ほどの標準財政規模で割って出た数値が入る こととなっております。これにつきましても全会計黒字決算でございますので、同様に 数値の記載はありません。

次に、その下、実質公債費比率でございますが、これは普通会計における元利償還金及び公営企業債の償還に充てられた繰入金並びに一部事務組合等の地方債に充当されました負担金等を標準財政規模で割って出た数値となります。平成26年度、単年度の数値は5.1%でありますが、この欄には過去3カ年平均値を入れることとなっておりますので、5.7となっているところであります。前年度は6.4でありましたので、前年度と比較し、公債費比率はさらに低下していることを示しております。

なお、実質公債費比率の数値は25%未満であれば適正比率であると言われているところであります。

一番下の将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な

負担割合を示すもので、算定されました負担総額は充当可能基金額等の総額を下回ることから負担比率はあらわれず、記載なしとなっているところであります。

次の3ページの一番下、(3)には監査委員からは特に指摘すべき事項はないとの報告をいただいているところであります。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。経営健全化審査意見書でありますが、この意見書は公営企業会計に係るものであります。簡易水道事業及び農業集落排水事業ともに赤字決算とはなっておりませんので、資金不足比率は表示されず、適正であることをあらわすものです。この経営健全化審査におきましても監査委員からは(3)にありますように、特に指摘すべき事項はない旨の意見が付されているところであります。以上、説明とさせていただきます。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
  - (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第4号 平成26年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

# 日程第2 議案第59号 平成26年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認 定について

○議長(佐藤一美君) 日程第2、議案第59号 平成26年度下郷町一般会計及び特別会計歳 入歳出決算の認定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本件につきましては決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監查委員、渡部正晴君。

○代表監査委員(渡部正晴君) それでは、報告に先立ちまして、監査に立ち会っていただきました課長を初め、担当者の皆様にこの場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。 26年度の決算審査の報告を申し上げます。読み上げて1ページから報告にかえさせていただきます。

平成26年度下郷町各会計決算審査意見書。1、審査の方針。次の諸点に主眼を置き、 歳入歳出決算書及び証書類、関係帳簿等を照合審査するとともに、関係資料の提出や関 係者の説明を聞きながら慎重に審査いたしました。

- 1、決算の計数は正確であるか。
- 2、予算は議決の趣旨に沿って適正に執行されているか。
- 3、会計経理事務は関係法規にのっとり適正に処理されているか。
- 4、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

- 2、審査対象の会計。1、平成26年度下郷町一般会計歳入歳出決算。
- 2、平成26年度下郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、平成26年度下郷町介護保険特別会計歳入歳出決算。
- 5、平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。
- 7、平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算。
- 3、審査の期間。平成27年7月14日から8月5日まで行いました。

次のページ、4、審査の結果。1、決算の概要。(1)、歳入歳出の状況。平成26年度一般会計及び各特別会計合計額の決算状況は、次の表1、決算額の総額、表2、決算額の対前年度比及び表3、実質収支の状況に示すとおり、総合計額は歳入で65億5,015万3,000円でした。括弧の中は省略いたします。歳出62億6,754万9,000円、前年度決算額に比べ歳入は1億6,599万7,000円の減少、歳出も5,298万円の減少となっております。歳入歳出差し引き2億8,260万4,000円の剰余金が計上されております。

なお、剰余金 2 億8, 260 万4, 000 円の中には事業繰り越しに伴い、翌年度に繰り越すべき財源897万1,000円が含まれているので、これを差し引いた 2 億7, 363 万3,000円が本年度の実質剰余金であります。さらに、前年度から本年度に繰り越された剰余金 3 億9, 538 万2,000円がありますので、これを差し引いた単年度の収支は 1 億2, 174 万9,000円の赤字となっております。表につきましては、省略しますので、黙読願いたいと存じます。

(2)、一般会計の決算状況。平成26年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入で45億6,643万6,000円、歳出で43億5,582万2,000円で、差し引き2億1,061万4,000円の剰余金となりますが、この中から翌年度に繰り越すべき財源897万1,000円及び前年度の実質剰余金3億725万1,000円を差し引きますと、単年度収支額は1億560万8,000円の赤字となっております。

次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の表 4、歳入歳出の款別状況のとおりであります。

右のページ行きます。(イ)、歳入。歳入決算額は45億6,643万6,000円で、前年度に比べ1億5,969万8,000円減少し、予算現額に対する執行率は98.7%となっております。前年度と比して町税において2,736万8,000円の減少となり、特に固定資産税における償却資産は2,387万5,000円減少しております。収入の多くを占める地方交付税は、7,334万8,000円の減少であります。国庫支出金において9,160万5,000円減少しており、内訳は中学校耐震改修補強事業と辺地共聴施設整備事業等の終了によりまして、大幅な落ち込みとなっております。県支出金におきまして4,051万2,000円減少しておりますが、主にコミュニティセンター太陽光発電設置事業等の終了によるものでありまして、繰入金においては9,394万3,000円増加しており、主に財政調整基金繰入金等の増によるものであります。町債において3,249万8,000円減少しております。主に過疎対策事業債の減によりますが、緊急防災・減災事業債が新たに増えました。

- (ロ)、歳出でございます。歳出決算額は43億5,582万2,000円で、前年度に比べ6,282万2,000円減少しております。予算現額に対する執行率は94.2%となっております。前年度と比して総務費において3,221万5,000円の減額となっておりますが、主に辺地共聴施設整備事業の終了によるものであります。民生費において4,162万6,000円の増となり、主に臨時福祉給付金事業、子育て世帯に対する臨時特例給付事業によるものであります。衛生費において5,277万9,000円の増であり、主に南会津地方環境衛生組合負担金の増額によるものである。農林水産業費において5,902万3,000円の増額で、主に緑資源幹線林道事業受益者負担賦課金の一括返済のため増となりました。商工費において8,336万4,000円の増額でありますが、主に観光情報配信システム整備工事等により増となりました。土木費では1億4,585万7,000円の減少となり、主に除雪ステーション建設工事の終了、橋梁整備基金積立金の減少により減額となりました。教育費で1億7,543万4,000円減少となりましたが、主に中学校耐震改修補強工事の終了によるものであります。
- (3)、特別会計の決算状況。国民健康保険特別会計等6つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で19億8,371万7,000円、歳出で19億1,172万7,000円で、特別会計全体を前年度と比較すると、歳入が629万9,000円減少し、歳出が984万2,000円増えております。各特別会計の決算状況の概要は次のとおりとなっております。
- ①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は次の表 5 1、国民健康保険特別会計の決算状況のとおりであります。

決算額は、歳入で前年度比2.8%、2,832万6,000円の減少、歳出で2.9%、2,778万7,000円の減少となっております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は次の表 5 — 2 の国民健康保険被保険者数のとおりでございます。平成26年度は146人の減少となりました。

国保税収入の推移につきましては、次の表 5-3、国保税収入の状況のとおりであります。

高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保制度の持つ構造的な要因により、厳しい状況下にあることは理解できますが、被保険者間の負担の公平の確保と安定的な経営のため、収入未済額の減少について、なお一層の努力を望みたいと存じます。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は次の表 5 - 4、後期高齢者医療特別会計の決算状況のとおりであります。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の表 5 - 5、後期高齢者医療被保険者数の推移のとおりであります。平成26年度末における後期高齢者医療被保険者数は1,430人となりました。

後期高齢者医療保険料収入の推移につきましては、次の表の5-6、後期高齢者医療保険料収入の状況のとおりでございます。

③、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の表 5 — 7、介護保険特別会計の決算状況のとおりでございます。

決算額は、歳入では前年度比3.9%、2,642万8,000円増加し、歳出では6.5%、4,201万5,000円増加しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の表 5 - 8、介護保険料収入の状況のとおりでございます。収入済額は1億422万5,000円、収納率で95.9%となりました。収入未済額は、昨年度より51万7,000円減少し、444万9,000円となっております。収入未済額が減ってきておりますが、新しい施設も開所されたことから、今後サービス利用者の増加が見込まれますので、収納率向上とともに計画的、安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④、簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の表 5 - 9、簡易水道事業特別会計の決算状況のとおりであります。

決算額は、歳入で前年度比0.2%、47万3,000円の増加で、歳出でも0.3%、54万6,000円の増加となっております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては表 5 —10、簡易水道使用料の収納状況のとおりであります。収入未済額は、現年分と滞納繰越額を合わせて6,450万6,000円となり、前年度と比較して498万7,000円増となっております。公平な負担を求める観点からもさらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況は、次の表 5 —11、簡易水道事業関係公債費の状況の とおりでございます。年度末における公債の残高は15億9,939万4,000円と前年度より 1 億1,943万5,000円減少しました。

⑤、農業集落排水事業特別会計。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の表 5 -12、農業集落排水事業特別会計の決算状況のとおりでございます。

決算額は、歳入で前年度比21.3%、485万8,000円減少し、歳出でも同額の減少となっております。

農業集落排水使用料の収納状況につきましては、表 5 —13、農業集落排水使用料の収納状況のとおりでございます。

農業集落排水事業関係公債費の状況は、次の表 5 —14、農業集落排水事業関係公債費の状況のとおりでございます。年度末における公債残高は8,727万7,000円と前年度より314万5,000円減少しております。

⑥、宅地分譲事業特別会計。宅地分譲事業特別会計の決算状況は、表 5 —15、宅地分譲事業特別会計の決算状況のとおりでございます。

12ページ、2番の財政の運営状況に行きます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに公債費比率の状況は次のとおりでございます。

(1)、経常一般財源の状況。平成26年度における経常一般財源の収入額は、次の表6、経常一般財源の推移に示すとおり総額28億7,612万8,000円で、前年度より8,403万1,000円減少しております。

歳出の性質別状況。歳出決算額を経費の性質別に区分しますと、次の表7、性質別決 算額の状況のとおりでございます。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費36.8%、投資的経費が17.0%、その他の 経費が46.2%となっております。 義務的経費におきましては、前年度に比べますと2,819万4,000円の増、16億498万3,000円となり、人件費において2,631万1,000円増加し、臨時福祉給付金事業、子育て世代に対する臨時特例給付事業により扶助費が2,209万7,000円の増額となりました。投資的経費におきましては、3億6,162万6,000円減の7億4,003万7,000円となり、中学校耐震化事業、防雪ステーション建設工事、パークゴルフ場建設工事の終了に伴い大幅に減少しております。その他の経費では、2億7,061万円増の20億1,080万2,000円となっております。主なものとしましては、物件費が行政システム移行手数料や町地域防災計画修正業務委託によりまして、7,540万7,000円増加しております。また、補助費等により南会津地方広域市町村圏組合負担金、南会津地方環境衛生組合負担金の増により、1億8,122万8,000円増加しております。

(3)、実質公債費の比率の状況。公債費に関する状況は次の表8、最近5年間の公債費の状況のとおりでございます。

平成26年度決算における実質公債費比率は5.7%となり、前年度に比較して0.7ポイント改善されました。公債費の増大は、財政硬直化の要因の一つであります。将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮して、今後とも起債導入には慎重な取り組みが望まれます。

実質公債比率の内容につきましては、参考のために上げておきました。

右側の3番の財産管理の状況でございます。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は適正に整備、管理されております。

平成26年度中の主な増減は次のとおりでございます。

- (1)、土地。県道拡幅工事による買収、マイナスの217.36平米。戸赤自然体験あそびの学校やまざくらの件でございます。旧防火水槽跡地の寄附ということで20.00平米。 私有地分筆による寄附、2.49平米。
  - (2)、建物。大川ふるさと公園管理棟、62.11平米。

なお、土地・建物につきましての詳細は、決算書「財産に関する調書」に記載のとおりでございます。

(3)、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の表 9 - 1、基金運用状況のとおりであります。

基金の総数は19でありまして、本年度の積立金は2億9,845万1,000円、取り崩し額は2億8,701万9,000円、差し引き1,143万2,000円の増加となりまして、平成26年度末の現在高は34億4,512万4,000円であります。

また、財政調整積立基金の年度末残高の推移は、次の表9-2、財政調整積立基金の推移のとおりであります。本年度末の残高は、18億2,439万1,000円となっております。

- (4)、公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを 確認しました。内訳は、次の表10の金融機関別内訳のとおりでございます。
  - 4、財政指標。財政状況を示す主な指標の推移は、次のとおりでございます。

各項目の説明につきましては、参考で載せておりますので、ごらんください。

18ページに移ります。総括意見。①、平成26年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出

決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

- ②、歳計現金についても関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはありません。
- ③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。
  - ④、歳入歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。
  - ⑤、予算執行及び経理事務は、適正に処理されておりました。

経常収支比率について。一般会計、特別会計を含めた単年度収支はマイナスの1億2,174万9,000円であり、前年度の3,408万9,000円に比し大幅に減少しております。また、財政の弾力性を示す経常収支比率も前年度の77.5%から82%へと財政の硬直化が進んでおります。

財政運営状況について。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般 財源の収入額は28億7,612万8,000円で、前年度より8,403万1,000円減少しております。 今後とも自主財源の確保と経費削減に取り組んでいただきたいと存じます。

次に、公債費についてでございます。一般会計での公債費残高につきましては、39億3,917万3,000円から39億5,627万3,000円となり、0.4%増加しております。

特別会計での公債費残高につきましては、18億925万1,000円から16億8,667万2,000円 となりまして、6.8%減少となっております。

また、財政健全化判断比率での実質公債費比率は前年度6.4%から5.7%と改善されました。今後とも起債導入には計画的な取り組みをお願いしたいと思います。

収納対策についてでございます。住宅使用料等につきましては、多額の滞納額になっており、滞納者、滞納額とも増加傾向にあります。他町村では、税の徴収嘱託員を民間から採用する等の対策や住宅使用料の長期滞納者に、民事調停の新たな訴訟などの準備を行っております。これは、隣の南会津町のことでございます。また、本町において適正な法的手段を講じ、不公平感が生じないよう負担の公平の確保を図っていただきたいと存じます。

以上、厳しい財政状況の中、町税等の自主財源の確保など安定した財源の確保に努め、引き続き事業の効率化、重点化を図り本町の目指す「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷」を実現するため、第5次下郷町振興計画に定められた各種施策を推進し、住民福祉の向上と安全、安心な町づくりにより一層の努力を期待するものであります。

右側には参考としまして、保育料、使用料における現年分の調定額及び現年分滞納額の推移状況を掲げておきました。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決 算意見書を提出されました監査委員に対し求めますので、ご了承願います。

ご質疑はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 審査報告書の中で毎年問題になっております各会計の中の不納欠損、 これもう毎年問題になるわけですが、7ページの例えば国保税の不納欠損、26年度は不 納欠損が8万6,000円で、収入未済額が8,672万3,000円と、これが毎年指摘されている高 額になっております。税の不公平感、本当に払わないで不納欠損処分してしまうという と、税の公平感というのが著しく損なわれるということで毎年問題になっているのです が、これに対する取り組み、例えば法的措置をするとか、そういうようなことも含めて その回収にやはり改善するべきだという、いろんなそういう意見もあります。町長、こ の点、まずどういう今後の取り組みなされるのか。あわせて同じく簡易水道、例えば9 ページでございますが、簡易水道の収入未済額が6,400万円を超えていると。現年度分だ けでも600万円を超えていると。これは、相当な額になっております。これも含めて今後 の対策。それから、町営住宅の収入未済額が現年度分が585万3,650円、これはこちらの 事務報告書にありますが、現年分で585万3,650円、滞納分で5,178万9,599円、合計で 5,764万3,249円。これも5,000万円を超えている大変な金額になっているということで、 これだけ合わせても国保税8,500万円、それから水道が6,400万円、住宅が5,700万円とい うことで、合わせて2億円を超えていると。これは、やっぱり町長も副町長も今うなず いていますが、大変な危機的状況。やはりこれに対する対策というのが早急な課題であ るかと思いますが、町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

それから、11ページになりますけれども、宅地分譲事業特別会計で売れ残り区画が多分1区画ですので、これも町長、例えばあの中で公園化するとか、もう本当に売れるのか。売れなかったらあの土地を購入してうちを建てている方々の、例えばポケットパークとかそういうものを検討するとか、そういう時期に来ているかなと。何かの利用方法も考えられるのかと思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。これは、26年度の事業決算でございまして、ほとんどが前町長のやり残した事業の完了ということで、26年度で町長公約した中での実績というのはどのぐらい上がっているのかな。ちょっとこの中ではよくわからないのですが、その辺の町長、自分の公約で決算でどれぐらい上がっているのか、その辺もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、事務報告書の中でお伺いいたします。前からやっています、34ページ、人間ドックに関して、今回室井亜男議員から人間ドックについての受診年齢の引き上げとか出ましたが、かなりの方、110人ほどが受診しておりまして、病気の早期発見、早期治療ということでかなりの効果があると思いますが、ドックを受けることによって病気の早期発見、こういうものが何件ぐらいあるのか。幸い大事に至らなかった、問題なかったという方が大半だと思いますが、受けることによってどのぐらいの早期発見になっているのか。その辺がちょっとわからないものですから、受けることによってどれぐらいの方が病気見つかっているのか。その辺の人数とか比率です、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、42ページなのですけれども、今回地域防災計画が新しく計画されて各家庭 に配布になりましたが、防災業務委託というのは、これは入札でやったのですか、随契 でやったのですか、その辺をお示ししていただきたいと思います。

それから、47ページ、総合交通に関する事務の件でございます。1番のバス運行に係 る維持負担金ということで、平成26年、合計で3,038万3,806円ということで相当な金額 でございます。対24年と比べても約600万円近くアップしております。対24年から来ると 伸び率がどれぐらいになっているのか。またわかれば、例えば10年前と比べてどうなっ ているのか、上がっているのか。それから、これは生活バスでございますので、朝晩の 児童生徒の通学に供しておりまして、スクールバス的な側面が強いのですが、朝晩以外 の日中のバスを見てみますと、本当空バス運行してもったいないという感じがいたしま す。それで乗車率です。例えば朝晩の子供たち、児童生徒たちの通学はかなり有効に使 っておるのですけれども、日中何回運行して、そして日中の乗車率がどれぐらいになっ ているのか、かなり悪いと思うのですが、3,000万円という赤字分の補填をしているわけ ですが。また、そのほかに児童生徒の通学助成ということで……123ページ、学校教育関 係に載っていますけれども、ここで840万1,810円、これ学校関係者の小中学生の通学費 助成で支出しております。それから、通園助成金としてしもごう保育所、湯野上保育所 にも、決算書には詳しくは載っておりませんが、多分しもごう保育所ですと百五、六十 万円、湯野上保育所ですと約100万円という保育所の子供たちの通学助成しております。 これ合わせますと、4,100万円以上の通学費助成になります。そのほか通学助成で要保護 者とか準保護者、そういう方にも助成金出しております。これが多分百五、六十万円ぐ らい、毎年そのぐらい出ていると思うのですが。要するに町から幼稚園から中学までの 児童生徒たちに対して4,000万円以上の金が支出している。そして、会津バスに運行をや っていただくわけですが、一面助かる面もありますけれども、毎年町の負担が増えて、 児童生徒が減る中で負担が増えるということで、もう本当のジレンマに陥っていると思 うのですが、これに関して佐藤勤議員なんかもデマンドタクシーを利用した新しい交通 体系を構築すべきでないかというような話がありました。ですから、こういった児童生 徒の通学に対する考え方、これで果たしていいのかどうか、検討を要すると思うのです が、これも町長、今後の対策というのをやっぱり考えるべきだと思うのですが、その辺 の考え方をお示しいただきたいと思います。

あと、同じ事務報告書の57ページ、高齢者タクシーの助成事業の件ですが、交付人数610人に対して実質的に交付して利用した人の割合、幾らなのか。236万6,500円ですから、多分230人ぐらいだと思うのですが、これは昨年は1回当たり500円ということで、27年度は1回当たり1,000円ということで、利用率は多分上がるでしょうけれども、何か使い勝手が悪いということで、例えば遠いところから、戸赤方面からタクシーで来た場合にはどのぐらいかかるかわからないですけれども、1,000円ではやっぱり間に合わないです、往復やれば相当かかると思うのです。ですから、1,000円という枠をもう少しやっぱり緩和したほうがいいのかなというような気がしますけれども、今年1,000円にした結果を見て検討してみるべきだと思うのですが、それに対する考え方をお示しいただきたいと思います。

それから、どこだったかな、何ページだったかな……ちょっとお待ちください……

- ○議長(佐藤一美君) まだあるのですか。
- ○5番(佐藤盛雄君) 52ページ、あかまつ荘の送迎車両購入事業で306万円の事業に対して 町補助が300万円ということで、要するに1つの社会福祉法人に対する支出として、ほぼ 九十何%という補助、これが果たして適正なのかどうか。だから、確かに1つの利用度 合いは高いということで内容は理解しておりますが、ほかの社会福祉団体、公益法人と かそういうものに対する助成のやはり補助率といいますか、やっぱりこれはある程度の 均衡を保つべきだし、不公平感があってはならないと思うのです。ですから、監査委員、 この補助、これは果たして適正なのかどうか、今後検討するべき必要があるのかどうか、 その辺を考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。

○町長(星學君) まず、1点目の徴収対策については、私の答弁をする前に税務課長から対策の方法についてひとつ説明させます。それから、徴収対策です、使用料関係と税収の関係のやつは、税務課長から対策についての答弁をさせてから私の考えを述べたい。

それから、前年度と比較の関係については、これ数字が出てきて、今決算の説明をした段階で……

(「ちょっとマイク近くにして。聞こえない」の声あり)

○町長(星學君) 失礼しました。そういうことで今数字はすぐには出ないと思います。

それから、成人病予防健診の早期発見については担当の課長、健康福祉課からその内容について説明させていただきます。

それから、住宅、敷地の問題です。弥五島の分譲住宅、敷地の問題、1カ所の関係については1カ所残っていますけれども、その活用というか、販売方法については、引き続き購入促進を図っていきたい、こう思っております。

それから、防災計画の作成に当たっての入札方法については、町民課長のほうからそ の内容はわかっておると思いますから、答弁させます。

それから、バス運行の負担金の10年前との比較については、町民課長のほうからわかる範囲でですが、10年前との比較ですから、今ここに数字が持ち合わせているかいないかちょっとわかりませんので、それは後からの答弁になるかと思います。

それから、通学補助、通園補助についての検討、考え方については、引き続きその事業についてはやっていくという考えでございます。

それから、高齢者タクシーの料金についても健康福祉課から状況説明をさせてから私 の考えを述べます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 場内が暑くなってきたものですから、脱衣を許可します。 それでは、税務課長、室井孝宏君。
- ○参事兼税務課長(室井孝宏君) まず、7ページの国保税収入の状況につきましてご質問 あったのですが、国保税以外も含めまして町税対策関係を、全ての内容でお話ししたい

と思います。まず、町としましては町の滞納整理推進会議、これは税とか水道、住宅使用料も含めまして推進会議を設けております。あと、直接の税の徴収につきましては、まず納税相談会、あと臨戸徴収、これは臨戸徴収というのは滞納者に対する一戸一戸回って歩いて、滞納を示して幾らかの金額を納めてもらう。あと、分納による納税の推進。あとは、電話によりまして各滞納者に電話により督促をしております。また、金融機関におきましても預金の調査、滞納者に対する預金の調査をしております。あとは、国保の保険証につきましては資格証の交付とか2カ月間の資格証、4カ月間の資格証の保険証の交付をして、通常の納税者と比較をして制限をかけている状況でございます。あとは、今後は納税対策会議でも出たのですけれども、財産の差し押さえ関係も含めて、ただこれにつきましてはいろいろな制約がございますので、登記とか何かをいろいろ調べまして、納税の実態とかいろいろありますので、それらを含めましてかなり厳正に対処してはいかなければならないと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 建設課長、室井一弘君。
- ○建設課長(室井一弘君) それでは、今ほど質問のありました住宅使用料、それから水道使用料、私どものほうで所管する滞納分について一緒にお話しさせていただきます。私のほうで所管する住宅使用料、水道使用料、合わせて約1億2,200万円ほどの滞納を抱えております。それは、徴収に努めてはおりますが、現実としてこのような滞納額を発生させていることについては、心よりおわびを申し上げます。住宅使用料につきましては、昨年より悪質滞納者の退去ということで進めておりまして、本年1名の悪質な滞納者を退去させることになりました。もう一点につきましては、退去させるべく今手続を進めております。ただ、監査委員の報告にもありましたように、隣町で悪質滞納者に対する民事調停の申し立てというような手続を進めているということで、これに準じた方法を講ずるべきだというような監査委員の指導のもとに基づきまして、私どものほうの職員が南会津町の担当者と協議に入っております。

それから、水道料につきましては住宅料ともども夜間徴収、それから臨戸徴収に職員が努めておりますが、水道に関しましては給水ストップの規定はございますが、何せ生命にかかわる部分もございまして、手続を実行するにはかなりの人員と時間を要するということでございまして、この部分については従来どおりの臨戸徴収、それから夜間徴収等で対応するしかないのかなというふうに考えております。今後とも滞納の減少に努めるべく職員一同と頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。まず、事務報告書の34ページ、人間ドックの関係でございますが、これらについては現状、かかった病院等で医師がその場で判断をしたり、それからこんな病名の疑いがある旨の指導をその場でする観点から、例えば健康福祉課の保健士さんとかそういう方の連携というものは現在ございません。その場で本人に医師が診断をするという観点から、効果についてはそこで診察された方が判断をするという内容になってございます。

あと、42ページの防災計画の委託の関係ですが、パスコさんでございますが、入札ではなく随契だと思いますが、不確かなので、後で答弁させていただきます。

それから、総合交通のバスの補助の関係でございますが、平成25年に調査をいたしま して、バスの乗り降りの調査をしております。10年前とどうだったかということで、3 年間が載っているわけですが、やはり10年前から負担割合が増えているというのが実情 でございます。10年前の数字は今手元にございませんので、10年前からは増えていると いうような話は聞いております。それで、各路線の一日の乗車関係を述べていきたいと 思います。まず、枝松線ですが、往復11回やってございまして、乗車人員が790人で1日 平均32.9人です。1便当たり平均3人が乗っております。これは、往路でございまして、 復路なのですが、乗車人員、往路が904人、定期も含めますので904人。1日平均37.7人。 それから、1便平均が3.4人でございます。復路でございますが、16回運行してございま して、乗車人員が1,185人、1日平均49.4人、1便当たり3.1人。それから、音金線でご ざいますが、往路でございますが、2,089人、1日平均87.1人、1便当たり3.2人。あと ……失礼しました。音金線、済みません、間違えました。音金線が乗車人員が2,224人で す。1日平均92.7人、1便当たり9.3人。南倉沢線ですが、434人往路、1日平均18.1人、 1 便当たり3.6人。復路でございますが、425人、1 日平均17.7人、1 便当たり3.5人でご ざいます。戸赤線でございますが、往路が174人、1日平均7.2人、1便当たり1.8人。復 路でございますが、218人、1日平均9.1人、1便当たり1.8人というような内容になって ございます。あと、日中はどうかということについては、ちょっと今平均値で捉えてい ただければなというふうに思います。

あと、デマンドの件が出ましたので、わかる範囲内でお答えしたいと思います。デマンドタクシーについては、ジャンボタクシー9人乗りを考えて、経常収支比率、乗車人員調査、通学利用者などを検討しました。その結果、現時点では通学バスを利用すべきか、切り離してデマンド交通というような予約方法にするかということを検討したのですが、財政経費が膨大になるというようなことから、下郷町はご存じのとおり枝線が大分多くありますので、これらによりデマンドを導入するよりも、現在の会津バスに補助を出して取り組んだほうが収支としては安上がりになるという観点から、平成26年の3月にこの内容が復命で出ております。

以上でございます。わかる範囲内でお答えしました。

- ○議長(佐藤一美君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、私のほうからは高齢者タクシーの件についてご 説明申し上げます。

平成26年度の高齢者タクシー助成事業につきましては、先ほどお話ありましたように 610人の方に助成券を交付しまして、金額で236万6,500円を給付したところでございます。 それで、中身的に見ますと610人の方に助成券を交付しておりますが、全て20枚全部使ったという方が610人のうち81人。逆に助成券をもらったのだけれども、一枚も使わなかったという方が147人いらっしゃいました。ちなみに、あと詳しく申し上げますと、1枚から9枚の方が243人、10枚から19枚の方が139人ということでございました。これを受け

まして本年度より、26年度に助成券、印刷ちょっと多目にしてしまいましたので、まだ在庫ありますので、それを使いまして、本年度から先ほどお話ありましたように500円を2枚で1,000円分ということで、1回の乗車につき使えるということで。あと、一人で乗車されれば1,000円までしか利用できないのですが、これが例えば相乗りをしていただいて2人とか3人一緒に乗っていただければ、1人1,000円ということで3,000円までご利用、助成券で利用できるということですので、そういう方向で今利用者の方にはPRしているところでございますので。あと、27年度の実績を見ながら、今後のことを検討してまいりたいと思います。

あと、あかまつ荘の助成の関係でございますが、下郷作業所のホイップの送迎用車両の購入事業として補助金の交付につきまして、町内の在宅利用者18名を送迎するための車両ということで、購入費用の一部を下郷町補助金等の交付等に関する規則の規定に基づきまして、事務手続によりまして予算の範囲内で交付したところでございます。306万円に対して300万円の補助が適当かどうかというお話ございました。今後の補助金の交付等につきましては、補助金の趣旨を踏まえまして、関係法令及びそれぞれの補助金の交付要綱等定めまして適正に対処してまいりたいということで、本年度、27年度のホイップのトイレ改修事業につきましては要綱を定めまして、今進めているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 代表監査委員、渡部正晴君。
- ○代表監査委員(渡部正晴君) 代表監査委員。52ページのあかまつ荘の送迎車両購入事業について監査の結果を申し上げます。この件につきましては佐藤議員同様、非常に関心がありまして、猪股監査委員ともどもかなり細かく監査をいたしました。結果、書面、手続等、特別問題にはなりませんでした。ただ、今説明あったように専属で下郷に送迎用として配属されましても、前の車両はほかの事業所に行くわけでございます。それから、所有権が一旦は下郷に配属になっても、その後どうなるかわからぬ、そういうことがありまして、やはり100%近い補助金は問題ではなかろうかということは、さきの職員対象の講話といいますか、報告でも申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 町長公約についてどのぐらい実現されたかというご質問がありましたが、町長の7つの公約のうち、7点のうち5点が平成26年度の事業報告ということで各課それぞれに報告されているところであります。農業機械、高齢者タクシー、学校給食、入学祝金、町長の給与と、この5点が公約に掲げられまして、そのほか工業団地と湯野上温泉会館です、この件につきましてはなされていないということで、5つがそれぞれ事務報告されていますので、答えさせていただきます。

あと、先ほどの通園の関係、総合交通に関する質問の中で、確かに教育委員会のほうの通園助成は会津バスのほうに支払いますけれども、保育所等の通園補助金についてはあくまでも保護者送迎に対する補助金でありますので、通園補助でありますので、その

辺は保護者に支払われているので、会津バスに行ってはおりません。

あと、総額で通学助成ということで八百何十万円という報告がされていますが、あと 準要保護、特別支援等に関しては総額で200万円程度の通学助成ということになっており ます。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ほかに質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番(佐藤勤君) 2点ほど質問させていただきます。

収支決算書の審査についてのところのことでありますけれども、5ページの辺地共聴の整備事業です。これで下郷町は全部終了されたということになっておりますけれども、 あと残っているところはどこかないでしょうか。それがもう一つと。

それと、あと6ページのところで国民健康保険被保険者数の件のところで表にありましたのですけれども、平成26年度の数が1,839人ということで、平成23年からの減少を見ると、昨年、25年度と比べましてマイナス146人とかなり大きい数値が来ておりますけれども、これらに起因するものはどういうものがあるのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、16ページに載っております財政指標のところで、経常収支比率というものがありますけれども、これは一般的に75%以下が昔から安全だと言われておりますけれども、下郷町のところを見ますと、24年、25年、76%から77%になっております。そして、さらに今年は、26年度については82%であるのでありますけれども、これはどのように考えておりますか、お答えをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 辺地共聴施設でございますが、地デジ関係でございま すが、本町においては全て完了となっているところでございます。ですので、地デジの 見れない地区はございません。

次に、もう一つ関連で、最後の経常経費の関係でご質問がありましたが、平成25年度 決算においては中学校の耐震工事あるいは重機車庫といった大型の工事がありまして、 その比率の割合で係数が下がっていましたけれども、そういった大きな工事等がござい ませんので、26年度の決算で経常経費が上がってしまったというのが主な原因であると 思っております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。先ほど6ページの国民健康保険の被保数が大分減っているというような内容でございますが、増の要因は転入、社保離脱、生活保護廃止、それから出生、後期高齢の離脱、その他とこうありまして、昨年283人の方が増えております。対しまして減のほう、転出でございますが、55人。社保加入が277、生活保護、死

亡、後期高齢と同じようになるわけですが、減のほうが425、マイナス142人というような内容になっていまして、毎年4%か5%、被保数が減ってきているという現状でございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 3番、佐藤勤君。
- ○3番(佐藤勤君) 毎年ではなくて、その前2年間のほうは大体半分の70人程度減っているのですけれども、25年から26年度についてはもう140、150人ぐらいにはね上がったということなのです。

それから、ページ16の財政指標のところで経常収支のことで、これパーセントが以前からちょっと高いものですから、それでさらにまた82%にはね上がっているということで、この辺ちょっと危険、要注意のところかなと思いますけれども、私たちまだ素人でございますけれども、これについてちょっとお話をいただきたいと思います。

- ○議長(佐藤一美君) 代表監査委員、渡部正晴君。
- ○代表監査委員(渡部正晴君) 財政指標の件について82%、下の説明文の中で76から85は 要注意ということで書いてございます。これから見ると、かなりこの数字は要注意ということになるのですが、一応この内容が人件費、扶助費、公債費ということで、これは 一時的なものであろう、それで一般の預貯金に相当します財政調整基金、これもまだか なりあるということから、特に問題視はしませんでした。そんなところでよろしいですか。
- ○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 先ほど質問いたしました、担当課長よりご説明いただきましたが、それを踏まえてやはり町長が、例えば滞納繰り越し分に対する法的措置をやるのかやらないとか、そういうことに対する町長の考え方あるいは交通、町の負担金が4,000万円以上超えている、これを確かに県補助金があります。ですから、単純に町100%持ち出しではないのですが、今後要するに子供たちが減って利用者がどんどん減る、そして当然会津バスの収支の赤字分をどんどん、どんどん補填をし続けるとなりますと、これが支出は膨らむという先が見えております。だから、そういったものに対する町長が今後どう取り組むかという方針です、そういったものを含めて最後に総括した町長の意見を伺いたいと思います。
- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) ただいまの質問に対してでございますが、先ほど税務課長からも説明申し上げましたけれども、やはり徴収対策が行政の事務の中で非常に難しいと昔から言われています。そして、今現在税務課で大変苦労をかけてあるいは使用料、水道料関係も大変職員が努力しているということは間違いございません。私の考えとしては、それをますます努力していただくとともに、やはり監査委員がご指摘したような差し押さえを含め、やはりそういう退去等の方針についてはこれからも検討しながら、そして庁内の町税対策会議でもって結論を出して、そして徴収率が高まるようにひとつやっていきたいというのが私の考えでございます。

それから、通学補助の方針というか、通学補助金あるいは通園補助金、そういうところのバス会社に支出している内容の件だと思いますけれども、先ほど町民課長が申し上げましたように26年の3月にバス運行の見直しをかけようと思って検討していただきました。その結果、やはりデマンドタクシーでは経費がかかってしまうというようなこともございます。しかし、子供の通学あるいは幼児の通園につきましては、やはり町としてはその事業に対して支援していかなくてはならないということは、これは私の方針でございますので、それは変わりません。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 再質問いたしますけれども、例えば水道に関してはやはり基本的人権と最低限の生活を送るというために必要不可欠な給水をとめることはできないのですけれども。例えば営業に関しますと、多額の繰越未済額があるというのは聞いております。そういうものの対策です。これもやはり何かの歯どめをしないといけない。それから現年度分で、例えば水道ですと600万円も繰り越しがどんどん増えてしまうという。過去の累積したのは片目をつぶっても、現年度でどんどん、どんどん増えてしまうという、これは何の原因なのだろうか。生活が苦しくて、例えば高齢者で年金収入しかなくて、そういう人たちが繰り越すというなら同情する余地がありますけれども、そうでない方あるいはある程度の収入、財産がありながら支払わないという方もおると思うのです。そういうものにはきちっとした法的措置なんかもやっぱり必要であると。部分的に必要なものは、きちっとやっぱりやるのだというような町の姿勢。今度町もかなり厳しく徴収しているなということで、納税意識が連鎖的に強くなるとか、そういった町の強い姿勢も示すことも必要かなというふうに思っております。

あと、交通費の生活バス路線の赤字路線、これも何らかの対策をしながら、町では現在の状況を続けるということでございますが、と言いながらやはりトータルな、何かのいい方法、これもやっぱり検討して。例えばデマンドタクシーの今予約システムなんかもそういうソフトもできておりまして、必ずしも高額になるという話でもないような話も聞いている。西会津町なんかは、デマンドタクシー導入してやっておりますけれども。デマンドタクシーに限らず、やはり何かの新しいいい方法があれば、それも模索すべきだと思っております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁は要らないですか。要望ですか。
- ○5番(佐藤盛雄君) いや、町長、例えば法的処分やるのかやらないのかとか。
- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) 特に営業者と言われています水道料金の質問でございますけれども、先ほど申し上げましたようにやはり町税対策会議の中でいろいろ検討しながら、そしてそういう方向に進むべき話をしたり、あるいはどのような方法で徴収に当たるか、納めていただく方については、その内容で進めていきたいと説明したとおりです、前に。

それから、バスの関係については、いいアイデアがあれば皆さんと協議して進めてい

くということがこれからのやっぱり町の財政を考えれば、そういうことも考える必要もあろうと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 黙っていると議員でいないのかななんて言われるからちょっと質問しますけれども。決算の審査意見書の中で2ページで、これを差し引いた単年度収支では1億2,174万9,000円の赤字となっている。それから、3ページに一般会計の決算状況で、単年度収支額は1億560万8,000円の赤字となっている。この赤字というのは、我々聞いた場合に商売をやっている場合、赤字というのは何か聞きづらいような赤字という言葉になるわけですが、総務課長、この赤字というものの意味合いというものが、明快なる答弁をひとつお願いします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 2ページ目及び3ページ目のものにつきましては、要するに前年度のを比較して赤字と、前年度の決算と比較して赤字という文言でございまして、この赤字という表現が適正かというお尋ねかと思いますが、これにつきましても私初めて今年度から担当したところでございますが、赤字についてこの表現がいいかと聞いたところでございます。これにつきましても監査いただきます監査委員の方々と相談しながら、今年度事務報告等についても一部修正を加えながら報告したところでございますので、この表現については改めてご相談申し上げて見直していきたいというふうに思っております。
- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 先ほど総務課長の中で町長は公約の5つをやったと、こういうふうなことを報告されましたけれども、余り自分の公約をやり過ぎたからこれ赤字になったのではないだろうか、このようにも表面づらでは考えざるを得ないというようなことでございますので、赤字にならないように、決算議会で私赤字というのは余り見たことないのです、今まで。確かに表現というものがふさわしいのかどうかわかりませんけれども、ひとつ赤字という言葉にならないように来年から決算をよろしくお願いを申し上げて質問を終わります。
- ○議長(佐藤一美君) いいですね、答弁は。
- ○8番(室井亜男君) はい。
- ○議長(佐藤一美君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第59号 平成26年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

ただいまより休憩します。(午前11時32分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時40分) 初めに、総務課長より説明不足の点がありましたので、説明させます。 五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 大変申しわけございません。説明が不適正であったというふうに指摘されましたので、改めてご説明申し上げます。

先ほどの室井議員からの単年度収支等々の、2ページ、3ページの単年度収支の関係でございますが、これはあくまでも単年度の収支でありまして、平成25年度から繰り越された剰余金を平成26年度の収入から差し引いて計算して割り出されたものが単年度収支で赤字であったという説明の言うべきところを26年度と25年度の差し引いたものと省略してしまいましたので、大変申しわけございませんでした。

### 日程第3 議案第60号 教育委員会委員の任命について

○議長(佐藤一美君) それでは、日程第3、議案第60号 教育委員会委員の任命について の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。 これから議案第60号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(佐藤一美君) 日程第4、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第5 議案第62号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定につい て

○議長(佐藤一美君) 日程第5、議案第62号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する 条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案についての議案の説明を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 総務課長です。議案第62号 下郷町個人情報保護条例 の一部を改正する条例の設定についてをご説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月に制定され、番号法は国の個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等は、一部を読みかえて規定する特別法となっております。個人情報の規定は、国、地方自治体それぞれが個々に制定しているものでありますので、国の法律の読みかえ規定が示されましたことから、町条例についても番号法の趣旨に沿うよう一部を改正し、特定個人情報の保護を図るものであります。

それでは、議案書9ページと新旧対照表の1ページから5ページになります。本改正 内容は、第1条から第3条までの改正規定となっており、これは番号法の附則で定めら れた施行日に合わせる改正となっているところでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第1条の改正は、来月10月5日施行に 伴う改正となっております。

本文、第2条、定義でありますが、これまでは第1号、右側になりますが、アンダーラインの部分、ただし、法人その他云々と書いてございますが、この部分が削除されます。改正後は、個人事業主及び法人の役員等に関する情報につきましても、今後は個人情報に含みますよということが規定されたところでございます。

また、改正後では新たに個人番号、特定個人情報、保有特定個人情報といった用語につきましても法律上、定義づけられましたので、同様に条例で定義づけし、それぞれ2号、3号、4号として追加したところでございます。

その下、第11条、自己情報の開示請求、次のページに行きまして、第14条、開示請求の方法では、保有特定個人情報にあっては、本人及び法定代理人に加えまして、新たに本人の委任を受けた任意代理人も請求者になり得るという規定が盛り込まれたところでございます。

第18条には、第3項として、特定個人情報の開示請求に係る費用負担について、規則の定めるところにより、減免または免除ができる規定が追加されました。これは、特定個人情報流出の重要性に鑑み、誰もがいつでも簡単に本人の特定個人情報をチェックできる仕組みの構築を図ったものであります。

第19条、自己情報の訂正請求につきましては、個人番号が付された特定個人情報の訂正は想定していないため、特定個人情報は除くと定められているところでございます。

第25条、他制度との調整でありますが、これまでは個人情報の開示等については、他の法令等に規定がある場合には、その適用を受けることとなっていますが、番号法では特定個人情報は除くとし、個人の開示請求権等を実質的に保障するため、個人が簡単に閲覧できる情報開示システムを新設することから、他制度との調整は行わないことと規定したものであります。

第2条の改正は、個人番号カードの施行開始に伴う改正となります。現在のところ平

成28年1月1日から個人カードの申請事務あるいは個人番号を利用した利用事務が開始されますので、これに合わせる改正となってございます。

第7条及び第7条追加の第7条の2では、実施機関における個人情報の利用及び提供の制限を規定したものであります。第7条では、これまでの個人情報の規定で、ここでは特定個人情報は除くというふうに適用除外としていますが、第7条の2で改めて特定個人情報の重要性に鑑み、特定個人情報の利用及び提供の制限として新たに条が起こされたものでございます。

追加の7条の2、第1項では、特定個人情報の目的以外利用を禁止する規定を、第2項においては目的以外利用の特例を定めた規定となっており、人の生命、健康、生活または財産を保護する場合、いわゆる緊急時等においては、個人の同意もしくは同意を得ることが困難な場合であっても利用できることを規定したものでございます。

第3項は、特定個人情報の照会、提供ができる機関についても番号法第19条各号に定められていますので、条例においても同様に規定した条文となってございます。

次の23条の2、自己情報の利用等の停止請求につきましても新たに条を追加するもので、第7条と同様に自己情報の利用等の停止請求については、個人情報と特定個人情報を区別して規定したものです。

第1項では、特定個人情報を除く個人情報については、第7条第1項の制限を加えて利用されまたは提供されている場合は、停止請求ができる規定を、次のページに行きまして第2項では、以下1号、2号に該当する場合は利用の停止またはファイルの消去、または提供の停止ができるとしています。その条件として第1号では、4つの項目が上げられていますが、いまだシステムは構築中であり、どんなケース等が出てくるかは今のところわかっていませんので、想定の範囲内でお答えしたいと思います。

1つ目が情報を保有する実施機関より適法に取得されたものでないとき、あとは個人情報利用事務実施者以外の者が他の実施機関から不正に取得している場合などが考えられます。

2つ目の第7条の2の規定違反でございますが、これは特定個人番号利用事務実施者が本来の事務の目的以外で利用しまたは提供している場合などが考えられます。個人番号を使ってはならない一般の職員が個人番号を使って事務をとっている場合等が考えられます。

3つ目が番号法第20条の規定違反。これは、個人番号利用事務実施者が事務の目的に 関係なく、収集、保管しているケースなどが想定されるところです。

4つ目が番号法28条の規定違反。番号法28条では、大量の個人情報ファイルを作成してよいとされる場合は、番号法第19条の第1項第11号から第14号に該当する事務のみとされているところでございます。番号法の第19条第1項第11号は、特定個人情報保護委員会へファイルを提供する場合。12号においては、国会法に基づく両院の調査委員会に情報を提供する場合。13号は、緊急時におけるファイルの作成、先ほど申しました緊急災害時等においてのファイルの作成ということになります。14号では、その他これらに準ずる場合としているところであります。

以上、ただいま申し上げました4項目に違反して利用され、保管されている特定個人情報または特定個人情報ファイルが存在するときは、利用の停止あるいはファイルの消去を請求することができるという規定でございます。

2号につきましては、第19条第1項各号に定める機関の範囲を逸脱して提供されている個人情報があった場合には、再提供の停止を請求することができるとしたものであります。

第3項の規定につきましては、請求があった場合、実施機関の対応規定、第4項の規定は条例第11条の規定、自己情報の開示請求についても本条の1項及び第2項の規定を 準用するということを規定したものでございます。

続きまして、第3条の改正となります。現段階では、施行日が国の実施機関においては平成29年の1月、地方公共団体においては平成29年の7月施行の予定となっているものでございます。まだ日付等は示されておりませんので、各機関における照会や提供については、いまだ未定というところになっているところでございます。

ここで第2条の定義にまた新たに情報提供等記録についての用語の定義づけがされてございます。情報提供等記録、番号法第23条第1項及び第2項に規定する云々と書いてございますが、簡単に言いますと、実施機関においては特定個人情報の照会、提供が始まりますと、照会、提供の通信記録は照会者、提供者のシステム及び国の情報提供ネットワークシステムに記録され、かつ情報照会者や提供者は政令で定めるところにより、それぞれの機関の名称及び使った日時、やりとりした情報の項目について記録を残さなければならないことになっています。この記録のことを情報提供等記録と定義づけているところでございます。

第7条の2、第2項は、人の生命、健康、生活及び財産の保護、いわゆる緊急時等に おける特定個人情報の目的以外利用を定めたものでありますが、照会、提供がなされた 情報提供等記録に関しては、番号法により適用除外とされていることから、本条例にお いても除外規定としたものです。

第21条の2では、この情報提供等記録の訂正があった場合には、総務大臣及び情報照会者または情報提供者が遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない規定を設けたものです。

以上が個人情報保護条例の一部改正内容となってございます。

なお、本定例会では10月5日施行の通知カード発行前に個人情報の保護を図る必要から本条例の一部改正をご提案申し上げたところであり、番号法の目的とも言えます個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等につきましては、情報の利用が始まります28年1月1日前の12月定例会においてご提案させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) まずはわかりづらい。わからない、正直言ってわからない。もう一

つは、つくってもらいたくないというのが本音でございます。やはり示されているなら ば、こんなにわかりづらい条例を、ここを今総務課長が1分ぐらいで我々に説明したわ けですが、この文章を見て、また総務課長が1分ぐらいの説明の中でこれをわかって可 決してくれというようなことが私は無理ではないだろうかと。総務課長、あなたも本当 のこと言ってわかるのですかということです。こういうふうなことは、やはりもう少し 早目に我々を、この後のいろんな町制条例または除雪機の支援事業、こういういろんな ことがあるわけですけれども、私はやはり全員協議会を開いて、もっともっと時間をか けて我々に説明をして、その後にやはりこういうふうな条例というものは出さないと、 私たちはわからない。ただわからないうちに1分や2分でこれを可決しなさい、可決し た場合には我々に責任をとってもらって、これを認めたのだなと、こういうふうに言わ ざるを得なくなるわけでございまして、私たちは非常に新聞等で見ているだけで何が杓 子だかわからないわけでございますが、本当に個人情報というものがナンバー制度にし た場合、守っていただけるのだろうかと。私は、ただ携帯電話またはインターネットと いうようなものがこのごろ普及してございまして、人殺しから盗難から火事からいろん なことが、警察まで人殺しをやるような、インターネットを使ってやっていることでご ざいまして、本当に個人情報というものが守れるのか。役場職員全体で本当に守れるの だろうかというのが私たち疑問でございます。そういうようなことで、先ほど施行の日 時はまだ政府から示されていない。示されていなかったならば、今回無理、無理にこれ を私は、我々の議会で決めるのではなく、もっともっと説明をして、後でもいいのでは ないだろうかと、このようにも思いまして、町のほうで私は撤回をして、この次に出し てもらうというような方法はできないものだろうか、このように思い、もう少し我々が マイナンバー制度を理解をして、理解をしたということは、町民全部が理解をしたとい うことにならざるを得ないわけでございますので、もっともっとやっぱり我々にわかり やすいようなものをひとつ示していただきますようお願いはできないのかなというよう なことでございまして、町長並びに総務課長のご判断をお願いをしたいと思います。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) ただいまの室井議員のご質問でございますが、これにつきましては先ほど前段申し上げましたけれども、第1条から第3条までの改正内容でありまして、10月5日施行に伴うマイナンバーカード、通知カードというものが各町民に配られることになります。配られる前に町民の個人情報保護を図るために本条例を改正するというものでございまして、後段申し上げました実際の利用事務につきましては12月の定例会においてこういう事務で番号を用いますよと、こういうもので使いますよという規定を改めて設定するものでございます。繰り返しますが、これはこれまでにありました下郷町個人情報保護条例につきまして、番号法が施行される前に個人の情報の保護を図るという目的で本条例の一部改正を提案したところでございます。1条につきましては10月5日施行、第2条の改正につきましては平成28年1月1日から通知カードをもって個人カードの申請と番号を使った利用事務が、庁舎内だけの利用事務が始まり

ます。その後、平成27年から日にちが規定されていないと申し上げましたのは、それぞれの機関、国の機関、地方自治体等々において情報のやりとりをする施行の日付がまだ正式に決まっていないというところでご説明申し上げたところでございます。非常にわかりづらい内容となっておりますが、本条例の一部改正につきましては特定個人の保護を図るということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君、再質問。
- ○8番(室井亜男君) 10月の5日施行ということでございまして、新聞等で見てみますと ナンバーカードには写真も張ると。ナンバーカードに写真を拒否した場合には、それを 渡さない、こういうようなことを言ったような気があるのですが、それに写真を張るの でしょうか。それを拒否した場合には何か罰則があるのですか。

もう一つは、7条の2、目的のため、人の生命、健康、生活、財産を保護するために 必要がある場合であって、本人の同意があり、同意を得ることが困難な場合には、個人 情報取り扱い事務の目的以外の目的のために、特定情報を当該の実施機関内で利用する ことができる。これは、誰が判断するのですか。この2つだけお尋ねをいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 総務課長です。お答えします。

個人番号カード、これにつきましては住基カード、今住基カードというものをやって ございますけれども、基本このカードを利用する、しないについては各個人に任されて おります。私は、番号を使いませんと。番号を使いません、番号は付番されていますけ れども、そういったカードを使っていろんな申請事務とかはしません。例えば高齢者等 々が考えられますけれども、そういった人たちは基本申請をしなくても、通知カードと いうものを持っているだけで大丈夫だということです。ちょっとわからないですか。

- ○8番(室井亜男君) わからないです。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 10月5日に各個人に付番された通知カードというものが、通知書です、いわゆる、これが各戸に書留で送られます。このカードをもって本人が、通知をもって本人が個人番号カードを所持したいということになれば、1月1日から申請をして、それでカードを保持できると。使わないと、私は……

(「要らないと」の声あり)

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 要らないという人たちは、カードの請求をしなくても よいということでございます。

(「そう」の声あり)

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) はい。ただし、個人番号は付されています。国のほうでは、この人は何番とみんな把握していますので、個人番号は付されています。そのカードについて今写真を張る、張らないという話がありましたけれども、今町民課長に確認したところ、そのカードには写真を張らなければならないと。

(「やっぱそうでしょう」の声あり)

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) ええ。いう規定になっているところでございます。あ

٠٠٠٠٠٠ ځ

(「拒否した場合、どうするんだ」の声あり)

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 拒否した場合は、カードの発行というか、申請ができないというふうになると思います。

あと、7条の2の規定でございますが、特定個人情報の利用及び提供の制限で、この判断はというご質問でございますが、本人の同意があり、緊急災害時等に本人の同意があり、これはよろしいですよね。本人が同意があったときにはつくることができますよ、利用することができますよという規定です。本人の同意を得ることが困難であるとき、これはどういうときを指しているかといいますと、重篤な状態であるとき、本人がしゃべれないときあるいはその人が身体障害者等々であって、会話ができない場合の人が重篤な危機的な状態に陥っているときに、その人には救急医療を施さなくてはなりませんので、その人の持つ、どういった薬を今まで使っていたかとか、どういった病院にかかっていたかと、そういったものを情報できますよという規定でございます。よろしいでしょうか。

- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) まずは、わかりづらい条例でありますと。念を押したいのですが、 通知カードは各町民に行き届くわけ。そうしますと、カードは私はつくりたくないとい う場合にはつくらなくてもいいのですねと、これだけ1つお願いします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。10月から皆さんのお手元に郵便局員さんが印鑑を もらいながら通知書を届けます。それで、世帯に3人いる場合は3人の中身が入ってい まして、そこに返信用の封筒が入っております。それは、どこに送るのかというと、国 のほうに送るわけですが、その際そこに写真を張って送らないといけない、発行されま せんということです。発行、やりたくないという方は、そのまま通知カードをお持ちい ただいて、そのまま保管していただくということで結構です。

(「そう」の声あり)

○町民課長(星昌彦君) ええ。写真が張らないと、きのうの新聞にも出ておりましたが、 国ではNECさんで顔認証システム、これを町村役場、全市町村に入れるそうです。本 人かどうかの確認を写真と合わせるのですが、顔のポイントを全部認証できる機械を下 郷なら下郷の役場のところに機械を置くと。その前に座っていただいて、顔の提出され た写真と本人かどうかという認証をするということで、ほぼ新聞に出ていますから決ま ったそうです。そんなわけで第三者が来て成り済ましということは、国のほうではあり 得ないという内容でございます。

以上でございます。

(「議長、その件に対してちょっと確認したい」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) そうすると、通知カードは郵便屋さんが各家庭に届ける。そうする

と、それをいただく。そうした場合に通知カードが入っている。そうすると、それに返信用封筒が入っていて、それに写真を張って出すのだということみたいに言いましたね。そうした場合にその写真が私のものではなく、弟のものを張って出すということにもなる可能性もあるわけです。そうした場合に先ほど言った役場の窓口には、写真を撮るものがある。例えば旅館だとかホテルあたりに行きますと、そこの会員になっていただけませんかということになると、すぐさま写真を結局撮りますよということで窓口でバチッと撮って張りますよね。そういうようなことだったらばわかるのですが、写真というものを自分の返信用封筒をいただいて写真を張るということになれば、他人のものを張る可能性もあるわけです。そういうようなことはいいのかどうか、その1点をお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。本人にしかお渡ししません。というのは、通知を国のほうに上げるわけですが、国は写真を張ったものをつくりまして、町村役場の戸籍のほうに送ってまいります。そこで確認をして本人を窓口に呼びます。いろんな方が、町民の方でしたら大体わかると思うのですが、そこで本人かどうかを確認の作業を行います。なおかつ代理は絶対お渡ししませんので、本人以外は渡さないと。代理の場合は、では子供の場合はどうするのだというようなことであれば、要するに親である旨の証明とか何かが必要になってくると思うのですが、原則本人にお渡しするということで、さっき私申し上げました顔認証システムが入るということで、そういうものは防げるのかなというふうに判断しております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問はありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) マイナンバー制度、12桁の数字が配布されて、そこに個人の情報が入る。今話したように例えば病歴も入る、個人の財産も犯罪歴も全て入るのですか。そういうものを集約した極端な個人のトータルな情報が、それが国に一元化されて、そこで特定の人が情報を仕入れると。漏らしてはならないのですけれども、かなり逆に言えばもう恐ろしいシステムだという考え方もできるわけです。ですから、運用は保護条例の改正で厳しく今回町でも決めるわけですが、今室井亜男君が言ったようにマイナンバー制度が本当に我々が求めて必要なものかどうか。国が我々国民を管理するために全て管理社会で決め込んでしまう、情報を管理すると。考え方を変えれば、もうちょっと危ない見方もできる、うがった考えですけれども、そういうふうな見方もできると思います。それで、3ページの第7条に関しまして、目的のためには内部で利用する場合以外、提供してはならないというのですけれども、ただし書き、ただし、次の各号に該当するときは、この限りでないということでございます。例えば税務署からの問い合わせあるいは警察署からの問い合わせ、あるいは裁判所からの問い合わせ、あるいは議会で百条委員会設置して百条委員会で情報を出せといった場合には、こういった個人情報を出せるのかどうか。この限りでない、私申し上げたほかにそういう提供できるものがあると

すればお示し願いたいと思います。 以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 個人番号の利用できる場合というのは、あくまでも今のところ税情報、あと社会保障に関すること、あとは災害時と、この3つしかこの番号を使ってはいけませんよということになっています。個人番号を利用した事務を行ってはなりませんよということになっています、今のところ。あと、先ほど今盛雄議員……(何事か声あり)
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) いろんな情報が入るのではないかというご懸念だと思 いますが、あくまでも個人番号のカードには住所、氏名、生年月日、性別、あとは番号 と、あと顔写真と、これだけが入ることになります。利用の仕方としましては、例えば 障害者の方が障害者福祉の事務手続をしたいというときに申請に窓口に訪れます。その ときに今までは税務課のほうから所得証明をとってきてくださいとか収入証明をとって きてくださいとかいうことになりましたけれども、この番号でお願いしますと、個人番 号を提示することで、その番号を使って事務がやりとりできるというふうに個人の方の 使いやすさを示したものというふうになっています。ですから、例えば転入されてきた 方で何か下郷町のサービスを受けたいというときには、転入したにもかかわらず、一回 もといたところの所得証明書をとってきてくださいというようなことになりますけれど も、それが下郷町に来て窓口で個人カードを提示することによって、下郷町が転入して きました人の情報を当該町村に照会をかけることができる、当該市町村がその人の提供 ができるというふうになります。これは、あくまでも先ほど言いました平成29年の7月 以降の話です、今言った話は。そういうふうになるということで、カードでもって全て の個人情報が流出してしまうかということになりますと、それは番号を扱う職員を一人 一人町役場の中に置いても、あなたが個人番号の事務をしていい人ですよという職員指 定をしながら秘密の保護に図っていくということでございます。

第7条の先ほど各号という話が出ましたけれども、先ほど申しましたように特定個人情報のファイル等々が作成されるときは、あくまで特定個人情報システム機構というところに提出を求められたときあるいは国会から求められたとき、あと緊急災害時において避難者等々の情報を名簿をつくりますよとか、そういったときに限ってだけファイル等々が作成できるというものを規定したものでございます。

以上です。

#### (「百条委員会は」の声あり)

- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 具体的には国の機関に出すものだけです、法律上規定されているものは。そのほか、例えば今出ました百条委員会に提出することができるというものを定めるとしたらば、12月の定例会において示します利用及び提供の事務に関する条例、今まだ定めていませんが、そういった利用事務等が始まる規定に合わせて条例の中でうたわないと使えないということになってございます。
- ○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

- ○5番(佐藤盛雄君) 町での運用の仕方は今総務課長おっしゃったのですけれども、要するに情報を集約する国の機関というのはどこまでの情報を集約するのか。例えば銀行で定期預金する場合にマイナンバーを入れてきちっとやらないとそれは受け付けにならない。マイナンバーになれば、誰々は金、預金何ぼ持っているとか株何ぼ持っているとか、負債何ぼ持っているとか、そういうものが全て国の情報機関に集約されると考えてよろしいのですか。ですから、どこまで個人の情報がそこに情報を集約して、個人で情報をそこに提供したくないために拒否できるのかどうか。今回保護条例ですから、拡大解釈して質問して、ちょっとなのですけれども、その辺が皆さんよくわからないからわからないという話なのですけれども。例えばそういったマネーロンダリングやっているのを防ぐとか、あるいは税逃れとか、そういういろんなものを防ぐというような目的もあるというふうに聞いていますけれども、国の機関がどこまで我々の個人情報を集約するのか、その辺がまだはっきりわからないものですから、本当に個人の全ての情報が国で一元管理してしまうということは、さっきも言ったようにもうちょっと危ない。そこまで我々の個人情報を知られたくないという人もかなりいると思うのです。ですから、どの個人情報を集約までできるのかと、その辺はどういう情報を持っていますか。
- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 個人の情報につきましては、あくまでも実施機関が必要とするものしか法律上は使えない。先ほども言いましたように下郷町なら下郷町における児童福祉法、例えば保育所に関する事務、保育所等も税情報を必要とします、保育料とか。そういったもので国も厚生労働省、財務省、文部科学省とか、それぞれに機関が定められています。全部で36機関、地方自治体も含めて、県都道府県も含めて。36の機関が規定されています。規定の中にそれぞれがこの事務にしか使えませんよという規定がございます。ですから、今ほど言いましたように、あの人の預金高は幾らだろうなんていうことは勝手に使えないという決まりになってございます。町は町、それぞれの機関は機関において、それぞれのやりとりできる機関間です。これについてはこういう事務であれば、町と県はやりとりできますよと、町村と町村はやりとりできますよということが細かく全部規定されています。それが先ほど条例に出てきます目的外利用のためのという出てきますけれども、そういうものが定まっているので、定められた利用以外に使ってはならない。もし使われたことがわかった場合には、即停止ができますよというただし書きで、さらにフォローしているところです。
- ○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) そうしますと、町で国の情報を集約するところにアクセスした場合、何か各目的利用別にパスワードがあってアクセスできる、そういう何かできるのですか。例えば住民課で使うとか税務課で使うという、それぞれ目的違うわけです。ですから、それぞれの目的に応じたパスワードがあって、パスワードによって、だから税務課であれば税務に関する部分しかアクセスできないとか、そういうような形になるのかどうか、その辺の具体的に利用する方法です。これは、12月に出ると思うのですが、その辺はどういう情報なのですか。

- ○議長(佐藤一美君) 税務課長、室井孝宏君。
- ○参事兼税務課長(室井孝宏君) 税情報の関係につきましてご説明いたしますと、国でも全ての情報を集約する機関はございません。ということは、各機関が個別の情報を持っています。そして、それにアクセスするのには中継アクセスセンターみたいのがありまして、中継アクセスセンターに中継して、それから各機関ごとに照会をかける形になりますから、全ての情報が集まって、例えば国のこの機関であれば全ての情報を持っているところはないような決まりになっています。それで、各情報を分散して情報の漏えいを防ぐ形になっていますので、例えば税務の照会であれば各中継センターのほうに番号を通知して、まずどの部署が、誰がどんな情報が必要で、こういう番号の方の照会を中継センターのほうにかけまして、中継センターのほうから例えばほかの町村のほうにまた照会が行って、それが返ってきて、また町のほうに来るという形になりますので、まとまって全ての情報が漏れるのではないかということは、今のところはないということの説明を受けています。

あと、金融機関につきましては今のところはやらない。ただ、3年後あたりにつきましては、税務署さんあたりでとか財務省さんあたりで各金融機関の税情報とか預金情報を集めて、各個人の預金、隠し預金とかがないようにしたいという方向で今進んでいるのは事実でございます。

あと、今総務課長、先ほど病歴とか受診歴とかと言いましたが、それはまだ今後そういうふうに国がしたいということで進めているという内容で、まだ全く決まっていませんので、今のところは税と災害と社会保障だけのみにとりあえず進んでいきましょうというだけのことでありまして、そのことにつきまして個人情報が10月5日から今度カードが各個人に配布されますので、個人情報を守るための今回の条例改正という形になると思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。
  - 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) それでは、下郷町個人情報保護条例の一部改正についての質問をいたします。まず、室井議員さんが当初おっしゃったとおり、議案審議の1日だけでこの条例を理解しろという町の姿勢がまず疑問でございます。今全協にしろというやじとか不規則発言もありましたが、そういった心情の方が少なからずいるということを、まず当局にはこういったものを提出する以前に察するべきでございます。大変残念なことでございます。

それでは、条例の件について質問させていただきます。まず、特定個人情報を利用できる職員というのが下郷町の役場職員に存在しているわけです。まず、存在しているという確認。現状での個人情報保護法、改正になる前の今使っている個人情報での利用できる職員は、どういった職員なのか。

それから、今後番号法施行による改正における特定個人情報を利用できる職員というのは、増えるのか増えないのか。増えた場合は、どういった職員が該当するのか。まず、

その点お尋ねいたします。

それから、今のカードをつくるまでの流れというのを総務課長のほうから説明ございました。番号が載っかっているものを書留で個人に郵送されると。次に、受け取った人は写真とともに国へ送付するという説明でした。その中で写真は、顔認証システムによる、写真になるということですので、これは町に導入されて、町で撮影するのかどうかということをまずお聞きいたします。町というのは行政、下郷町役場で撮影したものを本人が国、返信用の封筒に入れて送り返すのかどうかということでございます。つまりこの制度が始まれば、カードをつくりたい人は少なくとも2度ですか、カードができて国の機関から役場にカードが届いたと。役場では本人確認をして、カードを渡すというまでの流れでございますので、少なくとも1回ないし2回はカードをつくって取得するまでに役場に足を運ばなければならないのかなという確認でございます。

以上でございます。以上、2点よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 副町長、玉川一郎君。
- ○副町長(玉川一郎君) 副町長の玉川と申します。7番議員さんにお答えします。

まず、情報がどういう職員が使われるかということなのですが、窓口とか税とか国保、 今の当面、先ほど税務課長から答弁ありましたように、今回の番号法でどういう範囲で 使うかというのは社会保障、あと災害、あとは税です。その3分野について今回番号法 を使えるということで検討しております。それで今後、先ほど5番議員さんが言われた ように銀行とかそういうものについては今後国でお示しするということで、当面社会保 障、災害、税の3分野について番号法を使っていくと。

それで、あと番号法の規定でございますが、今回番号法が25年5月に国のほうで制定したわけですが、番号法に係る個人情報が番号法には附則で、それは各町村の個人情報条例によって読みかえ規定をするということで、今回皆様にご提案したのは町の個人情報条例の一部改正でご提案したところでございます。

あと、今回個人情報と言われるものについては、先ほど総務課長からご説明ありましたように個人情報には今までの個人、それぞれの個人の持っている個人情報、それに個人番号ということで、既に住民基本台帳法によるカードが発行されております。それは、住基カードと言われるものですが、それが2つ目。そして3つ目には、今回新たにできた番号法の第2条第5項によりまして、住民票、番号法の第2条第8項で新たな個人番号ができるということで、先ほど質問ありましたように12桁の番号ができるものが特定個人番号と言われるものです。あと、各実施機関でその以外につくる特定個人情報ということで4つの個人情報が生まれるということで、今回新たな番号法に基づく番号が個人情報に当たるということで、今回この条例の一部改正でご提案しております。

それで、あと新しい番号法による個人番号カードですか、その発行の手続につきましては10月5日が施行日になっております。それで、10月の13日から全国の番号を取り扱う、個人情報の取り扱う国の機関から直接各個人に郵送で各個人の番号が送られます。 その番号表については、免許証ぐらいの大きさの番号表になっているそうです。そこに12桁のそれぞれの番号がついております。それで、さらに各個人については、番号をつ いて顔写真がついているものが欲しいというふうになれば、送られた申請書に所要事項を書いて写真をつけて、それは自分で撮った写真、身分証明書の写真をつけて、国のほうの番号を発行した機関のほうに送られます。それで、向こうでカードを作成して、申請した人のカードが各町村に送られます。それで、下郷町に住んでいる人は下郷町役場に送られまして、下郷町役場の窓口で先ほど言いました写真が本人かどうかとかいう確認をしまして、役場の窓口でカードが発行されると。それで、カードが当面必要でないという方については、申請しなければカードは番号だけのカードと、写真の入ったカードで最初送られた番号だけのカードが持つようになります。それが個人番号としてついていくと。それで、それが将来は税とか、あと今言ったようにいろんなところで使えるようになるわけですが、当座それが日程的に10月の5日以降にカードの番号が各皆さんに送られまして、それで1月になりますと番号の写真とかそういうもの、申請があったものについては、1月以降から番号のカードが発行という手続になってくる予定になっております。それで、今回はそういうことで、番号法には個人情報が、各町村にある個人情報保護条例の中で読みかえ規定をする必要があるということで、今回改正をお願いしたところでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 職員数が増えるのか減るのかまで聞いたのですが、お答えはなかったのですが。そこと、職員を指定するわけですよね、また。それは、新たに情報に触れる、番号に触れる職員を指定することができるということなので、新たに指定するのか、もう既に町で使っている、町でいろいろ福祉等の業務でまだ番号は使っていませんが、今後使われるようになるわけでしょうから、そういった面で指定が新たにされるのかどうかお聞きします。
- ○議長(佐藤一美君) 副町長、玉川一郎君。
- ○副町長(玉川一郎君) 職員が増えるのかどうかというご質問ですが、今現在社会保障、 税関係、災害関係については、システムの中で番号法に基づいたシステムを今構築中で、 人的には増える予定はございません。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。 再々質問、猪股謙喜君、7番。
- ○7番(猪股謙喜君) では、7番、再々質問をいたします。

現状では増えないということでございます。これは、国でまた個人情報、番号法を使っていろんなものを、番号法を使ってまた今現在想定されている以外のものを入った場合にはまた変わってくるのだろうとは思いますが、そういう認識でいいのかどうか。まず、職員が変わらないということですので、変わる場合もあるのか、取り扱いの業務によっては国の法律で変わるということで、そういった認識でいいのか。

それから、条例による個人情報を取り扱っている職員というのは、現状では何名になっているのかお尋ねします。

○議長(佐藤一美君) 副町長、玉川一郎君。

○副町長(玉川一郎君) 今現状で番号法の取り扱いで人的に増えるということで、人的には増える、今のところはありません。ただ、今後番号法がいろんなところに類推して、いろんな業務に入るというふうになる場合は、一時的にそういう集中的に仕事が集中する場合もあるかもしれませんが、原則職員の増は考えておりません。

あと、個人情報保護条例を取り扱う部署ですが、今総務課で担当しております。それで、個人情報等につきましては窓口が総務課にして、関係する情報を欲しいという場合は、関係課の職員にも応援していただいて、窓口は総務課でやっております。それで、担当は実質1人ということですが、0.5人ぐらいでやっている現状でございます。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。(午後 0時48分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午後 1時50分)

今定例会の説明のため出席を求めた会計管理者、星永津子君が公務のため、午後の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

なお、町民課長より答弁を求められておりますので、許可いたします。 町民課長、星昌彦君。

○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。先ほど佐藤盛雄議員より事務報告書、42ページで 防災計画業務委託の中で業者を選定する際、入札だったのか随意契約だったのかという お話でしたが、5社指名による入札でありました。

以上でございます。

#### 日程第6 議案第63号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第6、議案第63号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条 例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

### (議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案についての議案の説明を求めます。 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。それでは、私から議案第63号 下郷町手数料徴収 条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書13ページ、あわせて新旧対照表の最後のページでございます、6ページをお開きいただきたいと思います。先ほど来、平成25年5月に成立、公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の関係でございます。下郷町手数料徴収条例、第2条第1項第20号に第21号、第22号を加え、一部を改正する内容でございます。

まず初めに、第21号については、今年、先ほど来からお話が出ています12桁のマイナンバー、個人番号でございますが、住民お一人お一人に通知されます。通知されたマイナンバー、個人番号につきまして紛失等した場合、再交付をする手数料でありまして、1枚につき500円を徴収するものでございます。

次の22号につきましては、これも来年1月から個人にマイナンバーのカードが発行されるわけですが、カードを紛失した場合もしくは毀損した場合に再交付をする手数料で、1枚800円を徴収するものでございます。

これらについては、第1条の関係については27年10月5日から、第2条の規定については28年の1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質問ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 非常に高い再交付だなと、こう思うのですが。1つは、公簿、公文書の謄本、抄本または1件につき350円というところもございまして、これは1年間に昨年当たりどのぐらい350円のものが、謄本当たりで何件くらいあって350円なのか。それと比べた場合に500円というか、800円というものは少し高いのではないだろうかと、こう思います。ということは、若松の印鑑証明書を市役所で、この前一緒についていってお友達がとったのですが、若松は印鑑証明書が200円なのです。下郷町、350円なのです。そういうようなことを考えた場合に500円、また800円という数字が今回出るわけでございますが、この金額というものは国から示されたのか、また町単独でこの数字は決めたのか、お尋ねをいたします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長でございます。住民票については2,643件、92万5,050円でございます。それから、印鑑証明については2,218件、77万6,300円を徴収してございます。500円、それから800円の根拠でございますが、これは国から各市町村に示されたもので、下郷町以外も同じ金額、要するに国の定めた金額になってございます。

以上でございます。

(「了解」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第7 議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第7、議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の 設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

〇健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数 料条例の設定についてご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。本条例をご説明いたします前に、本条例に係ります下郷町高齢者等除雪支援事業の概要についてご説明させていただきます。下郷町高齢者等除雪支援事業につきましては、平成26年度まで実施しておりました除雪作業援助事業を引き継いだ形で本年度から実施するものでございます。内容につきましては、町が直営で実施することとしまして、対象者年齢を65歳以上だったものを70歳以上といたします。また、所得制限につきましては、生活保護世帯及び非課税世帯のみを対象としておりましたが、本事業におきましては課税世帯の方には応分の負担をいただくとして、課税世帯の方々も本事業の対象としたいと考えてございます。

なお、本事業は特定の方に提供する役務という観点から、先ほど来お話あります町税等を滞納している方につきまして、対象者とするか除くかについてただいま検討しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

除雪内容につきましては、玄関から公道までの生活路を基本としまして、屋根からの 落雪等による軒下等につきましても範囲といたしたいと考えてございます。 なお、2班体制を計画しておりますことから、集中的に降雪がある場合は申し込みが 集中しまして、申し込みいただいてすぐというわけにはいかないこともあるかと思われ ますので、大変ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、どうぞご理解をいただ きたいと思います。

さて、本条例の設定でございますが、ただいま事業概要を説明いたしました下郷町高齢者等除雪支援事業に係るもので、本事業に係るサービス等に対する個人負担金であります手数料の徴収等に関して定めるものでございます。

第1条の趣旨につきましては、地方自治法第227条により徴収することになります下郷 町高齢者等除雪支援事業に係る手数料について、本条例により定める旨の条項となって ございます。

第2条につきましては、下郷町高齢者等除雪支援事業においてサービスを提供した場合に徴収する手数料の各段階ごとの単価及び請求等について定めております。

第3条につきましては、手数料の減免及び徴収の猶予について定めております。

第4条の委任につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項を別に定めるものとしているところでございます。

また、附則により本条例の施行日を平成27年10月1日とし、さらに下郷町在宅高齢者介護予防手数料条例のうち、これまで実施してまいりました除雪作業援助事業に係るものを削除するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) この第1段階、生活保護法に規定する被保護者、第2段階、地方税 法に規定する市町村民税の課税者が同一世帯にいない者、第3段階、地方税法に規定す る市町村民税の課税者が同一世帯にいる者ということを分けてございますが、これは今 現在下郷町の町民から何人ぐらいずつの、何家族ぐらいの対象になっておられるのか。 そちらのほうで町のほうで一応要綱というか、そういうふうなものを事業内容というも のを把握しているわけでございますので、何人ぐらいいるのか、ひとつ教えていただき または手数料というものが我々に出してきたというのは、30分当たり200円、400円、800円 ということで、これを議会でもって適当なのかどうか判断をしてくれ、可決してくれと、 こういうようなことだと思いますが、私から言わせれば、もう少し全員協議会等でも開 きながら、前もってこの件をやはり我々にちょっと相談もするべきではないだろうか。 それでなかったら我々委員会というものがございます。この前の初日の委員会はやりま した。やはり委員会等に少し相談をしながら、このぐらいでどうだろうか、出したいの ですがというぐらいな、議会をひとつ重視するような考えというものが町は全然我々に ない。我々にこれを出して、1分で決めなさいということでしょう、結果的には。そう いうようなことならそういうようなことで我々の心構えというものも私たちは違いま す。要綱があるのだったら出してください。

もう一つは、町長の提案理由の説明の中で、2人1組になって3班をつけて除雪車を

2台出すのだという話がございます。今、町のほうの決算のほうの特別会計を少し見てみましたならば、ハンド小型ロータリー除雪車というのが1台ございます。ということを考えた場合に除雪車2台充てるということでございますので、ハンド小型ロータリー除雪車1台充てた場合にもう一台足りない。では、1台足りないのはどうするのか、リースするのか、買うのか。またはどのぐらいの人間を2人1組にするのか。今まで屋根から雪を落としたりなんかする場合に田島のシルバー人材センターはシルバーですので、屋根の高いところには上がらないで下の整理だけをやりなさいと、こういうふうなことを言われてシルバー人材センターはやっているそうでございますが、今回この除雪事業は、屋根から高いところの雪の除雪もしていただけるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、第1点目のご質問でございますが、第1段階から3段階まで大体どのぐらいの人数がいるのかということで、25年度、26年度、以前の援助事業のほうで申し込みを登録をいただきました人数で申し上げますと、平成25年が第1段階の方が5人、第2段階の方が119人、その当時は第3段階はおりませんでしたが、第3段階に相当する方が10人でございます。平成26年度につきましては、第1段階が4人、第2段階が117人、第3段階に相当する方が10人ということで、いずれも第3段階の課税世帯の方には恐縮でございますが、お断りしておりました。

あと、屋根の雪はどうするのだということでございますが、あくまでこの事業におきましては屋根の雪おろしは、その範囲には入れてございません。それで、今まで、では屋根の雪はどうするのだということでございましたが、今年各業者さんにアンケートをとって、屋根の雪おろしやりますかあるいは除雪をしますかということでアンケートをとらせていただきましたが、屋根の雪おろしをやってくださるという業者さんが4社ほどありましたので、屋根の雪おろしについてはこちらのほうにお願いするような形で、お互いに連絡をとり合って依頼するような形でお願いしたいというふうに考えてございます。

済みません。あと除雪機のほうでございますが、これは2台整備する、購入するように今手続をしているところでございます。10馬力のものを1台と27馬力のものを1台、今整備するようにしております。班編成は、2人1組として2班。それで、依頼された場所によって中型のものを持った班が行くか、小型のものを持った班が行くか、それは集落等で判断してそちらに向かわせたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 質問いいですか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) この事業をやるに当たって、条ではなく要綱というか、もう少し詳 しくつくったものがあるのですか。あったならば要綱をやっぱり我々に示して、我々に 提示して、1分もたたないうちにこれ決めてけろというようなことならば、もう少し要 綱をきちんとやっぱり出して、もう少しやっぱり詳しく説明しないと、我々にはちょっとまずいのではないだろうかと。もっと詳しくそういうふうなものを出さなかったら、もっと聞きますけれども、この単価というものはどこから出したのですか。では、もっと聞きますけれども、けがしたらば保険はどうなっているのですか。いろんなことを我々こういうようなことを聞くようになります。または先ほど答弁の中にちょっとありましたけれども、私はやはり税金の未納、水道料金の未納、町営住宅に入っているならば、そういう町営住宅に入っているものの未納、そういうふうなものをやっぱり払わない人にはやらないと、こういうようなこともやはり考えなければならぬというようなことになりますけれども、やっぱり要綱というものがあったならば教えていただきたいかなと、このように思います。もう少し答弁をお願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(渡部善一君) 要綱につきましては、今検討しているところもございますが、大体の素案といいますが、大体の形はできてございます。

それと、単価、第1段階、第2段階、第3段階の単価の設定でございますが、これは26年度まで実施しておりました除雪作業援助事業の単価を基準といたしまして、第2段階を基準と、26年度までの住民税非課税世帯を基準といたしまして、従前事業における機械単価が1人体制で30分当たり200円でございました。これが1班、作業員2名ということで、その2倍ということで400円という形の設定にしてございます。第1段階につきましては、生活保護で相応の負担をお願いするというような形で、第2段階の2分の1ということで単価を設定してございます。ちなみに、これは南会津町においても生活保護世帯からでも、それは委託料を業者に払っているということございますので、これを参考にしていただいて生活保護世帯も入れました。第3段階の住民税課税世帯につきましては、第2段階の単価400円に除雪機の燃料代あるいは運搬車両の燃料代を勘案しまして800円という形で設定してございます。

保険は、傷害保険と作業員の保険、両方これは加入する予定でございます。 以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。
- ○8番(室井亜男君) 私はないです。
- ○議長(佐藤一美君) 質問なしと認めます。

これで質問を終わります。

(「ほかに質問ありませんかと問うべきじゃないんですか、議長」の 声あり)

○議長(佐藤一美君) 質問あるのですか。

(「再々質問の件しか今終わっていないんじゃないんですか」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) ないと言われたから。
- ○8番(室井亜男君) いや、私はないね。

(「再々質問に対してないという意見じゃないですか」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質問あるのですか。

(「いやいや、私はないですけど。どうぞ」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ございませんか。 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) では、質問いたします。

要綱はまだ作成中ということでございますが、要綱がまだ定まっていない、作成中にもかかわらず、手数料条例が先行するというのはいかがなものなのかなと、まずそれが1点です。順番としておかしいのではないかと。要綱が定まってから、初めて手数料条例というのが発生するのではないのかと。先に手数料条例が出てくるというのは、手数料条例のもとになるものがまだできていないにもかかわらず、手数料条例だけが先行するのはちょっと順番おかしいのではないかと、まずそこからです。それがクリアしないとほかの質問もできないのですが、再質問、再々質問というふうに言われてしまいますと、あと発言の権利がなくなってしまうので、困ったなとは思っているのですが。ですから、こういった新しい条例なりなんなりというのは、事前に委員会なり全協なり何らかの形で相談してもらわないと、我々は審議できないわけです。ここで決めろと言われたら決めますが、あとは決めるというのは賛成か反対かどっちか意見述べるしかなくなるわけです。それも正しい情報に基づいていないというか、そういった時間のないところでの判断に迫られるわけですから、こういったものは一度取り下げていただきまして、改めて出していただきたいなと思うのですが、まずその点しか質問できませんので、質問いたします。

- ○議長(佐藤一美君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、ただいまのご質問でございますが、下郷町高齢者等除雪支援事業実施要綱につきましては、大体の部分はできております。ただ、詰めの段階で先ほど申しましたように、滞納者について対象者とするのかしないのかというところ等を細かい部分を今詰めているところでございまして、あと大部分のところはほとんど協議しておりまして、大体はでき上がっております。その1点だけちょっとまだ詰まっていませんので、その辺でまだできていないというふうに答弁させていただきました。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問をお願いします。
- ○7番(猪股謙喜君) では、再質問をいたします。

ですから、1点でも大部分が決まっているといっても、我々はわからないのです。つくっている方々、担当の方々はわかるでしょうが、我々は要綱自体ができていない、大体できている、1点のみだ、その点だけ今検討中だと、それしかわからないのです。それで、要綱ができていない、まだ検討中にもかかわらず、利用料金を定める条例をつくらなければならないわけでしょう。ちょっと要綱が先で、それに関して手数料が発生するから条例を出すのだよというのが順番ではないのですか、どうでしょう。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長 (渡部善一君) ただいま申し上げましたように、内容は中身を詳しくご説 明申し上げませんでした、大変申しわけございませんでした。それで、要綱につきまし ては、ただいま申し上げましたようにほぼでき上がっておりまして、対象者といたしま しては先ほど申し上げましたように町の住民基本台帳に記載されている方で、70歳以上 のひとり暮らし高齢者世帯または70歳以上の高齢者のみで構成される世帯、またその前 号に準ずる世帯に属する高齢者等で、町長が特に必要と認めた者ということで。あと、 4つ目としまして、町税等を滞納している者は除くかどうかという、この点がちょっと 詰まっていなかったところでございまして、このところを申し上げました。第3条には、 事業の対象とするものということで、住宅への生活路、住宅の軒下というような作業内 容になってございます。あと、あくまでこれは申請行為によりまして登録制をとらせて いただきます。そして、雪が降らないうちに希望された方のお宅にお邪魔してどういう 形でやるか、雪が降ってからでは石垣があるのか何かわかりませんので、そういう形で 台帳をつくらせていただくというふうな形で考えてございます。あと、雪が降った場合、 実施する場合には依頼をいただいて、そこのお宅にお邪魔して除雪をするという形で考 えてございます。費用負担につきましては、この条例にお願いする単価で月末締めで翌 月に請求をお願いして、町のほうから納付書を交付して負担額をお支払いいただくとい うような形で進めてまいりたいと思いますので、このような内容になってございますの で、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 再々質問になってしまいましたが、後からまた新しい要綱の下書き、 もとになるものの中から新しく事前の登録制だとか何だとかと、こう出てまいりました。 ですから、要綱が我々に提示するようになってからこういったものを出すべきではない のですか。町長の名前でこれ条例出ていますが、町長、これでよしとして今回条例を我 々議会に提出したわけですけれども、いかがですか。そういった要綱なしに、要綱をま だ未整備の段階で手数料条例出していいよと町長が我々に出してきたわけですか、手数 料条例。町長は、どういう判断で手数料条例を議会に上程してきたのでしょうか。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

- ○町長(星學君) 今回の議案第64号につきましては、先ほど健康福祉課長から申し上げましたとおり、要綱については滞納者に対する対応について今検討中だと回答しましたけれども、それは当然要綱があれ次第、議員の皆さんに配付いたします。今回の手数料条例の設定については、ご議決を賜りますようよろしくお願いします。
- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番(猪股謙喜君) 7番、反対討論を述べます。

要綱がまだ未整備で固まっていないにもかかわらず、手数料条例を先行して出すことは、手数料のもとになるものがあやふやであるというのにもかかわらず、料金を定めるものでございます。

よって、この議案第64号、下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例については反対したいと思います。

- ○議長(佐藤一美君) 次に、原案に賛成の者の発言を許します。 9番、山田武君。
- ○9番(山田武君) 第64号の下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定については、 賛成の立場で意見を申し上げます。

これだけひとり生活というか、そういった人たちが多くなっている現状を見たとき、 今までの前の町長も今の町長もそうですが、もう執行部に当たってはそういう人たちに 温かい手を差し伸べるのだということで考えているわけでございまして、我々も同感で ございますので、その指針にのっとってこの条例は設定するべきだと思いますので、賛 成する立場で意見を申し上げました。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで討論を終わります。

これから議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定についての件を 採決します。

(「議長、採決に当たり」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) はい。
- ○8番(室井亜男君) この採決に当たり投票採決でお願いを申し上げます。
- ○議長(佐藤一美君) 投票採決の声がありましたが。

(「賛成」「議長、起立でお願いします」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ただいま起立と投票の声が……

(「まだ議長、発言、指名していないでしょう」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) 11番、小玉……
- ○11番(小玉智和君) この案件につきましては、起立でお願いします。
- ○議長(佐藤一美君) この採決については、ただいまの小玉智和君からの起立の要求がありました。
- ○8番(室井亜男君) 私の言ったの、投票採決と言ったのほうが先言ったべというの。俺 先ではないか。後から言ったのほうとるのか。私が投票採決と言って賛成と言ったでしょう。それをちゃんとやってからにしないと。好きにしろ。
- ○議長(佐藤一美君) ただいま……無記名ですか、記名ですか、8番の室井亜男君。

- ○8番(室井亜男君) 無記名でやれ。
- ○議長(佐藤一美君) ただいま室井亜男君から無記名投票の要求がありました。 賛成の起立を求めます。
- ○8番(室井亜男君) 投票だぞというの。

(何事か声あり)

- ○議長(佐藤一美君) 賛成者の起立を願います。
- ○8番(室井亜男君) 休憩にしろ、休憩、もう一回ゆっくりやれ。
- ○議長(佐藤一美君) ただいま休憩します。(午後 2時26分)
- ○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午後 2時34分) ただいま室井亜男君から無記名投票の要求がありました。賛成の起立を求めます。 (賛成者起立)
- ○議長(佐藤一美君) 3人以上に達しておりますので、投票表決の要求は成立しました。 よって、議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定についての採決 は無記名投票により行います。

暫時休憩します。(午後 2時35分)

○議長(佐藤一美君) 再開します。(午後 2時37分)

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤一美君) ただいまの出席議員は、議長を除き11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に7番、猪股謙喜君及び6番、星政征君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤一美君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(佐藤一美君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条 の規定により否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長、点呼申し上げます。

(点呼・投票)

○議長(佐藤一美君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番、猪股謙喜君及び6番、星政征君に開票の立ち会いをお願いします。 それでは、開票をお願いします。

(開票)

○議長(佐藤一美君) 投票結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち有効 投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対2票、以上のとおり賛成が多数でございます。

したがって、議案第64号 下郷町高齢者等除雪支援事業手数料条例の設定についての件は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第 8 議案第65号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第66号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)

日程第10 議案第67号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

日程第11 議案第68号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第69号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)

○議長(佐藤一美君) この際、日程第8、議案第65号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第2号)、日程第9、議案第66号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第67号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第11、議案第68号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第69号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの件5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第65号につきましては総務課長、五十嵐正俊君、議案第66号及び議案第67号につ

きましては町民課長、星昌彦君、議案第68号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、 議案第69号につきましては建設課長、室井一弘君、順次説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) それでは、議案第65号 平成27年度下郷町一般会計補 正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

平成27年度下郷町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ歳入歳出にそれぞれ1億2,233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,304万3,000円とするものでございます。

17ページから19ページにかけましては総括でございますので、第2条に規定された地方債の補正についてからご説明申し上げます。

20ページをお開き願いたいと思います。初めに、過疎対策事業債一般分でありますが、 広域市町村圏組合南会津広域消防署が整備します高規格救急自動車整備事業が国の補助 対象事業となったことから、歳出におきまして負担金を減額し、あわせまして財源の調 整を行ったところであり、限度額を300万円減額し、1億6,650万円とするものでありま す。

その下の臨時財政対策債の補正ですが、これは普通交付税の減額補填分として地方債が発行できる制度でございますが、平成27年度における借り入れ可能額の確定通知により2,392万8,000円を増額し、限度額を1億9,392万8,000円までとするものとなっております。

歳入につきましてご説明申し上げます。24ページをお開きください。主なものでご説明させていただきます。欄の中ほど、普通交付税ですが、国からの交付通知により1億8,148万2,000円の増額補正となっています。

その下、民生費国庫補助金238万7,000円の増額補正となっております。議案第63号においてもご説明させていただきました番号法に係る通知カード及び個人番号カードの交付事業に係る国庫補助金収入となってございます。

次のページに行きまして、款の14県支出金、目の1の総務費県補助金ですが、総務費県補助金につきましては570万円の増額補正となっております。説明にもありますように地域創生総合支援事業、これまでの県の地域サポート支援事業として主に集落や地域が実施する事業に対し、補助事業として実施されていたところでございますが、今年度から市町村事業も対象となりました。歳出においてもご説明させていただきますが、下郷町へのさらなる誘客を図るため、都内において1週間程度アンテナショップを張る経費や作成されました下郷町のPRビデオを都内のテレビ各局で放映するための事業を計画し、事業採択見込みとなったことから予算を計上したものであります。補助率は、事業費の4分3となってございます。

その下になります。款の17財政調整基金繰入金でありますが、先ほどご説明いたしましたとおり、地方交付税及び財政調整交付金の増額補正により、財政調整基金から繰入額を1億3,000万円減額補正計上したものでございます。

欄の一番下、繰越金につきましては、平成26年度の繰越金が確定したことによる増額

補正計上でございます。

次の26ページ、款の20町債につきましては、地方債の補正でもご説明させていただきましたとおり、過疎対策事業債においては300万円の減額、臨時財政対策債につきましては2,392万8,000円の増額補正となったところでございます。

歳出に移らさせていただきます。款の1の議会費、目の1の議会費でございますが、 国道118号整備促進に係ります中央陳情経費として27万8,000円の増額計上であります。

その下、総務費の一般管理費、委託料につきましては、番号法の施行に伴い、事業所として給与等において個人番号の使用が始まることから、給与システムに係るシステム 改修費64万3,000円を計上。

目の5財産管理費におきましては、本会議室の音響設備に係る改修費1,452万4,000円を計上したところであります。6月定例会において専決での執行とお願いしたところですが、業者さんを呼んで調査や機種の選定に時間を要し、改めて9月定例会に上程し、12月の議会までには間に合わせたいと思っているところでございます。

その次、目の6企画費でございますが、歳入でご説明させていただきました地域創生総合事業が主なものとなってございます。支出の主な内容につきましては、8の報償費ではアンテナショップを訪れていただきました人たちの記念品2,500個分が計上でございます。次の旅費でございますが、町長を初め、JAさんや町商工会、その他町観光業に関する団体及び町職員等の旅費として89万4,000円を計上したところでございます。13節の委託料180万円につきましては、都内テレビ各局への放映料として計上したものでございます。14節賃借料として、裏のページをごらんいただきたいと思います。アンテナショップを設営する会場借り上げ料300万円を見込んだところでございます。総額で地域創生総合事業が770万円となります。これの4分の3に当たる570万円を歳入で見込んだということになります。

次のページをお開きください。19節補助金23万円につきましては、町の地域振興補助金交付要綱により、湯野上地区に立ち上げられました協議会に対し、協議会が実施します事業に対し補助するものでございます。主な事業といたしましては、協議会が先進地視察する事業の旅費の2分の1を計上したものでございます。

その下、目の10諸費、委託料53万7,000円の増額でございますが、番号法施行に係る福祉システム改修分として、新たに障害者福祉システムの改修を追加するための経費となったところでございます。

23節償還金につきましては、平成26年度事業確定によります障害者福祉関係や児童福祉関係、臨時福祉給付金等の事業確定によります過年度償還金となっています。

一番下の欄、目の1戸籍住民基本台帳費につきましては、歳入でもご説明いたしました番号法に伴う個人番号カード等の発行に係ります経費で、補助率が10分の10となっているものでございます。負担金218万9,000円は、個人番号を管理し、カードを発行します地方公共団体情報システム機構への負担金となっているところでございます。

次の29ページ、目の2委託統計調査費の補正につきましては、10月1日を基準日として行われる国勢調査に伴う事務経費で、国からの委託要領に基づき、総額を各節間にお

いて割り振って調整したものでございます。補正額の増減はございません。

款の3民生費、目の4老人福祉管理運営費、修繕料20万円につきましては、老人センターのテレビ映りが悪くなったということから、利用者の利便性を考慮し、受信機の増幅器を交換する費用となってございます。

次に、30ページをお開きください。30ページの中ほどの欄、衛生費でございますが、 簡易水道費への繰越金につきましては、簡易水道特別会計に充てておりました職員がこ のたび一般財団法人福島県市町村支援機構へ研修出向となることから、充てておりまし た職員の変更により増額繰り出しとなったものでございます。

あわせまして次のページ、土木費の下の欄になりますが、目の1道路橋梁総務費において、簡易水道特別会計へ充てられる職員1名分の人件費がそこで減額しているところでございます。

30ページに戻っていただきまして一番下の欄、款の6農林水産業費、農業振興費の委託料254万2,000円の増額計上ですが、これは道の駅しもごうの駐車場増設計画に伴い、このたび県との協議において平成28年度の早い時期に南倉沢トンネルの残土が搬出されることから、これを受け入れるのに間に合わすために地質調査を実施すべく補正計上したものでございます。

次のページに行きまして、目の2道路維持費400万円の増額補正につきましては、町の パッチング補修等に要する経費であります。調査の結果、当初見込みよりも修繕箇所が 多く、また建材費の高騰により増額計上したものでございます。

32ページに移りまして、道路新設改良費693万7,000円の増額補正であります。この主な要因は、現在凍上対策事業として年次計画により進められております落合音金線の改良工事でありますが、音金地内にあります水管橋分について、国の予算次第では来年度計画に含まれるおそれもあることから、本年度中に実施設計をまとめるべく、委託料に650万円を計上したものであります。

またその下、橋梁維持費、委託料550万円の増額につきましては、湯野上地区内にありますつり橋、江川橋でありますが、経年劣化により危険となったため、現在車両の通行を禁止しているところであります。早期の通行開始を図るため、補正計上したものでございます。

また、同じ土木費で公園管理費、委託料370万円の増額補正であります。調査、検討いたしました結果、パークゴルフの設営につきましては、野球場隣にあります空き地、旧ソフトボールの計画地でありましたが、これを活用することで大規模な伐採を行わなくて済み、公園の自然環境が保たれる上、抜根、整地の経費が減少し、より低額で高整備ができる見通しとなったことから、パークゴルフ場として早期に18ホールのコースを整備し、支度予算を計上したところでございます。

一番下の欄、消防費の非常備消防費、負担金272万3,000円の減額計上でありますが、 地方債補正で説明させていただきました広域圏組合に対します高規格救急自動車購入負 担金となっております。これにつきましては財源の補正も行い、先ほど申しましたとお り300万円の減額をしているところでございます。 33ページに移ります。1目の保健体育費では、今年から参加することとなりました市町村対抗福島県ソフトボール大会において開催地が南相馬市と遠方となることから、下郷町教育振興補助金交付要綱に定めるスポーツ団体等標準宿泊料金により、参加人数22名分について補助する額を計上したところでございます。

一般会計最後のページになりますが、公債費の地方債償還金70万円及び地方債償還金利子155万1,000円につきましては、平成16年度借り入れ分の金利見直しがあり、借り入れ利息が1.2%から0.2%に低下したことによる補正となります。

その下、予備費につきましては、今回の補正計上に伴い、7,111万9,000円を増額計上 し、調整したところでございます。

以上が一般会計の主な説明であります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。それでは、私から議案第66号 平成27年度下郷町 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書35ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出の予算総額から歳入歳出 それぞれ97万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億4,988万2,000円とする内容でござ います。

それでは、内容につきまして歳出のほうから説明させていただきます。議案書42ページをお開きいただきたいと思います。2款保険給付費、3目一般被保険者療養費67万5,000円の増額補正でございますが、これは被保険者が共済保険から国民健康保険のほうに移動してきたことに伴う保険者間の移動によるものの増でございます。

3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金16万8,000円の増額補正ですが、これは支払基金で再算定した旨の通知があったもので、後期高齢者支援金の確定分でございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金1万5,000円の増額補正ですが、これ も再算定によるもので支払基金から通知があったもので、前期高齢者納付金の確定分で ございます。

11款諸支出金、3目償還金526万4,000円の増額補正ですが、26年度に退職者医療療養費の交付金が超過交付であったために、国からの額が確定したため返還するものでございます。

議案書43ページをお開きいただきたいと思います。12款予備費につきましては、709万7,000円を減額し、2,003万8,000円とするものでございます。

続きまして歳入でございますが、議案書41ページをお開きいただきたいと思います。 9款繰入金、1目国保基金繰入金800万円を増額補正し、国保基金繰入金を6,000万円と するものでございます。これは、繰越金が見込み額より少なくなったため、その補填の ためでございます。

10款繰越金、2目その他の繰越金897万5,000円の減額補正ですが、前年度繰越金が確定しましたので、減額になったものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第67号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。議案書44ページをお開きいただきたいと思います。 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,050万2,000円とする内容でございます。

それでは、内容につきまして歳入のほうから説明させていただきます。議案書50ページをお開きください。歳入、4款繰越金、1目繰越金14万2,000円の増額補正でございますが、これは保険料納付に伴う前年度繰越金の確定額でございます。

続きまして、議案書51ページをお開きください。歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費でございますが、14万2,000円の増額補正ですが、これは後期高齢者広域連合に支払う納付金で、納付金額を6,884万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤一美君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、議案第68号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

52ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,834万2,000円とする提案内容でございま す。

続いて、内容についてご説明申し上げます。初めに、58ページをお開きください。2 の歳入についてご説明申し上げます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金につき ましては、平成26年度分の介護給付費の給付実績及び地域支援事業、介護予防事業の実 績が見込み額を上回ったことから、追加交付額として355万6,000円を増額計上するもの でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目のその他一般会計繰入金につきましては、平成26年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴う認定審査会費の減額により、3万円を減額計上するものでございます。

次に、8 款繰越金につきましては、平成26年度の繰越額の確定に伴いまして、395万4,000円を増額し、1,195万4,000円とするものでございます。

続いて59ページ、3の歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、3項介護認定審査会費の2目認定審査会共同設置負担金につきましては、先ほど歳入の中で申し上げましたが、平成26年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴い、南会津地方広域市町村圏組合負担金の認定審査会費3万円を減額計上するものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の償還金につきましては、平成26年度の介護給付事業及び介護予防事業、包括的支援事業の実績に伴い、超過交付されました交付金を平成27年度において国及び県に返還する額として491万6,000円を増額計上するものでございます。

10款の予備費につきましては、財源調整により259万4,000円を増額計上し、予備費の総額を600万4,000円とするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたいます。

- ○議長(佐藤一美君) 建設課長、室井一弘君。
- ○建設課長(室井一弘君) 議案書60ページ、議案第69号 平成27年度下郷町簡易水道事業 特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、2億2,649万8,000円とする ものでございます。

では、中身についてご説明させていただきますので、66ページ、67ページをお開きください。2、歳入、繰入金、他会計繰入金、目の1一般会計繰入金として、先ほど一般会計でも説明しましたとおり、うちのほうの当課の職員1名が市町村支援センターに研修に出るということで、67ページの歳出の簡易水道費において、給料、職員手当、共済費、負担金等を増額させていただきました。これは、職員の配置がえによる増額でございまして、その差額分について歳入の繰入金、一般会計からの繰入金として93万4,000円を増額するものでございます。

次に、繰入金については26年度の繰越金の確定がありましたので、12万5,000円を増額し、この12万5,000円を67ページの歳出、予備費の140万円に12万5,000円をプラスし、予備費合計を152万5,000円とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 27ページの歳出でアンテナショップ等をやるということで、いつどこでやるのか。我々下郷町は、西東京市と姉妹都市を結び、さらには西東京市市民まつりにも一応こういうふうなものを持って販売に行っているわけでございますが、どこでどのようなことで一応やるのかまたはテレビというのは何回ぐらい放映をされるのか、ひとつお尋ねをいたします。

次に、28ページ、負担金補助及び交付金の19でございますが、湯野上地域振興推進協議会補助金が23万円ということでございますが、何のためにどのようなことをやるのか。ここに先ほど総務課長が説明しました湯野上の地域振興推進協議会の要綱というものがあるらしいのですが、我々に要綱というのは全然説明もしていない、要綱というものが見せていない。できているのかできていないのか。できているならば、我々にやっぱり見せていただきたい。その上においてこういうふうなものが23万円という補助金。先ほど総務課長がやったのには要綱があり、先進地見学に対して2分の1を出すのだと、こういうふうなことでございます。協議会をちょっと見てみますと、後で出てきます会津縦貫南道路には協議会には10万円。さらには、倉楢堰の協議会等には、ちょっと新年度で忘れましたけれども、大体六、七万円出している。そうすると、それから言わせると六、七万円から南縦貫道路には10万円。湯野上の23万円というのは非常に多いような気もいたすわけでございますが、私はこの前一般質問でも申し上げましたが、建物を建てるのか、どのようにこれをやることによって湯野上が変わるのか。今湯野上会館をつくるということで町民に少しいろいろ聞いてみると、何を言われているかというと、町長

は自分の奥さんが湯野上から来ているから、湯野上に親戚が多いからそのようなことを 建てるのではないだろうかと、このようなことまで言われております。言われないよう にしっかりしたものをつくらなければならないというようなことですが、どのようなも のをどのようにしてつくるのか、協議会というものをひとつ教えていただきますようお 願いを申し上げます。

総務費の統計調査でございますが、10月1日をもって国勢調査というものがやるみたいでございますが、統計調査員で、例えば我々下郷町は人口というものが多くなるなんていうことは考えられなく、少なくなるのは目に見えてわかっているわけでございますが、算定というものが、例えば人口が減った場合の算定というものは来年から使えるのかまたはその次あたりから使えるのか、交付金等で大分違うと思いますが、いつから使えるのか、ひとつお尋ねをいたします。

次に、30ページの市民農園のクラインガルテンというのが30万円の需用費というものがとられてございますが、パンフレットとかチラシとかというようなことで30万円。何を印刷をするのか。例えば今何棟あいておられるのか。あいているということを考えた場合に、こういうようなチラシまたはパンフレットをつくってまくのかなというのもつつのアイデアなのかなと思いますけれども、なぜあいているのか。最初はつくったばかりには、非常に抽せんでもって殺到したクラインガルテン。その後、風評被害等でもってクラインガルテンが下火になったのかなと思いますけれども、何棟あいていて、チラシと30万円も予算をつけるわけでございますので、どのようなことをやるのか、ひとつお尋ねをいたします。

31ページでございますが、先ほど総務課長のほうから職員を福島のほうに出向させる ということでございますが、なぜ今から出向させるのか。その中身を考えた場合に土木 費の中身から給料の268万8,000円も減額しているわけでございますが、私は6月でした か、一般質問の中で今年の土木は5月の連休明け、次の週に普通は入札執行されるので ございますが、6月に一応1カ月もずれ込んでしまった。その理由というものは、職員 の中の設計屋さんが転勤をし、さらには新人の方が入ってきたためと、こういうような ことを私なりに聞いてまいりました。そういうようなことを考えた場合に、私は出向さ せる職員が設計屋ということを聞いているのですが、建設課でそういうふうな人を出向 させた場合に、今までおくれているのにもかかわらず、さらにはさらにはまたおくれる のではないだろうかということを考えた場合に、今までの建設の工事請負費の発注とい うものがどのぐらいの率なのか。4月から新年度予算を使っていると思いますが、今ま でどのぐらい発注したのか。まだまだ発注というものがあるやに聞いております。例え ば一つの形を見ますと、湯野上のよらっしぇあたりの入り口というものが、大沢の入り 口というものが国道から入り口を広くするという予算というものもとってございます。 にもかかわらず、まだ発注していない、仕事もやっていない。私のほうの中妻の河川と いうものが去年やりまして石垣を積みまして、今年も片側発注するようになってござい ますが、それもまだ発注していない。またまたそういうようなことで発注というものが 非常におくれているような気がいたします。ということは、役場職員の設計屋さんが間

に合わない、おくれている、こういうようなことを言われておるわけでございますが、 またまたこの職員を出した場合に設計というものが間に合うのでしょうか。どのぐらい の発注率なのか、ひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。

32ページのパークゴルフでございますが、私は一番先18ホールをつくるということで、18ホールの当初の計画で、設計というものは18ホール全てできているという解釈でまいったわけでございますが、ここで場所が変わったから370万円の測量設計をとるのかどうか。前の測量設計というのは全然だめだったのか、お尋ねをいたします。

32ページの消防費でもって272万3,000円、南会津地方広域市町村組合の負担金、救急車と先ほど聞いておりますが、これは予算というものが多くとり過ぎたからこういうふうなものが余ったのか、請け差なのか。南会津広域市町村で下郷町だけではなく、他町村も出しているわけでございまして、相当余ったと思うのです。幾らの救急車を買って、幾らぐらいの補助金をもらって下郷町の272万3,000円余ったのか、これを教えていただきますようお願いを申し上げます。

そういうようないろんなことを質問をいたしますが、明快なる答弁をお願いいたしま す。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) まず、第1点目のアンテナショップの関係でございますが、議会においてこの予算がお認めいただきましたならば、正式に動こうというふうに考えております。まず、考えておりますのはアンテナショップの場所でございますが、東京23区内、それも中心地の人通りの多いところの事務所をお借りして、1週間程度そこに観光用のPRのための下郷町のアンテナショップを設営するというものでございます。あと、PRビデオの都内における放映の回数でありますが、これにつきましては1局、今のところ7回、1日に7回の放映で計算したところでございます。

次に、湯野上振興協議会の補助金で湯野上の協議会の要綱はあるのかというお尋ねだったと思いますが、これにつきましては7月5日、湯野上地内において協議会の設立総会が開催され、そこでもって地区の要綱が定まっているところでございます。

あと、23万円の町からの補助金の中身でございますが、同協議会に対します会議経費及び事務費及び活動費、あと通信費等、総額35万5,000円となってございます。このうち活動費である先進地視察、今のところ宮城大学等々の協議を進めながら、きのうほどでしたか、ちらっと申し上げました森山先生が手がけております鳴子温泉郷のほうの景観形成について湯野上協議会が先進地視察するというような段取りで今運んでいるところでございます。これらの宿泊費及び車代、自分たちの車で行きますので、その車代等に関する経費の2分の1が主な補助金の中身となっているところでございます。

あと、国勢調査の件につきましては、当初予算におきまして国からの国勢調査の委託料として総額で計上させてお認めいただいたところでございます。歳出については、歳入に基づいてそれぞれ歳入する額が決まっていますので、歳出においてそれぞれ充てていたところでございますが、このたび総務省からのほうの補助金のどの項目にこれだけ

のお金を使っていいですよという要綱が示されましたので、それに合わせて各節間における財源の調整を行ったというのが今回の補正の主なものでございます。あと、国勢調査につきましては5年に1回でありますので、5年後に再度国勢調査は開かれる。あわせまして人口の減少に伴い、交付額についてはそれで算定されておりますので、下がってくるものと予想されるところでございます。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 議案書の30ページに係ります市民農園に係ります印刷製本費関係のご質問でございますけれども、これはクラインガルテンのパンフレット、一応1万部を予定している印刷製本費の内容となっております。これにつきましては、今ほど総務課長からありましたように都内でのアンテナショップあるいは西東京市民まつり、あるいは各種のイベント等で今後使うというふうなことで、積極的に活用していきたいというふうに思っております。現在の空き棟数でございますけれども、8棟になっております。本年度当初は20棟の入居者、利用者がございました。途中、職員の頑張りもあって2棟を増やしている状況です。空いている理由というふうな部分で、一旦平成24年度中には30棟満杯という形がございましたが、利用者からのそれぞれの高齢であったり年齢的なことであったり、いろいろ理由あるかと思いますが、現在において8棟まだ空きがあるということで、パンフレットを活用しながら今後も一生懸命頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 建設課長、室井一弘君。
- ○建設課長(室井一弘君) まず、当課の職員の研修に出すことについての経緯については、 総務課のほうでお答えいただきたいというふうに思います。

それから、職員を派遣した場合の影響についてですが、6月の議会についても一般質問でお叱りを受けたとおり発注がおくれておりまして、現在のところの発注率は45.7%でございます。

それから、パークゴルフ場の設計委託につきましては、残り9ホールにつきましては 現在私どもにある計画では、パークゴルフ場の下の河川寄りの山林を伐採してつくると いう計画でございました。そのために森林開発上、1へクタール以上の開発になるから 分割して実施せざるを得ないということで延びていた経緯がございます。今回検討しま して、ソフトボール場として予定していたところに計画を変更するということで伐採、 それからその他の抜根等の経費が削減されるだろうということで、候補地、建設予定地 を変えることにしました。そのために今回370万円の新たな設計費用が必要となったとい うことでございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 建設課における職員の研修へ出すことにつきましては 人事でございますので、これは町長のほうから答えていただきたいというふうに思って いるところでございます。

32ページの消防費の272万3,000円の減額でございますが、これにつきましては再度の

ご説明となりますが、広域消防署における高規格教急自動車の購入について国の補助事業が決定されたと。そのことにより各町村がそれぞれ負担金の減額になったというところでございます。下郷町においては、その分として272万3,000円が減額となり、財源補正で過疎債の借り入れを300万円減額、財源調整したというのが理由となってございます。

- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 発注率が45.7%、あと2カ月もなってくると下郷町は霜が降ったり、 3カ月もすると雪が降ってくるわけですから、もっともっと発注率というか、発注をちょっと急がないと、霜が降ったり雪が降ったりするとコンクリートが凍ってしまって、いいものができなくなってしまうので、もっともっと急ぐ必要はあるのかなと。早目に出すような方法をひとつ狙っていただきますよう建設課長お願いして、もう一回答弁をお願いします。

それと、パークゴルフは今回9ホールのとき、今回これの設計でもって18ホールということになるわけで公認というものにはなるかと思いますが、今後大会をやるなんていう場合には三九、二十七または四九、三十六というホールをつくらないと、そういうような大会というものはできないということを言われておりますが、そういうような、あの辺に残り空き地というか、今後少し手入れをすれば将来増設というものが、そういうようなものが可能であるのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねをしてみたいかなと思います。

アンテナショップ等でいろんなものを持っていくわけでございますが、私も議長のときに西東京市の市民まつりに一緒についていったことございますけれども、商工会の特定の人たちだけではなく、もう少し下郷町の農産物というか、そういうようなものをもう少し多く集めて持っていくというような方法もひとつ少し考えてもらうような方法を、広く集めて持っていくというような方法をひとつしていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長(室井一弘君) それでは建設課長、今の件についてお答えします。

発注の早期時期につきましては、32ページ、土木費の道路新設改良費に職員手当14万円をつけていただきました。今現状の職員で超勤をしながら、残業をしながら早期発注に努めるということで職員にはお願いしているところでございます。極力当初予算に計上しました予算の消化に向けて、職員一丸となって頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、パークゴルフ場の今後の建設予定地の確保と有無ということでございますが、森林、それから環境を保護するということで、実際当初計画しておりましたところを変更した経緯もございますので、現状では町有地において建設するのは難しいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) アンテナショップのキャラバンについては、特定の人たちだけでなく広く参加をということでございますが、今考えておりますのは先ほど申しましたようにJAさん、商工会さん、観光業に携わる人たち、広くそういった人たちに声をかけながら、1週間という長旅になりますので、1泊2日あるいは2泊3日という形の中で多くの人に参加していただけるように手配してまいりたいと思っているところでございます。
- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) 工事発注率の関係について補足して説明します。

議員が申されたように大沢の入り口については、観光シーズンでもありましたので、 それはもう冬場の工事を施工していきたいというのが当初の考えでしたので、今後観光 シーズンが終われば発注。

あと、河川については十分予算上、計上してあるものについては執行していきたい、 こう思います。

それから、職員の研修は若い、今年役場に入った職員ですので、まだ技術的に未熟で ございます。未熟を解消するためにやはり育てなくてはならないことから研修に行かせ ます。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「質問」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 訂正します。

7番、猪股謙喜君。

○7番(猪股謙喜君) では、一般会計の補正の中での質問させていただきます。

アンテナショップ、それからPRビデオのテレビ局に関する放映ということで、もう少し詳しくお聞きしたいので、質問いたしますが。まず、アンテナショップ、これからアンテナショップを開く場所を探すのかどうか。

それと、福島県で日本橋でしたか、MIDETTEという施設がありますが、そこは利用できないのかどうかということでございます。

それと、テレビ局への放映、1局1日7回のPRビデオの放映ということなのですが、 テレビ局は何局に対する契約となるのか。名前を上げても差し支えないのであれば、上 げていただければなと思います。それから、1回の放映時間がどのぐらいの放映時間に なるのかでございます。

それから、30ページの道の駅の駐車場の件でございますが、これ工区として南倉沢トンネル工区の残土を駐車場に利用するという当初の説明ではございましたが、今回の設

計によって残土等が間に合うのかどうか、お尋ねいたします。 以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) アンテナショップの関係でございますが、場所の選定につきましてはこれからでございます。また、今ほどありましたように日本橋のMIDETTEというところも私どもで一応検索して、それらも情報には入れてございます。ただ、その場所もございますが、もっともっと人が集まるようなところを探したいなということで今検索中でございます。

あと、テレビ局につきましては、都内の放映各局、多分6局……多分6局、5局でしたか、東京テレビと入れて……

(何事か声あり)

- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) NHKもいいです。と入れて、そこに、ちょっと待ってください……7秒の、ちょっと、多分7秒だったと思います。それの放映を予定しているところでございます。
- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) ただいまの猪股議員の30ページの道の駅に関します委託料の件かと思いますけれども、今回の補正の内容ですけれども、いよいよあそこに駐車場増設、間近に現実味が帯びてきたということで、そこの底地の地質調査を行うという内容でございます。今回の254万2,000円につきましては、そこの地質調査の内容、支持基盤の安定かどうかというふうな調査を行うためのボーリング調査の委託という中身になってございます。

以上です。

○議長(佐藤一美君) いいですか。

7番、猪股謙喜君。

○7番(猪股謙喜君) 道の駅駐車場、地質調査ということですが、残土利用ということで 残土は間に合うのかどうかというものも質問しましたが、予算とは関係ないから答えな いということでよろしいのでしょうか。

それから、東京のキー局、多分キー局と言われている局でテレビ東京の、多分昔でい う4、6、8、10、12ですか、これで理解していいのかどうか、12が入るのか入らない かという部分なのですが。

もう一つ、MIDETTE、私は2度ほど日本橋、足運んで店舗の中身見ております。 定期的に各地の食材などを出しまして、ラーメンとか、そういった食べ物までも提供で きるような施設でございます。場所的にもまあまあいいところですが、あれ以上のとこ ろというと、料金を考えれば多分あとは日本橋ですか、近くですと銀座とか、場合によ っては秋葉原あたりはもしかしたらば選考の対象になるかと思うのですが、いつごろま でに場所です、アンテナショップの場所を決めるのかどうかお尋ねします。

○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 先ほどは大変失礼しました。道の駅の残土でございますけれど も、今年、27年の6月に建設事務所との打ち合わせで、いよいよ残土の搬入が目に見え てきたということで今回委託出しましたけれども、そのときの部分では建設事務所には 全部で1万立米ほど必要だというふうな部分は随分前から伝えておりますので、その点 は建設事務所でも承知しているものと思っております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) テレビ局でございますが、都内のテレビ局5局、東京 テレビを含む5局で流したいというふうに思っているところでございます。

あと、場所の選定でありますが、本予算を見てみていただきまして、実施予定が11月中というふうに今動いておりますので、それに向けて合わせるべく場所の選定をしていきたいというふうに思っているところでございます。

(「了解」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) ほかにありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) ご質問します。

今まで話題になっておりますアンテナショップ関係なのですけれども、今回地域創生総合支援事業として県から市町村枠として4分の3いただくと。570万円に町の費用223万円を追加して700万円、約800万円の事業費でやるわけですが。アンテナショップ、23区の人の集まる地域ということでございますが、発想を、要するに例えば銀座とか新宿とか池袋とか、そういうところではなくて、それからちょっと外れた、要するに東横線だとか小田急線とか京王線とか。要するに東京から自分の住んでいる地域に帰る場合、沿線沿いの結節点ありますね、私鉄の沿線の乗り継ぐ場所とか。そういうところなんかは、ほかの県でそういう地域の例えば居酒屋さんとかあるいは八百屋さんとか、そういうところに年間を通してアンテナショップで町の物産を置いてもらう。要するに通勤、通学のときにかなり多くの人が通る。そういうところに置くのも安くて結構町のPRできる一つのアイデアかなということで、前も何かテレビでやっておりましたから、必ずしも新宿とか池袋とかあるいは銀座とか、要するにそういう人のいっぱい集まるテナント料の高いところに設置するだけが一番いいのではなくて、やっぱりそういう方法もあるということもひとつ考えていただければと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

それから、説明書の27ページ、議会の放送システムがだめになって今回入れかえするわけですが、今回はどこの業者がやるのか。また、現在もとの機械は日本無線の機械でございましたが、どこのメーカーの設備の機械導入になったのか、お知らせいただきたいと思います。

それから、31ページ、道の駅の件なのですが、全国道の駅の連絡会の会費とかあるいはふくしま道の駅・空の駅まつりということでそれぞれ1万7,000円、1万円計上しておりますが、前の前駅長は県の道の駅の駅長会の会長をやっていて、かなりのところに顔

を出して下郷の営業、PR活動をやっておりましたが、4月から駅長がかわりまして、そういうところの対外的なものに積極的に行って、町の観光PRあるいはほかの地域の人たちの人的交流を図るということでやっていただきたいのですが、今度の新しい駅長はそういうところに積極的に参加させるのかどうか、その辺は社長であります町長がどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

それから、33ページになりますが、款の10教育費の中で3と4、文化財保護費と文化 財整備費にどちらに関係するのかわかりませんが、中妻地域で埋蔵文化財の発掘調査や ってございます。町で県に文化課に負担金を出して県でやる事業だと思いますが、そこ に従事している町内の人たち、聞くところによりますと、昨年の時給単価は1,000円ぐら いだった。しかし、今年度は800円ぐらいまで下がったというような苦情をちょっと耳に したのですが、その原因は何なのか、そしてそれは事実かどうかお知らせいただきたい と思います。

同じく33ページ、10の教育費の中の保健体育総務費の中の市町村対抗福島ソフトボール大会の出場助成金17万9,000円。今回南相馬市でやられるということで、宿泊費22名分を計上したということでございますが、当初予算で30万7,000円とっておりますが、30万7,000円の中身は何なのか。例えばユニホームとか何かだと思いますが、17万9,000円、これは宿泊費だと解釈しますが、以前市町村対抗の野球の出場に関しましては、宿泊費なんかはつけてございませんでした。朝、第1試合目の試合開始が8時。そうしますと、町のバスで出発するのが4時ごろということで、2時間前ぐらいに福島に着いて、そしてアップをして、8時から試合に挑む。だから、かなり時間的にきついわけなのです。こういうものには宿泊費をつけなかった。今回はつけるということで、その辺の整合性があるのかどうか。そして、今後例えば野球が朝一番の試合開始になった場合に、そういう宿泊費を伴った補助を欲しいというような要請があった場合、それは考えるのかどうか、お聞きしたいと思います。また、他のいろんな団体が県の大会にスポーツ交流とかあるいは大会に出場しますが、そういった出場する場合の補助金の率といいますか、そういうものの整合性、こういうものはきちっとほかの団体ともとれているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
  - 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) アンテナショップの場所についてのご質問でございますが、この事業につきましては県の今言われましたように地方創生総合支援事業ということで1週間程度、短期間にアンテナショップを設けるものでございます。5番議員さんのご意見等も参考にしながら、効果の上がる場所等の選定に努めていきたいというふうに思っております。

あと、会議場の音響でございますが、メーカー業者ということでございますが、調査、 検討しましたのは、まず国産の製品であること、あとは常に故障が起きた場合にメンテ に来てくれるところということで、そういう条件でもってそれぞれの業者さんから見積 もりをいただいたところであります。本予算が成立次第、入札に付しまして、そこでど このメーカーのものがつくられるか、業者さんは誰になるかというのが決定されるとこ ろでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) ただいま佐藤議員の道の駅の関係でございますが、PR、それから宣伝 活動は前駅長よりもさらにやっていただくことを私から指示しております。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 教育次長、星修二君。
- ○教育次長(星修二君) まず、発掘関係の単価でございますが、盛雄議員おっしゃるとおり県事業でありまして、正確な単価は把握しておりません。ただ、町よりは若干低いという話は聞いております。

それから、保健体育関係のソフトボールに対する補助でございますが、まず30万7,000円が当初予算で予算化されているということで、その中身については大会の参加費等が4万円、それからユニホーム補助が28人で2分の1ということで26万6,122円ということで合わせて30万7,000円ということでございます。

それから、野球関係との整合性ということでございますが、今まで野球についてはほとんどが福島市ということで大会が行われておりました。その関係上、朝9時半ぐらいが第1試合だと思うのですが、今回は9時半が一番最初だったらしいのですが、その関係上、町バスを利用していくものですから何とか対応していただくということで、宿泊費のほうは出しておりませんでした。今回ソフトボールについては相馬市でございますので、今回の大会については相馬市の相馬光陽ソフトボール場というところで開催されます。本チームについては、10月の24日1時から飯舘と川内村の勝者と対戦します。勝った場合なのですが、翌日9時30分からということで、このための教育委員会としましては宿泊が必要だというような判断で補助の予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) アンテナショップですが、総務課長がおっしゃったことわかるのですが、要するに1週間だけでアンテナショップ建てるというのはアンテナにならないのです、町長。だから、年間通してやはりそこへ行けば下郷の物産があるというのが本当の下郷のアピール効果なのです。ですから、必ずしも要するに高いテナント料を払ってそこで1週間やるのかあるいはさっき申し上げたそういう住宅圏で通勤圏のお客さんがおりる、駅前のそういうところに設置するなんていうのが一つのアイデアとしてはやっぱりいいのです。何かどこかの町村でもそれをやっているところがありました。居酒屋さんにアンテナショップを張るとか。ですから、今後やはり1週間というのは本当の短期的なものでは、ただもう本当の一発勝負で終わってしまいますから、そういうこともやはり考えるべきだと思いますが、町長、もう一度お答え願いたいと思います。

それから、ソフトの関係は勝ったという前提で宿泊するということなので、了解しま した。ありがとうございました。もう一度、町長。

- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) アンテナショップの場所の検討からいろいろな検討したらいいのではないかというご質問でございますが、十分今回の事業を実施した上で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(「検討してください。アンテナ高く」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の 件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を 採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の 件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第13 議員提出議案第3号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定に ついて

○議長(佐藤一美君) 日程第13、議員提出議案第3号 下郷町議会会議規則の一部を改正 する規則の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議員提出議案第3号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第 1 4 議員提出議案第 4 号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書の提出について

○議長(佐藤一美君) 日程第14、議員提出議案第4号 森林吸収源対策に係る安定的財源 確保と山村振興対策の推進を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条 第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議員提出議案第4号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回下郷町議会定例会を閉会いたします。(午後 4時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月18日

## 下郷町議会議長

- 同 署名議員
- 同 署名議員